
第2編 風水害等対策計画

第1章 風水害等対策に携わる組織と応援体制の整備

第1節 対策に携わる組織の整備

■基本的考え方

本計画は、市、県及び防災関係機関は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していく必要があることから、職員への災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、関係部局間等の緊密な情報交換等を行うことを定めるものである。

関係班

全班

第1 活動体制の全体像

1 つくばみらい市防災会議

市は、災対法第16条に基づき、つくばみらい市防災会議を設置し、地域の災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画を作成し、対策推進を行う。

また、水防法第34条に基づき、市地域の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する。

2 関連する防災組織

(1) つくばみらい市災害対策本部

災対法第23条の2に基づき、地域防災計画の定めによる市地域の災害発生又は拡大の予防及び災害応急対策を実施する。

第2 市の活動体制の整備

1 市職員への災害時の役割と体制の周知徹底

市は、職員に対して、日常業務とは異なる災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、災害時の役割と体制、必要な知識や心構えなどについて周知徹底を図るほか、専門研修機関への計画的な職員派遣などを通じて専門的知見を有する職員を育成するとともに、地域防災計画に基づき、震災応急対策に関する活動マニュアル等の整備を図っていく。また、これらをもとに、実効性の高い防災訓練を実施する。

また、市の各部局は、災害時に他の部局や防災関係機関等とも円滑に連携が図れるよう、情

報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておく。なお、震災時には、十分な人員の確保ができない場合も想定されるため関係業界等との協力体制の強化を推進する。

2 各部局における活動マニュアルの作成

市の各部局は、本計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、防災課及び各部局において応急対策に関する活動マニュアルを作成し周知徹底を図る。

なお、活動マニュアルは組織の改編や人事異動、本計画の見直し等の状況の変化に対応し毎年検討を加え、必要があると認めた場合は修正を行う。

3 業務継続計画（BCP）の策定

市は、災害時に速やかに職員を招集し応急対策活動を実施できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、災害応急対策等に必要となる庁舎の代替施設及び電気・水・食料の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要データの保全並びに応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）の整理等に万全を期する。

4 災害時の職員動員システムの構築

市は、災害時における職員の人事管理を効率的かつ迅速に行うための、システムの構築を検討する。

5 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

市及び防災関係機関は、男女共同参画の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画について積極的に拡大する。

第3 防災関係機関等の活動体制の整備

防災関係機関等は、災害時の防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、応急対策に関する活動マニュアル等の整備を図る。

また、災害時に市を含む他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関間の連携体制を整備する。

第2節 相互応援体制の整備

■基本的考え方

本計画は、災害発生時には、災害規模等により、近隣の自治体も大きな被害を受ける可能性があるため、広域的な相互応援体制が必要となり、災害時の応援体制を円滑に確立するため、平常時から訓練・情報交換等による連携の強化等を定めるものである。

関係班

本部統括班

第1 応援要請・受入体制の整備

1 市町村間の相互応援

(1) 協定の締結

市は平成6年4月1日に茨城県内全市町村と「災害時等の相互応援に関する協定」を締結している。また、平成25年3月19日には埼玉県伊奈町、同年10月2日には千葉県浦安市と「災害時における相互応援に関する協定書」を締結している。

消防本部は、市域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図る。

また、消防組織法第39条の規定に基づき、県内の市町村と「茨城県広域消防相互応援協定」を平成29年6月に締結している。

(2) 応援要請体制の整備

市は、災害時(その後の復旧・復興対策を含む)の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。

また、平常時から協定を締結した他市区町村との間で訓練、情報交換等を実施する。

なお、マニュアルの整備に当たっては、必要に応じて県の支援を受ける。

(3) 応援受入体制の整備

市及び消防本部は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及び受援計画を整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。

また、平常時から協定を締結した他市区町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

さらに、全国的な消防広域応援受入れのための拠点施設、他自治体職員等からの応援派遣職員受入れのための拠点施設並びに市外からの広域的な救援物資の受入れ・保管・仕分け・配送を効率的に行うための集配拠点施設について、関係機関や各施設管理者の協力を得て、必要な環境整備を行う。

(4) 近隣との相互連携

近隣自治体との連携を強化し、災害時の適切な相互協力を図るよう努める。

特に、災害時における通勤・通学者の「安否情報」の交換、行政境界地域における「災害時広報」や「指定緊急避難場所」の相互提供、食料、水、生活必需品、医薬品、燃料及び所要の資機材・人員等の相互応援、災害廃棄物の広域処理などについて、情報交換や必要なマニュアルの整備等を進める。

(5) 広域的な相互応援

広範囲で甚大な被害となった場合に備え、災害時の相互応援やその後の復旧・復興対策などについて、遠隔地の自治体との協定締結を推進し、災害廃棄物処理、医療・救護、食料・生活必需品の調達、広域的一時滞在（避難者の受入れ）等への広域的な協力体制の整備を進める。

2 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

3 公共的団体等との協力体制の確立

市は、その市域内又は所掌事務に係る公共的団体に対して震災時において応急対策等に対し、その積極的協力が得られるよう協力体制を整備する。このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう要請し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるような体制の整備を図る。

4 民間事業者等各種団体との協力体制の確立

市は、災害時における人的・物的支援についての協力を確保するため、今後とも民間事業者等各種団体と、物資及び資材の供給、燃料の補給、避難への協力等、災害応援協定の締結を図る。

第2 防災関係機関の連携及び災害応急体制の整備

1 マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

2 防災関係機関の連携体制の整備

市域を管轄、または市域内にある防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑かつ効率的に対策が講じられるよう平常時から情報交換、連絡調整の場を整備するとともに、連絡を密にしておく。

第3節 自主防災活動体制の整備

■基本的考え方	
この計画は、市民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、地域の防災活動が効果的に行えるよう、自主防災組織の確立について定めるとともに、共助の考え方に基づいて活動を行うボランティア組織の活動の支援体制について定めるものである。	
関係班	本部統括班、農業商工班、救助班

第1 自主防災組織の育成・連携

1 自主防災組織の整備

市は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代や男女がともに参加できるような環境を整備し、これらの日常活動、訓練の実施を促進する。

(1) 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発し、自主防災組織の結成を推進する。

(2) 自主防災組織の編成

①自主防災組織は、地域既存のコミュニティである自治会等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けする。

なお、自主防災組織の編成においては、女性の参加促進にも配慮する。

②地域内の事業所における防災組織を自主防災組織として位置づけることについて、自主防災組織設置要綱の修正を検討する。また、消防団協力事業所として積極的に認定を行う。

③多様な世代が参加できるような環境整備を図る。

(3) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は以下の通りであり、自主防災組織は市と十分協議の上、組織についての規模や防災計画を定める。

[平常時]

- ①災害時要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ②日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等
- ③情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ⑤家庭及び地域における防災点検の実施
- ⑥地域における高齢者、障がい者等の避難行動要支援者*の把握

⑦災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

[発災時]

①情報の収集及び伝達

②出火防止、初期消火の実施

③避難誘導、集団避難の実施

④救出・救護の実施及び協力

⑤給食、給水

⑥炊き出し及び給水、救援物資の分配に対する協力

⑦避難行動要支援者の安否確認・安全確保、移動補助

※避難行動要支援者：市内に居住する災害時要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

2 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織間、消防団との協力体制の整備を目的として、協議会を設置し、組織間の情報交換、合同での防災訓練、研修会、応急手当講習会等を行うなど連携体制を強化する。また、消防団との連携を促進する。

市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び補助を行う。

3 防災リーダー・防災士の養成

市は、消防本部、警察署等関係機関と連携し、自主防災組織のリーダーを養成するための教育や研修の実施、講習会や防災対策会議等への参加を促進し、自主防災組織の活動の活性化を図る。また、その際、女性の参画を促すよう努める。

なお、防災リーダーの育成を促進するため、防災士の資格取得を積極的に促進する。

4 自主防災組織の備蓄

自主防災組織は、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の初期消火用資機材やジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材、保存食や飲料水等の備蓄や適切な管理に努める。

第2 事業所防災体制の強化

1 事業所の防災管理体制の強化

(1) 自主防災組織等の設置推進施設

次の施設を対象に自主防災組織等の設置の推進を図る。自主防災組織等は防災訓練や講習等に参加し、防災行動力の向上に努める。

①宿泊施設、学校など多数の者が利用する施設

②危険物、高圧ガス貯蔵所又は取扱所

③多数の従業員がいる事業所で組織的に防災活動を行うことが望ましい施設。ただし、消

防法第36条の規定により防災管理者を置き、消防計画を作成し自衛消防組織を設置している事業所については、新たに自主防災組織の設置の必要は無く、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備する。

(2) 防災担当者の設置

施設の自主防災組織等には、防災業務を推進する責任者として、防災担当者を置かせるものとする。ただし、法令に基づいて、これと同様の職務を有する者が定められている場合は、その者を防災担当者とすることができる。

2 危険物施設及び高圧ガス関係事業所等の防災組織

危険物や高圧ガス、石油類、劇毒物等には、爆発性、毒性等の性質があり、地震によって施設等に被害が生じた場合には、防災機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。

このため、市は危険物施設や高圧ガス関係事業所に消防法や高圧ガス保安法に基づき事業所の自主防災体制の強化を図るよう指導するとともに、常総地方危険物安全協会や(社)茨城県高圧ガス保安協会等の関係団体を通じて、事業所相互の効果的な応援体制を確立する。

3 工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

(1) 自衛消防隊等の設置の目的

劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置する。

(2) 自衛消防隊等の設置対象施設

- ①中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設
- ②石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ③多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、被害軽減に当たることが効果的である施設
- ④雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

(3) 自衛消防隊等の設置要領

消防署は、事業所の規模、形態により、例えば、百貨店、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする建物は、消防法第8条の規定による防火管理者を選任することによるほか、管理権限が別れている複合用途の雑居ビル等の場合、共同防火管理協議会を中心とする防火体制の整備を指導するなど、その実態に応じた組織づくりを指導する。

また、危険物施設や高圧ガス施設等の場合、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所及び相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は、消防計画や防災計画を策定する。

4 自衛消防隊等の活動の推進

(1) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自衛消防隊等の活動の推進

ア 平常時

- ① 防災訓練
- ② 施設及び整備等の点検整備
- ③ 従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

- ① 情報の収集伝達
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 避難誘導・救出救護

第3 ボランティア組織の育成・連携

市は、日本赤十字社、社会福祉協議会やボランティア団体、NPO等との連携を図る。

また、地域における的確なボランティア活動の展開を図るとともに、以下に掲げる事項に取り組む。

1 災害時ボランティアの定義

災害時ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとNPO等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち、一般ボランティアと専門ボランティア（医療、語学、アマチュア無線等）とに区分し、関係団体等がそれぞれ受入れ、派遣等に係る調整を行う。

また、災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会を設置し、防災ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。

表：防災ボランティアの区分別活動内容等

区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口
一般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介助、手話等	養成有り 登録有り	県（保健福祉部） 市町村	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会
医療・防疫	医療活動(医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士)、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導(薬剤師)、健康管理・栄養指導(保健師、助産師、栄養士) 歯科診療(歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士)、メンタルケア(精神保健福祉士、臨床心理士)、医業類似行為業務の提供(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)	養成無し 登録無し	県(保健福祉部)	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会
語学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県(県民生活環境部)	県国際交流協会
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し	県(防災・危機管理部)	県(防災・危機管理部)

2 一般ボランティアの「担当窓口」の設置

市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を市社会福祉協議会に設置する。また、災害時におけるボランティア活動の「受入窓口」についても、市社会福祉協議会が設置するが、市は市社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティアの受入れ及び活動が円滑に行われるよう積極的に支援し、災害時の協力体制強化を図る。また、「受入窓口」では、被災ニーズの把握に努めるとともに、ホームページに受入窓口を掲載するなど、「受入窓口」について周知する。

3 「受入窓口」の整備と応援体制の確立

市社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入窓口」となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等あらかじめその機能を強化する。また、県社会福祉協議会と締結している「災害時支援に関する協定」に基づき、応援要請を行うことで、災害時の体制強化を図る。

また、NPOやボランティア団体だけでなく、組織化されていないボランティアが円滑に支

援活動を行えるよう、市社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、防災訓練の実施、災害時の具体的な活動指針を示した「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」等により体制づくりを推進する。

4 一般ボランティアの養成・登録

県社会福祉協議会、市社会福祉協議会は、一般ボランティアの養成・登録に当たり、次の対策を実施する。

(1) コーディネート機能の強化

災害時に県社会福祉協議会は「ボランティア支援本部」、市社会福祉協議会は「災害ボランティアセンター」を設置するが、災害時におけるボランティアの受け入れ、調整、紹介を組織として一元化して行えるよう、あらかじめ職員への研修の充実や訓練の強化をするとともに、関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズへの的確な対応を図るものとする。その際、ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターが行う業務は次のとおりとする。

[ボランティア支援本部における業務(県社会福祉協議会)]

- ①紹介先、紹介人数、活動内容等の市町村レベルでのボランティアの調整
- ②上記に基づくボランティアの紹介
- ③県社会福祉協議会に直接登録しているボランティアの調整及び紹介

[災害ボランティアセンターにおける業務(市社会福祉協議会)]

- ①紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整
- ②上記に基づくボランティアの紹介
- ③ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

(2) ボランティアリーダーの養成

市社会福祉協議会は、災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーの養成・研修を実施する。

(3) 一般ボランティアの登録

市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストを市へ報告し、登録情報の共有化を図る。

5 災害時ボランティアの活動環境の整備

市及び市社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、次の活動環境の整備を実施する。

(1) ボランティア活動の普及・啓発

市及び市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害時ボランティア活動の環境整備に努める。

なお、県社会福祉協議会がボランティアコーディネーター等を対象に開催する研修への参加を促進する。

(2) 防災ボランティアの活動拠点等の整備

市及び市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、きらくやまふれあいの丘、保健福祉センター等にボランティア活動の拠点を設置し、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進めるなど活動拠点を確保する。

(3) ボランティア保険への加入促進

市及び市社会福祉協議会は、災害及び二次災害等担保特約保険へ加入促進を図るとともに助成に努め、ボランティア活動中の事故に対する補償体制の整備に努める。

(4) 被災者支援の迅速・適切な実施

インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実、資機材の十分な確保等ボランティア実施に係る環境整備の推進、ボランティア等の個人情報の保護や感染症予防への配慮などを行い、被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。

6 専門ボランティアの活動への支援等

市は、医療、語学、アマチュア無線等の専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、より専門的な知識を有するボランティアが活動しやすく、かつ参加を促進できる体制の整備に努める。

第4 企業防災の促進

1 事業継続の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、事業所の洪水対策、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

2 防災力の向上

企業は、社員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努める。

また、市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。

また、市及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策に係る業務に従事する企業等は、市との協定締結や防災訓練等の防災対策の実施に協力するよう努める。

3 防災訓練への参加要請

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団等と積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスをを行う。

4 緊急地震速報受信装置等の設置

企業等は、地震発生時に施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

5 情報連絡体制の整備

市は、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

6 帰宅困難者対策

企業は、災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努める。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

1 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。当該地区の住民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

2 地区防災計画の内容

地区防災計画で定める主な内容は、以下のとおりである。

- ①計画の対象範囲、活動体制
- ②地区居住者等が共同して行う防災訓練
- ③地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄
- ④災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援
- ⑤その他の当該地区における防災活動

3 計画提案の手続き

地区居住者等が共同して計画提案を行おうとする場合は、その全員の氏名及び住所を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて市防災会議に提出する。

- ①地区防災計画の素案
- ②計画提案を行うことができる者であることを証する書類

市は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第6 市民並びに団体・事業所の相互協力体制の確立

地域におけるトータルな防災行動力の向上を図るため、自治会や自主防災組織、ボランティア、その他各種団体・事業所若しくはそれら全ての相互協力を促進する。また、災害時要配慮者の通所・入所施設と地域内他組織との交流を促進する。

第4節 情報通信設備等の整備

■基本的考え方

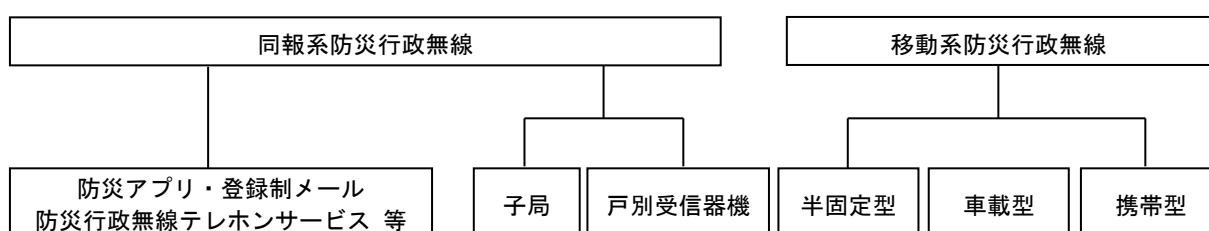
この計画は、災害時において通信連絡が迅速・的確に行えるよう、通信体制の明確化、情報通信設備の維持整備を図るとともに、適切な運用を図るため定めるものである。

関係班	本部統括班、職員班
-----	-----------

第1 概況

現在、防災行政無線により市内全域に情報通信網が整備されている。

図：情報通信網



第2 対策

1 防災機能の集約化と防災拠点の効果的な配置

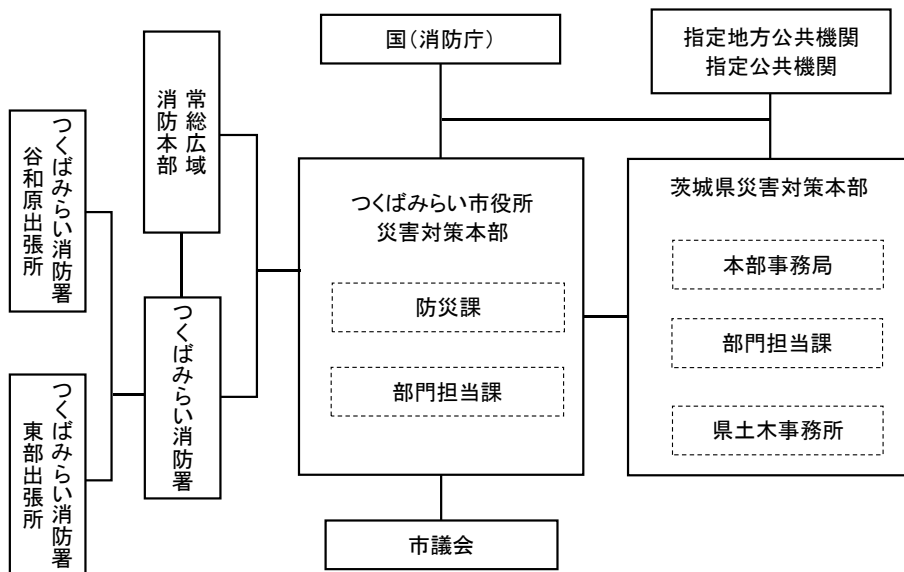
災害時においては、伊奈庁舎及び谷和原庁舎を防災拠点とし、その機能を十分に発揮するため、様々な防災機能の集約化を図るため、以下の観点から適切な配置・整備を行うものとする。

- ①あらゆる災害の危険性が最も低い地域を重視する。
- ②緊急時の交通ネットワーク上最も利便性が高い地域を重視する。
- ③広域避難場所等の周辺地域であることを重視する。
- ④防災通信連絡上最も利便性が高い地域を重視する。
- ⑤消防署等各防災関係機関からの到達時間が最も短く、効率的な地域を重視する。
- ⑥難聴地域が発生しないことを念頭とした防災行政無線を整備する。
- ⑦その他防災上必要な観点。

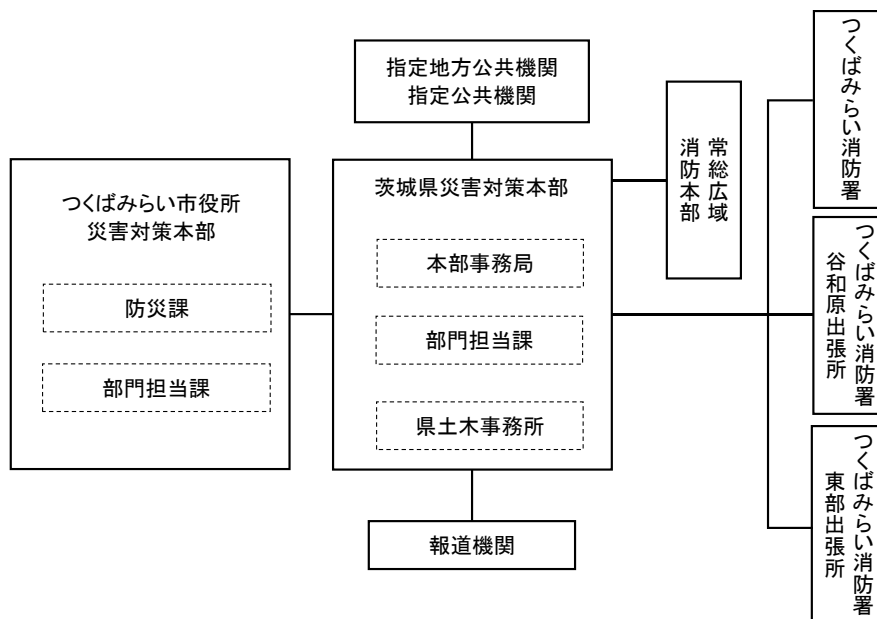
2 災害時通信連絡体制

災害時の通信連絡体制は次のとおりである。

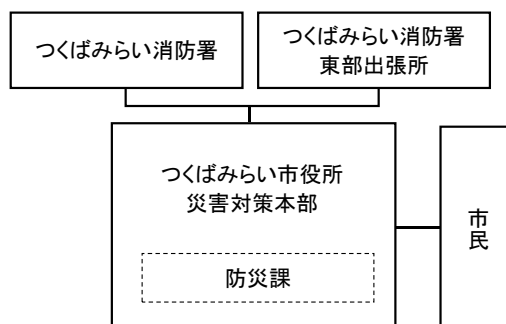
図：電話・FAX等によるルート



図：茨城県防災情報ネットワークシステム



図：防災行政無線



3 通信機器の維持補修

通信機器及び器材が常に活用できるように、随時点検整備に努めるものとする。

4 非常用電源の確保

指定避難所及び指定福祉避難所として指定されている施設を円滑に運営するため、災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備、非常用電源設備や自立分散型エネルギー等の整備に努めるとともに、発電機等の燃料の確保を図る。

5 災害時優先電話の指定（事前対策）

市は、既設の電話番号を所轄の NTT 東日本支店又は営業所へ災害時優先電話として登録を行い、茨城支店長等の承認を受けるとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

6 アマチュア無線ボランティアとの協力体制構築

市は、災害発生後ボランティア担当窓口（市社会福祉協議会）の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、県・市内部及びボランティア受入れ窓口との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

災害時の情報伝達を迅速にするため、アマチュア無線ボランティアとの災害時協定の締結を進める。

7 災害時優先電話の利用

市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

8 業務継続性の強化

市は、情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止するとともに、それを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させる必要がある。

9 サーバの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段について情報通信事業者等と調整を図っておくものとする。

10 耐災性の強化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

11 防災等に資する無線LAN環境の整備

指定避難所及び指定福祉避難所として指定されている学校や福祉施設等において、平常時はセキュリティを維持しながら利用しつつ、災害時には誰でもすぐに接続できる防災等に資する無線LAN環境の整備に努める。

第2章 災害予防

第1節 水害予防

■基本的考え方

この計画は、地域における水害に対する防止力の向上や洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、避難体制の整備などを推進する。

関係班

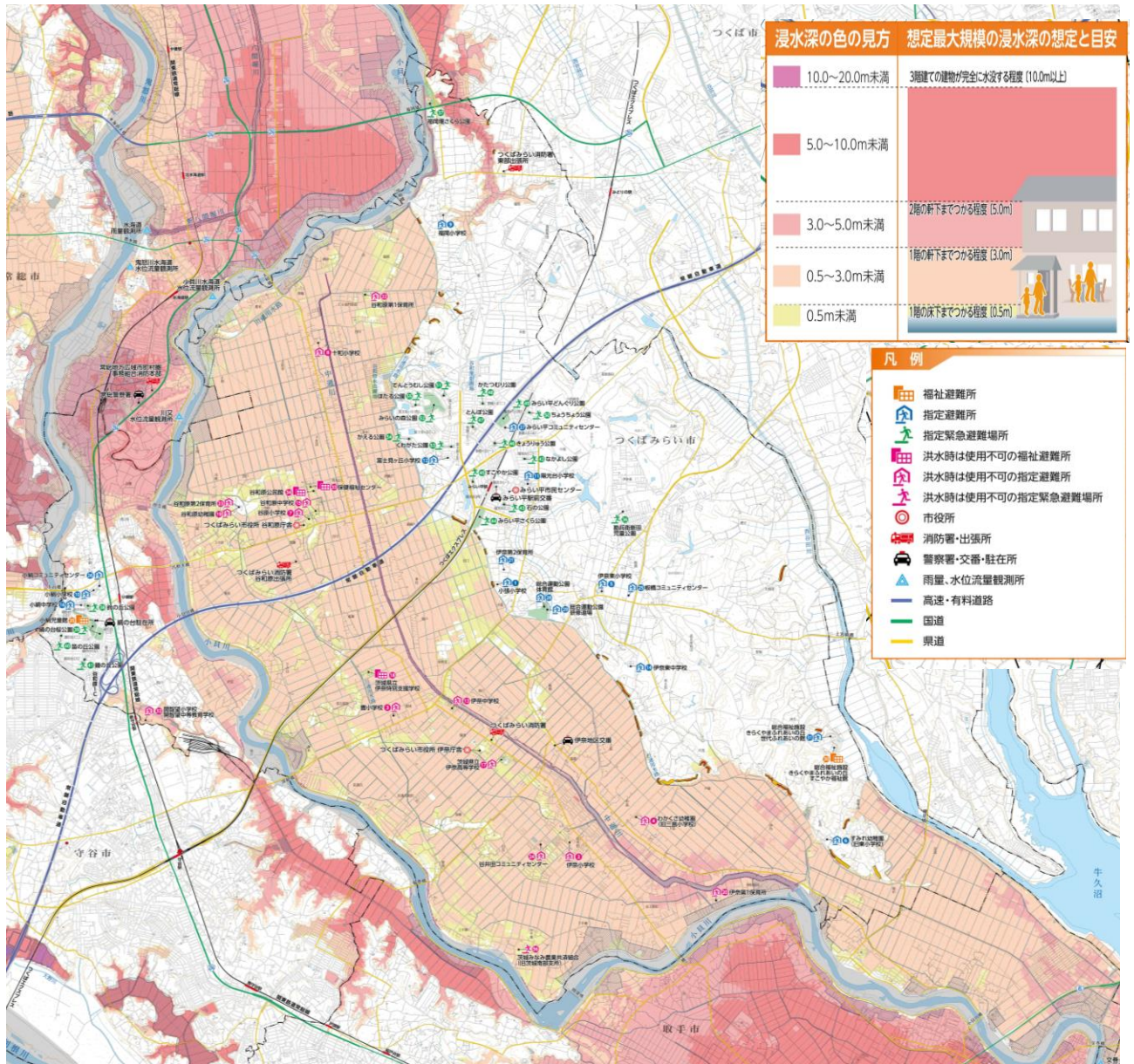
本部統括班、農業商工班、土木班、上下水道班

第1 洪水予報河川等の指定状況

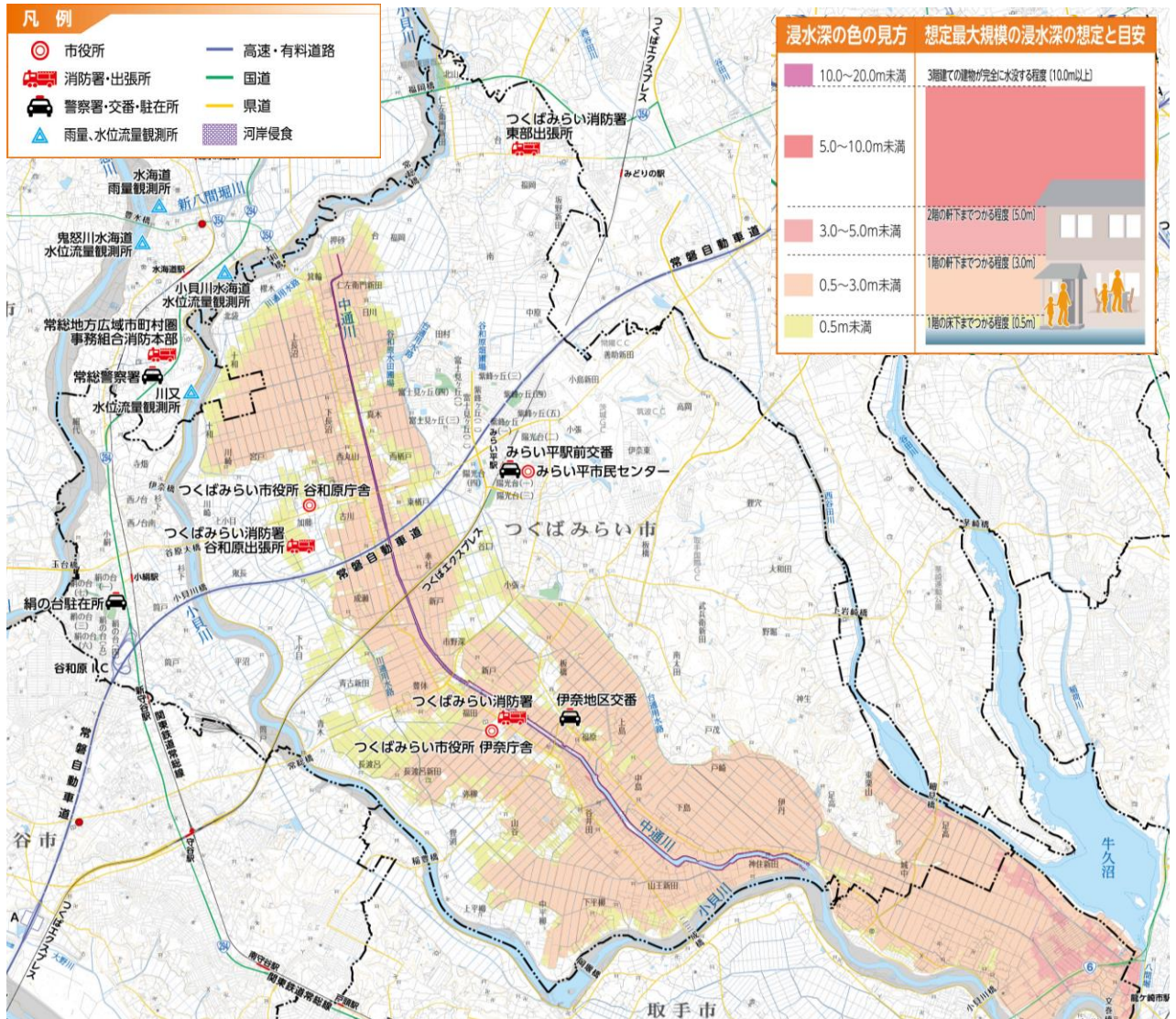
1 概況

- ①市の西部には、利根川水系である鬼怒川が流下している。鬼怒川破堤を想定した被害状況を見ると、細代地区、寺畑地区や杉下地区付近において、最大浸水深 5.0m～10.0m の範囲がみられる他、市の北西部で農地及び宅地への影響がみられる。
- ②市の西部から中央部にかけて利根川水系である小貝川が流下している。小貝川破堤を想定した被害状況を見ると、寺畑地区や杉下地区付近において、最大浸水深5.0m～10.0mの範囲がみられる他、市の北部の押砂地区・樫木地区付近から南東部の伊丹地区・城中地区付近の広範囲にわたり、農地及び宅地への影響がみられる。

図：鬼怒川・小貝川破堤想定による最大浸水深の状況



図：中通川氾濫推定区域図



2 避難体制等の整備

(1) 豪雨被害が想定される河川の対策

豪雨による被害が想定されている小貝川、鬼怒川、中通川については、当該洪水浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①洪水予報等の伝達方法
- ②指定避難所、避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③高齢者等の災害時要配慮者が利用する施設の名称、所在地及び施設への洪水予報等への伝達方法

(2) ハザードマップの作成・配布

上記(1)の事項について市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(洪水マザードマップ等)の配布その他必要な措置を講ずる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

(3) 避難指示等の判断基準・伝達方法マニュアルの作成

避難指示等を躊躇なく発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン(令和3年5月(内閣府防災担当))」を参考に、国(国土交通省、気象庁等)及び県の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成する。

また、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、消防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。さらに、大規模な水害が発生した場合に、住民等が安全かつ迅速に避難できるよう、関係する市町と広域避難に関する必要な調整を行う。

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国(国土交通省)及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

(4) 雨量・水位情報等の効率的な活用

関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の充実を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般市民への提供体制の整備を図る。

また、高齢者、障がい者等にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

(5) 大規模氾濫減災協議会への参画

国及び都道府県知事が大規模はん濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・一体的に推進するために洪水予報河川・水位周知河川毎に組織する「大規模氾濫減災協議会」に参画し、「水害対応タイムライン」に基づく避難指示等の発令や、ICTを活用した災害情報の共有強化等について協議し、市民の円滑かつ迅速な避難を確保し「逃げ遅れゼロ」を目指す。

(6) 浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定している。本市は、鬼怒川、小貝川が指定されている。

なお市は、洪水予報河川等に指定されていない中通川等の中小河川についても、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

ア 浸水実績等の把握

河川管理者（国や県）が保有する過去の浸水や河川の状況等の情報提供を受け、これを参考にして、浸水実績等の把握に努める。

イ 水害リスク情報の周知

把握した浸水実績等を「水害リスク情報」として市民に周知する。周知には、ハザードマップの配布やインターネットでの公表など、地域の実情を踏まえて適切な方法で実施する。

(7) 民間を活用した水防活動の円滑化

水防管理者等に水防活動のために認められている権限の一部を、水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者が行使できることとし、民間事業者による水防活動を円滑化する。

民間事業者は、水防管理者から委託を受けた水防活動の範囲内に限り以下の権限を行使できるものとする。

- ①緊急通行（法 19 条）：水防上緊急の必要がある場所に赴くときの私有地等の通行
- ②公用負担（法 28 条）：水防のため緊急の必要があるときの他人の土地等の使用

(8) 浸水拡大を抑制する施設等の保全

自然堤防等が存する区域が、洪水の際に浸水の拡大を抑制する効用を有する場合、水防管理者がこれを「浸水被害軽減地区」として指定し、保全を図る。

これにより、市民が避難するまでのリードタイムを確保し、又は水防団等が土のう積み等を行う箇所を重点化し、水災による被害の軽減を図る。

(9) 下水道（雨水）整備

災害防止に加え、事前防災・減災等の観点から、市内における浸水リスクを評価し、雨水による被害の高い地域を中心に下水道（雨水）整備を推進する。

第2 水防・避難体制

1 水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、県知事から指定された指定水防管理団体たる市が、水防法第32条の規定に基づき、市の地域にかかる河川の洪水による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

(1) 市の責任（水防法第3条）

水防管理団体たる市は、その管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たすように努める。

- ①水防組織の確立
- ②水防団（消防団）の整備
- ③水防倉庫、資機材の整備
- ④通信連絡系統の確立
- ⑤平常時における河川、堤防等の巡視
- ⑥水防時における適切な水防活動の実施
- ⑦浸水想定区域にある災害時要配慮者関連施設をハザードマップ等で明示し、施設管理者がおこなう利用者の安全確保対策への支援と指示

(2) 水防組織

水防管理者は、水防法第16条による水防警報が発せられ、水位が警戒水位に達したときから、洪水による危険がなくなるまでの間、市役所に水防本部（災害警戒本部）を設置し、事務を処理する。なお、災害対策本部を設置したときは、水防本部を災害対策本部に編成替えし、引き続き水防事務を処理する。

市における水防活動は、消防団及び消防署を主体として行うものとする。

また、水防管理者は、水防に要する輸送、連絡、土木、機械等についてその業務に精通した団体と事前に支援協定を締結し、必要な場合は支援を求めるものとする。

(3) 監視・警戒及び重要水防区域

ア 巡視

水防管理者、消防団長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに土浦土木事務所長又は関係機関に連絡して必要な措置を講じなければならない。

水防活動開始後は、関係分団長は常時担当区域内の堤防を巡視し、異状の際は直ちに報告するとともに必要な処置を講ずるものとする。

（資料編：11-1. 国管理河川重要水防箇所、11-2重要水防箇所・重要水防箇所評定基準）

イ 水防区域の分担

- ①市の水防区域は、11 個分団によって分担して行う。
- ②分団長は、第 1 出動の通報があった場合、担当区域の警備を行うものとする。
- ③水防につき出動を命ぜられた消防団員及び消防署に属するものは、水防上緊急の必要がある場合には、一般交通の用に供しない道路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。
- ④水防管理者は、水防のため消防団が出動した場合、直ちに土浦土木事務所長に報告するものとする。
- ⑤各分団は、担当区域だけではなく、分団相互間で、綿密なる連絡の上に協力し合うものとする。

(4) 水防資材・器具

ア 水防資材等の備蓄・保管

水防倉庫には、常に一定の備蓄資材及び器具を保管するものとする。
また、水防倉庫の管理責任者は、毎年度一定時期に備蓄資材器具を点検整備する。

イ 水防資材等の使用

水防資材を必要とするに至った場合は、水防管理者指示により備蓄資材を使用するものとする。

ただし、緊急の場合は使用後速やかに報告するものとする。

(資料編：11-3水防倉庫及び資機材一覧)

ウ 水防資材の補充

備蓄資材の不足の場合は、業者又は居住者等より資材の提供を受けるものとする。
なお、業者又は居住者等と緊密な連携をとるものとする。

(5) 通信連絡

ア 通信連絡施設等の整備強化

水防管理者は、水防時においても情報及び連絡が迅速かつ確実に行われるよう市防災行政無線、電話、携帯電話及び消防無線等の整備強化に努めるものとする。

(6) 水防活動

水防管理者は、警戒水位に達したときには、次の区分により消防団の出動を命ずる。また、消防署へ連絡を行い連携し、水防活動を行うものとする。

水防管理者は、水防活動に従事する者の安全確保に十分留意して水防活動を実施するものとする。

表：水防活動の発令基準と活動内容

出動区分	発令基準	水防活動内容
待 機	水防団待機水位を超え、更に、水位の上昇があるとき	情報の収集
第1次出動	警戒水位(氾濫注意水位)に達したとき	情報の収集、堤防の巡視、水防活動(工法作業)準備等
第2次出動	警戒水位を超え、特に警戒を要するとき	情報の収集、堤防巡視の強化 危険個所の点検 水防活動(工法作業)等
第3次出動	特別警戒水位(避難判断水位)を超え、危険が予測される場合	情報の収集、堤防巡視の強化 危険個所の嚴重警戒 水防活動(工法作業) 避難誘導等
解 除	警戒水位以下に下降したとき、又は危険がなくなり水防活動を行う必要がなくなったとき	

(7) 公用負担

ア 水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団又は消防署の長は、次の権限を行使することができる

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他資材の使用
- ③土地、土石、竹木その他の機材の収用
- ④車馬、その他運搬具又は器具使用
- ⑤工作物、その他障害物の処分

イ 公用負担命令権証

公用負担を命ずる権限を行使する場合は、水防管理者が発行する身分証明書を携行し、必要あるときは、これを呈示する。

第2節 土砂災害防止

■基本的考え方

この計画は、災害時において迅速かつ的確な災害対策が実施できるよう市域内の急傾斜地崩壊危険区域や土石流危険渓流を調査・把握し、市民の自主避難を促すことによって、災害の未然防止と被害の拡大防止を図るために必要な対策について定めるものである。

関係班

本部統括班、土木班

第1 土砂災害防止法に基づく対策

1 警戒避難体制の整備

警戒区域の指定があった場合、各警戒区域に土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

また、避難指示等について、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他円滑な警戒避難が行われるために必要な事柄を市民に周知する。

第2 土砂災害への対策

1 概況

警戒区域の指定があった場合、各警戒区域に土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

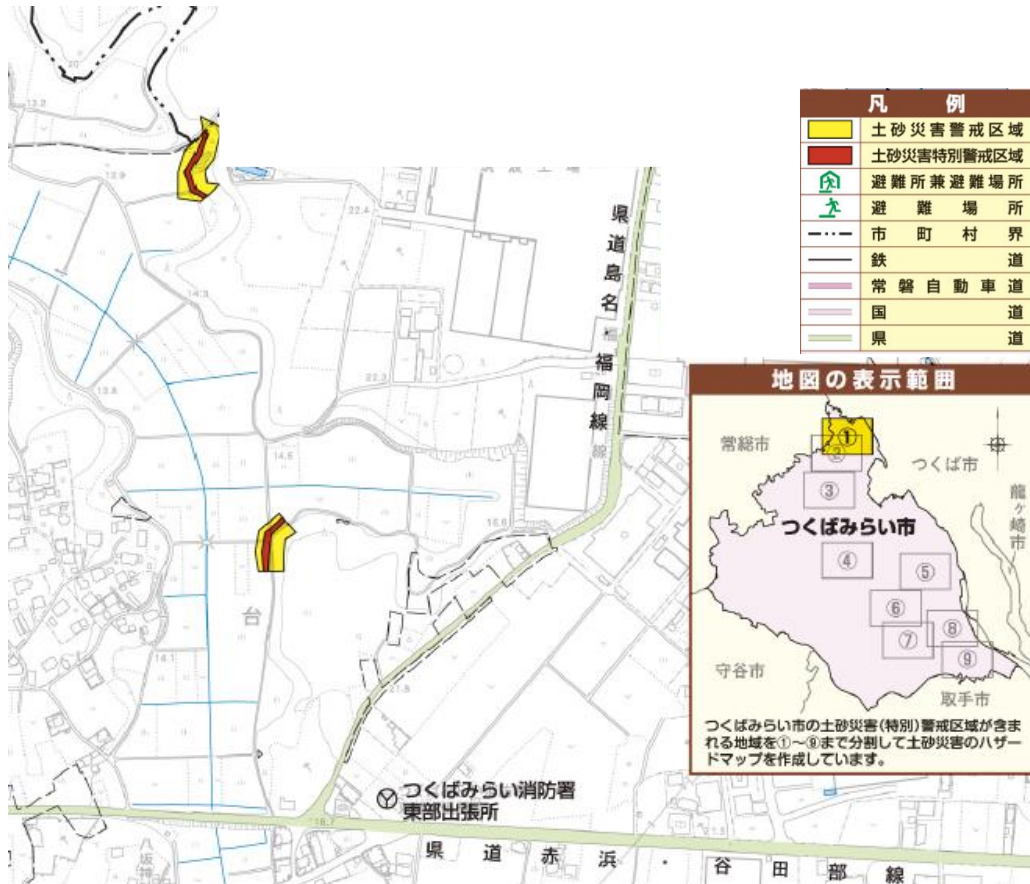
また、避難情報等について、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他円滑な警戒避難が行われるために必要な事柄を市民に周知する。

- ①市の東部（城中地区、戸崎地区、伊丹地区）では急傾斜地危険区域が多数存在している。
- ②急傾斜地崩壊危険区域として4箇所指定されている。
- ③特に城中地区付近では、危険区域に指定されていないものの、多くの保全人家を抱える危険区域が存在していることから、実態調査を実施し、必要に応じて安全確保に向けた様々な対策を講ずる必要がある。

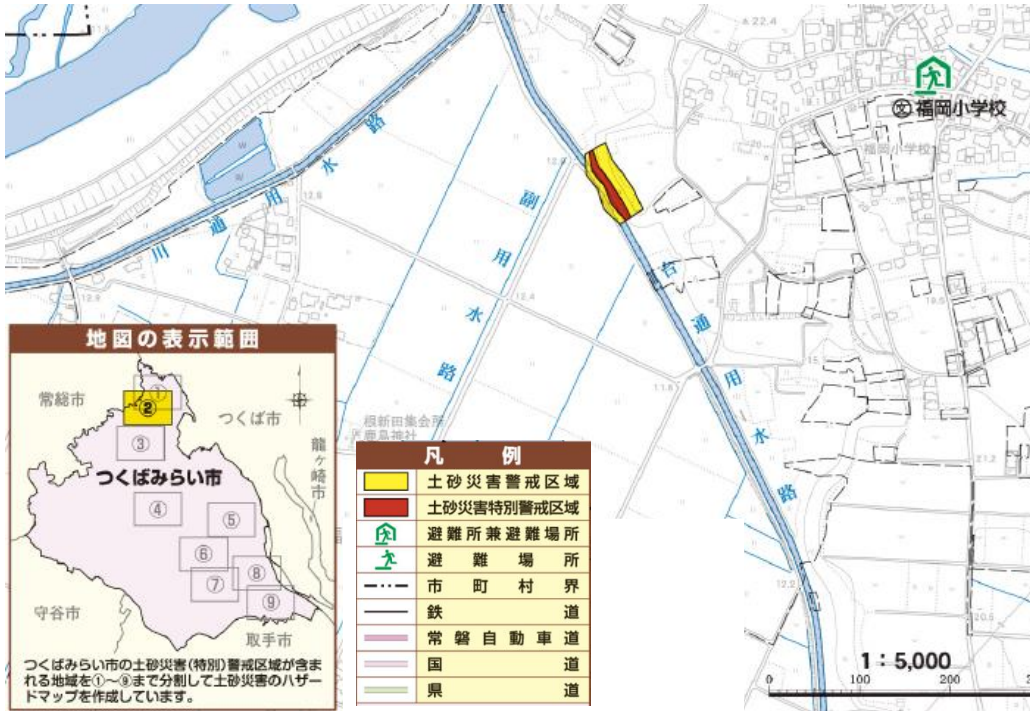
表：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

No.	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示日
1	482-I-001	寺下	つくばみらい市城中	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
2	482-I-002	八幡下	つくばみらい市城中	急傾斜地の崩壊	○	—	H23/10/20
3	482-I-003-1	伊丹	つくばみらい市伊丹	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
	482-I-003-2				○	○	
4	482-I-004-1	戸崎	つくばみらい市戸崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
	482-I-004-2				○	○	
5	482-I-005	小張城山	つくばみらい市小張	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
6	482-I-006-1	天王前	つくばみらい市南太田	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
	482-I-006-2				○	○	
	482-I-006-3				○	○	
7	482-II-001-1	台	つくばみらい市谷口	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
	482-II-001-2				○	○	
	482-II-001-3				○	○	
8	482-II-002	明神下	つくばみらい市南太田	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
9	482-II-003-1	表耕地	つくばみらい市戸茂	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
	482-II-003-2				○	○	
10	482-II-004	東栗山	つくばみらい市東栗山	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
11	482-III-001	大和田	つくばみらい市大和田	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
12	482-III-002	南太田	つくばみらい市南太田	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
13	482-III-003	神生	つくばみらい市神生	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
14	482-III-004	大房地	つくばみらい市板橋	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
15	483-I-001	殿山	つくばみらい市田村	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
16	483-II-002	台坪	つくばみらい市東櫛戸	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
17	483-III-001	苗代山	つくばみらい市台	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
18	483-III-002	原山	つくばみらい市台	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
19	483-III-003	根新田	つくばみらい市福岡	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
20	483-III-004	石尊東	つくばみらい市南	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
21	483-III-005	向山1	つくばみらい市南	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
22	483-III-006	田村城山	つくばみらい市田村	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
23	483-III-007	愛宕	つくばみらい市田村	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
24	483-III-011	向山2	つくばみらい市南	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20

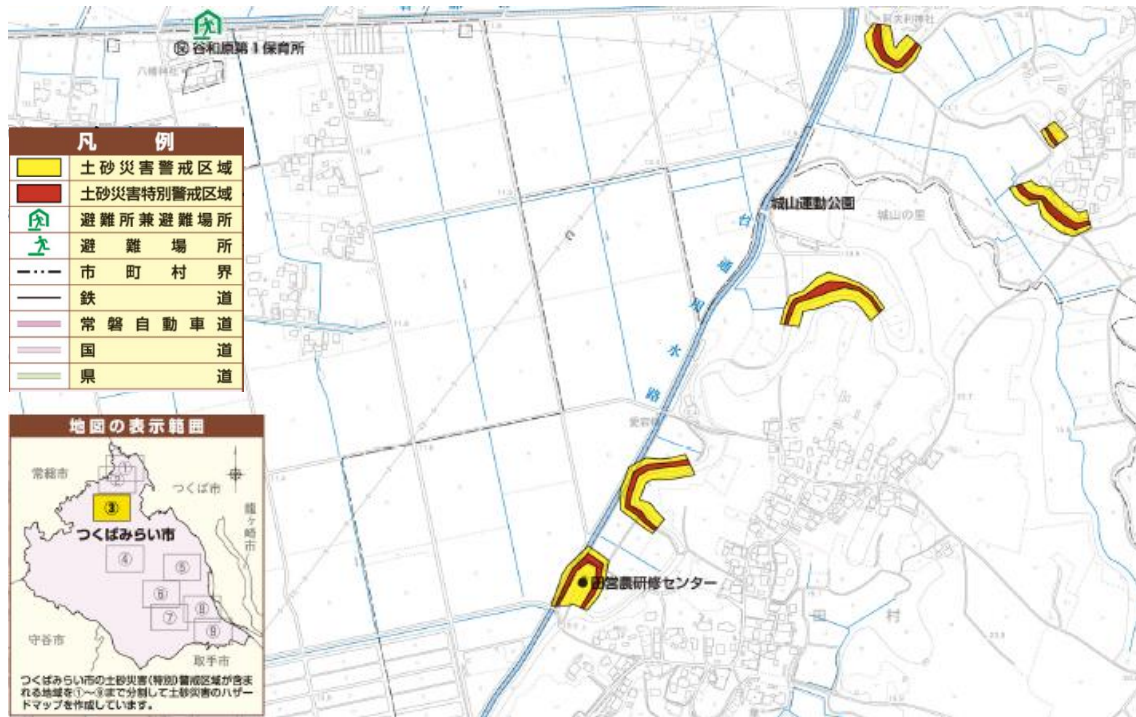
図：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（台地区）



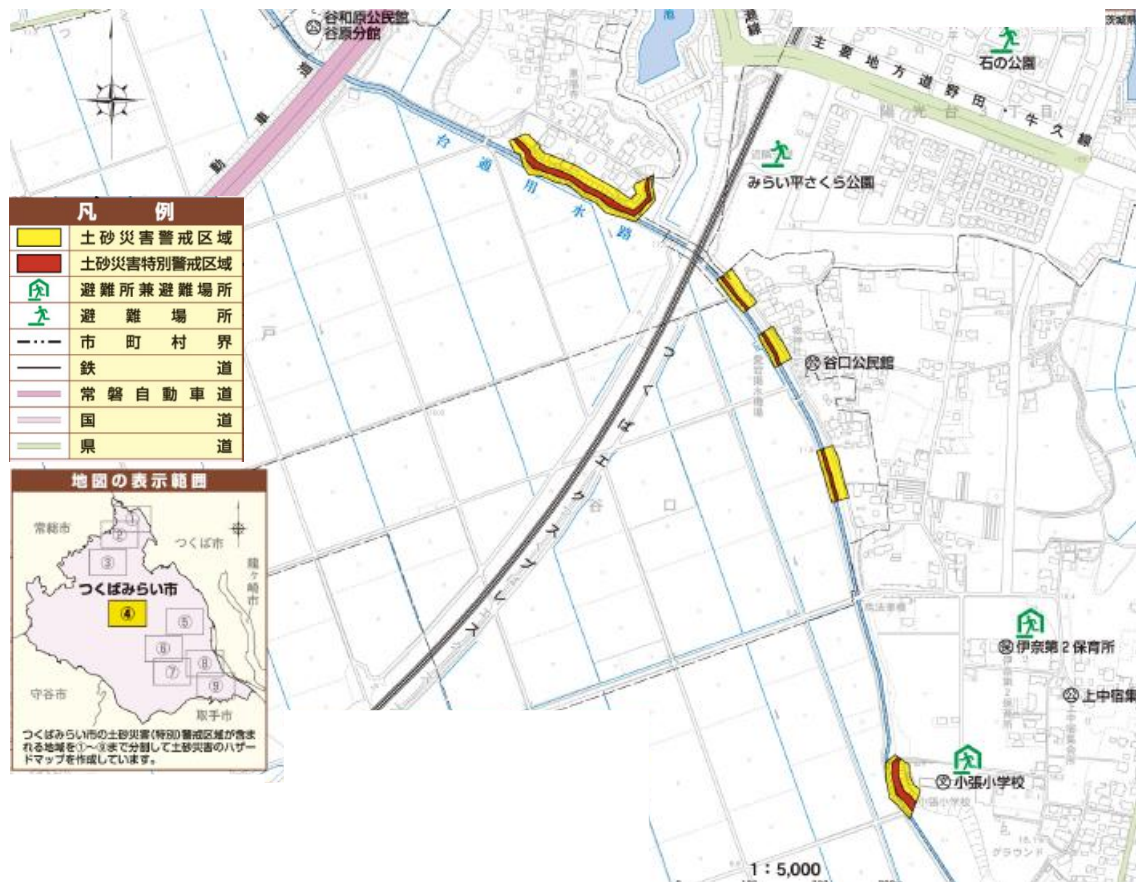
図：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（福岡地区）



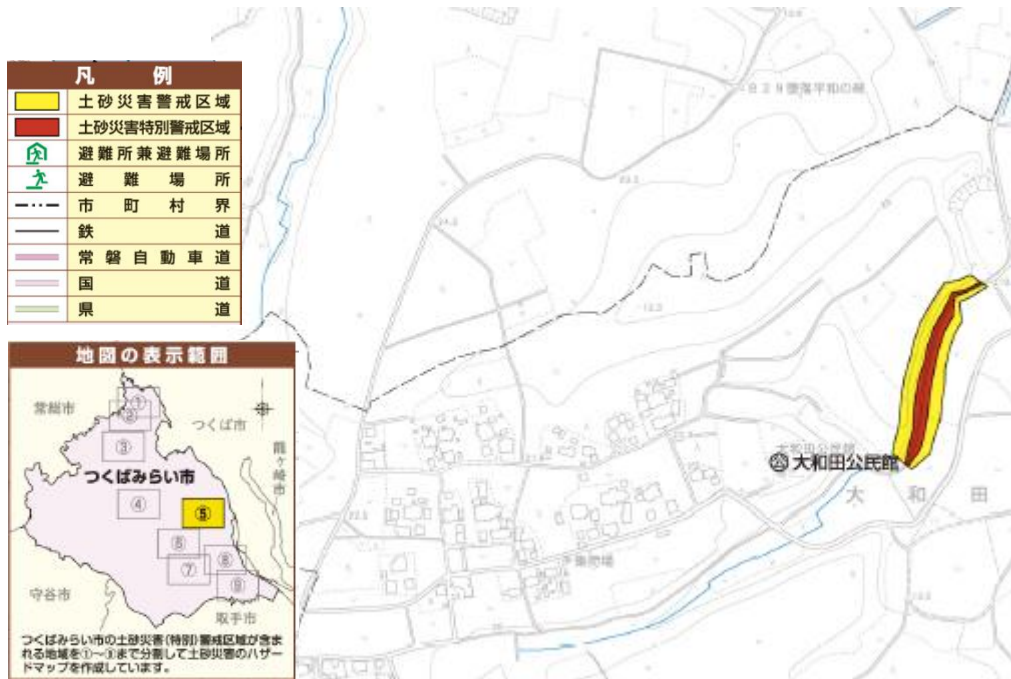
図：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（田村・南地区）



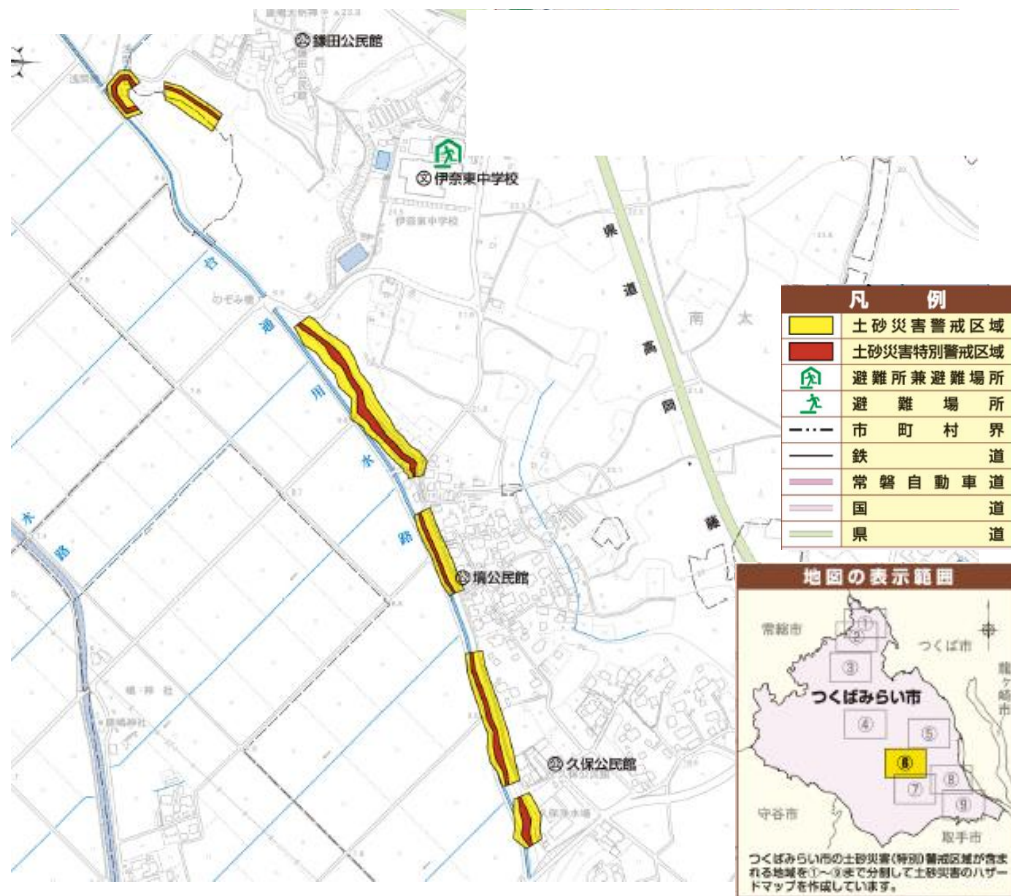
図：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（小張・谷口・東檜戸地区）



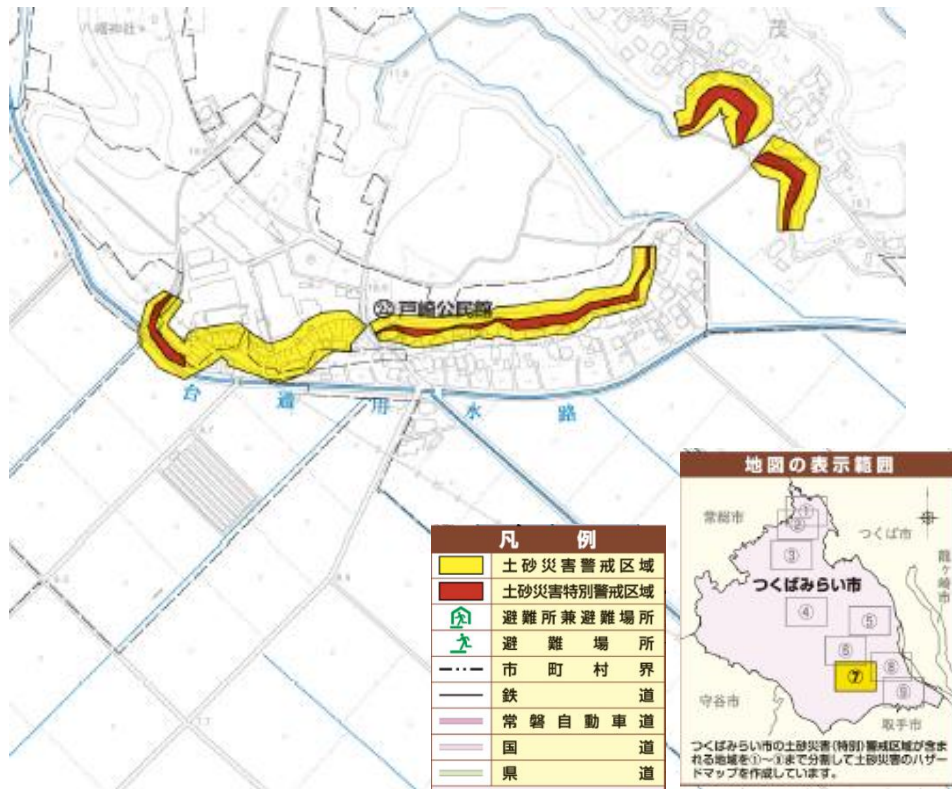
図：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（大和田地区）



図：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（板橋・南太田地区）



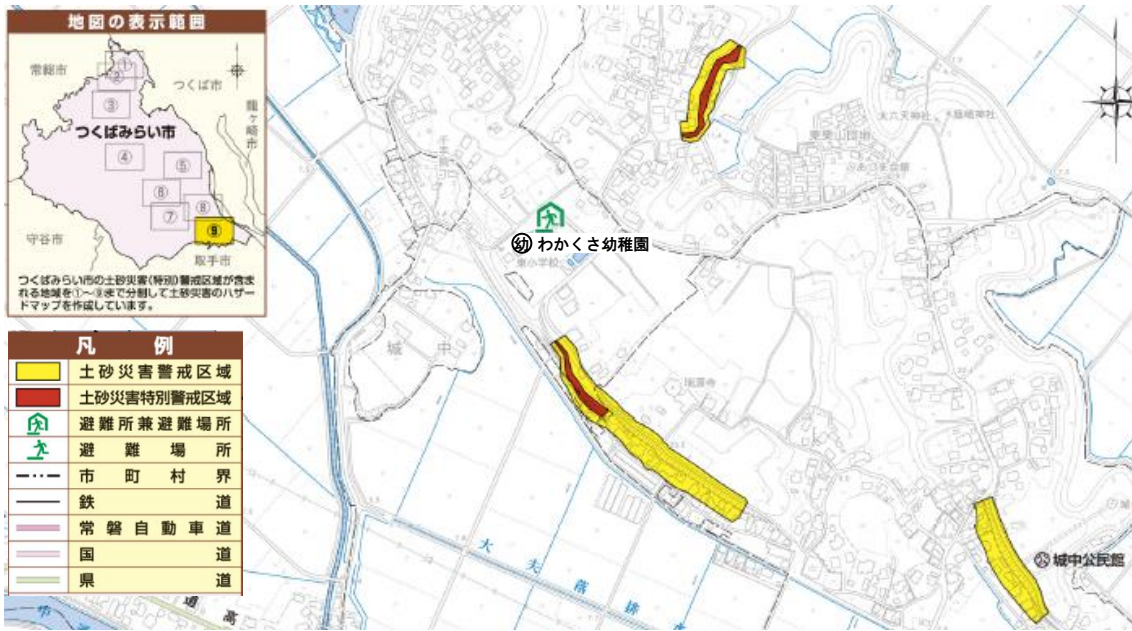
図：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（戸崎・戸茂地区）



図：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（伊丹・神生地区）



図：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（東栗山・城中地区）



表：急傾斜地崩壊危険区域

番号	箇所番号	箇所名	旧町名	住居表示	勾配	高さ(m)	延長(m)	面積(ha)	人家	指定年月日	告示
1	41	城中	伊奈町	城中	70	11	210	0.67	6	S53.10.12	1220号
2	68	城中南	伊奈町	城中	50	7~12	190	0.78	6	S56.5.21	806号
3	180	戸崎	伊奈町	戸崎	50	7~11	220	0.747	5	H5.8.26	1019号
4	185	伊丹	伊奈町	伊丹	55	11~13	150	0.656	6	H6.4.11	529号

※急傾斜地崩壊危険区域指定区域とは、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により県知事が指定した斜面のこと。

表：急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇所番号	箇所分類 I・II・III	斜面区分	箇所名	旧町村名	位置	延長(m)	勾配(度)	高さ(m)	保全家数(戸)
1	482-I-001	I	自然斜面	寺下1	伊奈町	城中	210	40	10	7
2	482-I-002	I	自然斜面	寺下2	伊奈町	城中	190	45	11	6
3	482-I-003	I	自然斜面	伊丹	伊奈町	伊丹	240	35	12	6
4	482-I-004	I	自然斜面	伊奈戸崎	伊奈町	戸崎	180	35	9	7
5	482-I-005	I	自然斜面	城山	伊奈町	小張	100	45	9	0
6	482-I-006	I	自然斜面	天王前	伊奈町	南太田	150	45	10	2
7	482-II-001	II	自然斜面	臺	伊奈町	谷口	95	45	7	2
8	482-II-002	II	自然斜面	明神下	伊奈町	南太田	80	35	10	2
9	482-II-003	II	自然斜面	表耕地	伊奈町	戸茂	100	45	10	2
10	482-III-001	III	自然斜面	大和田	伊奈町	大和田	190	45	10	—
11	482-III-002	III	自然斜面	南太田	伊奈町	南太田	200	30	10	—
12	482-III-003	III	自然斜面	神生	伊奈町	神生	110	45	10	—
13	483-I-001	I	自然斜面	殿山	谷和原村	田村	25	45	5	0
14	483-II-001	II	自然斜面	石尊東	谷和原村	南	25	40	5	1
15	483-II-002	II	自然斜面	台坪	谷和原村	東櫓戸	70	35	7	2
16	483-III-001	III	自然斜面	宝木山a	谷和原村	台	130	30	10	—
17	483-III-002	III	自然斜面	宝木山b	谷和原村	台	100	30	10	—
18	483-III-003	III	自然斜面	根新田	谷和原村	福岡	100	30	10	—
19	483-III-004	III	自然斜面	向山a	谷和原村	南	190	45	10	—
20	483-III-005	III	自然斜面	向山b	谷和原村	南	100	30	10	—
21	483-III-006	III	自然斜面	田上	谷和原村	田村	160	30	10	—
22	483-III-007	III	自然斜面	田a	谷和原村	田村	170	30	10	—
23	483-III-008	III	自然斜面	田b	谷和原村	田村	100	30	15	—
24	483-III-009	III	自然斜面	田c	谷和原村	田村	100	30	10	—
25	483-III-010	III	自然斜面	西櫓戸	谷和原村	西櫓戸	130	45	10	—

※急傾斜地崩壊危険箇所とは、傾斜度が30度以上、高さが5m以上の急傾斜地で、人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある斜面のこと。

2 対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定と対策

急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)」第3条の規定に基づいて県知事が指定する。

市長は、県知事と協議のうえ、指定された危険区域について、安全性確保に向けた必要な措置を講ずる。

ア 急傾斜地崩壊危険区域指定基準

- ①急傾斜地の高さが5m以上及び傾斜度30度以上
- ②急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家5戸以上又は5戸未満であっても官公署病院、宿泊施設等に危害が生ずるおそれがあるもの

(2) 危険区域の実態調査に基づく自主避難の迅速化

指定された危険区域について実態調査を行う。実態調査では、影響範囲(施設)、保全人家の状況など現状を把握するとともに、崩壊の予兆となる事柄を整理し、対象地区の市民に対して注意を呼びかけ、自主避難の迅速化を促す。

3 安全確保に向けた必要な対策の実施

危険区域調査の結果、必要に応じ危険予想区域の所有者、管理者、占有者に対し擁壁及びその他必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう指導する。

4 地盤災害危険度の把握と周知公表

土砂災害防止法第7条第3項において、市長は土砂災害に関する情報の伝達方法等の円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を市民に周知させるため、印刷物の配布、その他の必要な措置を講じるように義務づけられており、具体的にはハザードマップの作成などが求められるところである。

(1) パトロールの実施

危険箇所については、定期的に防災パトロールを実施するほか、大雨等土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロールを実施し、災害発生時の被害縮小に努めるものとする。

また、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地所有者、管理者又は占有者、被害を受ける恐れのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限できるよう、調整するものとする。

(2) 地盤情報のデータベース化

市内の地形、地質、地下水位等に関する情報を収集し、GIS(地理情報システム)を活用して、データベース化を推進する。

(3) データベースの活用

ア 地盤災害対策工事への活用

整備されたデータベースを、インターネットなどを活用して広く公開することによって、公共工事、民間工事における地盤災害対策の必要性の判定などに活用していく。

イ 土砂災害ハザードマップの作成と公表

整備されたデータベースを活用して、土砂災害警戒区域等や指定緊急避難場所、避難経路などを地区単位で詳細に示した土砂災害ハザードマップを作成するとともに、それぞれの対象地区の市民に対して説明会を開催し、市民の災害に関する知識の啓発を図る。

(4) 土砂災害危険区域の周知の徹底と土砂災害防止法等の適切な運用

上記個別地区以外に、市域全域の危険区域分布マップの作成及び配布により土砂災害危険区域について市民に広く周知を図るとともに、危険区域に位置する当事者について安全対策など土砂災害防止法等の適切な運用を図る。

5 斜面崩壊防災対策

土砂災害から、市民の生命及び身体を保護し、安全で快適な生活環境を確保するため、危険区域について現況調査を実施したうえで、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業を推進する。

6 造成地災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。また、造成後は、巡視等により違法な開発の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意のよびかけを実施する。

7 災害防止に関する指導基準

(1) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為計画を認めない。

(2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、茨城県宅地開発許可制度等を遵守させ、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

8 地盤沈下対策

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は災害による被害を増大させる可能性があるとともに、建築物、土木建造物等の耐震性劣化の可能性が指摘されている。

このため、地盤沈下が進行しないよう監視に努めるとともに、地盤沈下の原因となる地下水の過剰揚水等については適切な指導を行う。

9 警戒避難体制の確立

危険区域に対する防災措置が不十分である間は、対象地区の市民に対する警戒避難体制の確立が最も重要である。

市は、土砂災害発生の恐れがある場合、あるいは、危険が緊迫した場合に迅速かつ適切な指示・伝達ができるよう、警戒態勢の確立に努めるものとする。

また、対象地区の市民には、想定される土砂災害発生の予兆・条件について、周知・啓発し、避難準備及び自主的な避難を心がけるなど、災害における自助の向上に努めるものとする。

さらに、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

第3節 竜巻災害防止

■基本的考え方	
本計画は、「竜巻注意情報」が発表された場合、特に監視及び警戒体制を強化し、その変化に注意するとともに、状況により、防災行政無線による情報を提供し、必要な指示を与える等災害の予防に万全を期するために定めるものである。	
関係班	本部統括班

第1 市民の「竜巻注意情報」等の情報入手の推進

1 「竜巻発生確度ナウキャスト」「雷ナウキャスト」の提供

局地的に発生し急激に発達する激しい突風や雷による災害の防止・軽減に向けて、竜巻等の発生確度や雷の激しさを予測し、「竜巻発生確度ナウキャスト」「雷ナウキャスト」の提供から情報入手を啓発する。

2 「竜巻注意情報」

市民が、「竜巻注意情報」を入手できるように茨城県防災情報メール (<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/bousaikiki/bousai/bosai/mail/bosai.html>) に登録を推進する。このために広報紙やポスター、チラシ等により登録方法を広報する。

竜巻注意情報とは、雷、突風、ひょう等に注意を呼びかけ、雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、発表される情報である。

第2 「竜巻注意情報」が発表された場合の予防対策

1 「竜巻注意情報」が発表された場合の予防対策の啓発

人が大勢集まる屋外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む屋外活動、高所・クレーン・足場等の作業のように、安全確保にある程度の時間を要する場合には、早めの避難開始を啓発するとともに、発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動する等、安全確保について啓発する。

2 竜巻接近の兆候

「発達した積乱雲の近づく兆し」とは、

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- (エ) 大粒の雨や、ひょうが降り出す。

第3 竜巻が間近に迫った場合の予防対策

すぐに身を守るための行動をとるための次の行動を啓発する。

1 屋外での行動

- (ア) 頑丈な建造物の物陰に入って身を小さくする。
- (イ) 物置や車庫・プレハブ（仮設建築物）の中は危険。
- (ウ) 空いているシャッターは閉める。
- (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険。

2 屋内での行動

- (ア) 家の1階の窓のない部屋に移動する。
- (イ) 窓やカーテンを閉める。
- (ウ) 窓から離れる。大きなガラス窓の下や周囲は大変危険。
- (エ) 丈夫な机やテーブルの下に入る等身を小さくして頭を守る。

第4 小中学校・保育所（園）等及び介護施設等の予防対策

竜巻は、発生予測が難しく竜巻注意情報の精度にも限界があるとともに、その移動速度も速いことなどから、発生時には小中学校・保育所（園）等及び介護施設等の管理者の迅速な対応が求められる。

小中学校・保育所（園）等及び介護施設等では、施設の特性や児童・生徒園児及び介護者の特性に応じて、竜巻対応マニュアルを策定し研修・訓練等を行い、竜巻からの被害の軽減に取り組む。

第4節 交通

■基本的考え方	
この計画は、被害が想定される箇所について、平常時における道路交通等交通施設の維持補修のあり方とともに、風水害時における交通輸送を円滑に実施するための対策について定めるものである。	
関係班	本部統括班、土木班、上下水道班

第1 概況

1 市の交通体系

市の骨格道路は、南北方向に走る常磐自動車道及び国道 294 号、東西方向に内陸部をつなぐ国道 354 号により形成されている。

2 道路への被害の恐れ

市の東部及び西部の丘陵地の他、市内陸部はおおむね平坦であり、過去において降雨によって自動車交通を阻害する重大な路面冠水箇所はみられないが、都市化の進展を考慮し、今後の道路整備にあたっては、多量の降雨に対応するため道路勾配及び排水施設等に十分配慮した道路建設を行う必要がある。

3 緊急輸送道路の指定状況

市の緊急輸送道路として、広域的な輸送道路として位置づけられる常磐自動車道、南北に守谷市及び常総市と連絡する国道 294 号、東西に茨城県内陸部を連絡する国道 354 号が指定されている。

第2 対策

1 道路建設上配慮すべき事項

豪雨時の道路冠水防止や土砂災害への備えとして、道路建設及び補修、改修時に次の事項に配慮して整備を推進する。

- ①平面線形：できるだけ河川との接近や湿地、沼地等をさける。
- ②縦断線形：平坦地における切土法面はなるべくとらず、水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さをとる。
- ③横断勾配：路面水を速やかに側溝に流下させるに必要な勾配をとる。
- ④路側、横断構造物、切り土部において法長が大きく崩土の恐れがある箇所、盛土法面で常に水と接する部分(堤防併用)、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を設置し法面の保護を図る。
- ⑤横断排水構造物は、洪水時に十分な排出能力を有する通水断面とする。
- ⑥排水側溝、路面水を処理し、速やかに排水路に導き、地下水が高く路面排水が困難なところは、暗渠等を設置する。

2 緊急輸送道路の指定及び安全性の確保

市内の緊急輸送道路は、広域輸送道路として位置づけられる常磐自動車道と、南北に隣接する守谷市及び常総市と連絡する国道 294 号、東西に隣接するつくば市と常総市を連絡する国道 354 号が指定されている。

近隣市では守谷市及びつくば市の救急医療体制は比較的整っており、災害時における避難者輸送及び応急対策に使用する資機材等の運搬等の連絡・連携をさらに強化するため、国道 294 号及び国道 354 号の安全性確保に向けた整備を要請する。

3 道路防災対策の実施

(1) 道路冠水対策

市街地の市道において、豪雨時には地形の状況によって道路の冠水が懸念される箇所があることから、沿道の宅地整備等と併せて道路冠水が懸念される箇所の対策を実施する。

第5節 都市防災

■基本的考え方	
この計画は、市の都市計画と連携し、市街地内及びその周辺地域において、都市災害の未然防止を図るために各種地域地区制度の運用及び都市計画事業の促進など図るべき対策について定めるものである。	
関係班	土木班

第1 概況

- ①市の市街化区域面積は805haとなっている。
- ②用途地域の内訳は、低層低密な住宅市街地を形成する第一種低層住居専用地域が345haで最も多く、用途地域の約4割を占めている。
- ③次いで、工業の利便の増進を図る工業専用地域が120ha、床面積3,000㎡以下の商業や事業所などの立地が認められる第一種住居地域が115haとなっている。
- ④市内には24路線の都市計画道路が計画決定されており、内14路線が供用開始、7路線が一部整備済み、3路線が未整備となっており、全体で82.0%の改良率となっている。

表：都市計画区域及び市街化区域面積

都市計画区域面積	内市街化区域面積
7,916ha (市全域)	805ha

表：用途地域指定の状況

用途地域	合計
第一種低層住居専用地域	345 ha
第二種低層住居専用地域	15 ha
第一種中高層住居専用地域	21 ha
第二種中高層住居専用地域	—
第一種住居地域	115 ha
第二種住居地域	14 ha
準住居地域	64 ha
近隣商業地域	22 ha
商業地域	—
準工業地域	44 ha
工業地域	45 ha
工業専用地域	120 ha
合計	805 ha

表：都市計画道路の整備状況

番号	路線番号	路線名	幅員 (m)	計画延長 (m)	改良済み 延長 (m)	改良率 (%)
1	3.3.9	筒戸・細代線	25	3,800	3,800	100.0
2	3.5.10	細代線	12	730	730	100.0
3	3.4.11	大山・茶畑線	18	1,740	1,740	100.0
4	3.4.12	玉台橋・西檜戸線	16	6,000	5,350	89.2
5	3.4.13	守谷・小絹線	16	2,660	1,640	61.6
6	3.4.14	小絹停車場・大谷津線	16	1,220	1,220	100.0
7	3.4.15	小絹・筒戸線	16	1,530	1,530	100.0
8	3.2.16	東檜戸・台線	30	5,580	4,670	83.6
9	3.2.17	東檜戸線	30	370	370	100.0
10	3.2.18	田村・東檜戸線	20	1,610	1,610	100.0
11	3.4.19	田村・西檜戸線	16	550	550	100.0
12	3.4.20	合ノ内・原山線	20	1,010	1,010	100.0
13	3.3.22	南・中原線	27	880	—	0.0
14	3.4.23	台線	16	1,010	—	0.0
15	3.4.24	中原線	18	680	—	0.0
16	3.2.1	小張・南太田線	30	2,550	2,340	91.7
17	3.2.2	弥藤次線	30	630	630	100.0
18	3.3.3	高岡・谷井田線	25	5,690	5,690	100.0
19	3.3.4	間ノ原・弥藤次線	25	990	990	100.0
20	3.4.5	新田浦・出山線	18	670	670	100.0
21	3.4.6	小島新田・小張線	18	3,960	1,480	37.3
22	3.4.7	間ノ原線	16	420	420	100.0
23	3.2.8	守谷・伊奈・谷和原線	30	4,730	3,930	83.0
24	3.2.21					
合計				49,010	40,370	82.0

令和3年3月31日現在

表：都市公園の整備状況

番号	公園名	場所	面積 (ha)	公園種別
1	勘兵衛新田児童公園	伊奈東 33-100	0.15	街区公園
2	福岡堰さくら公園	北山 2633-7	2.70	近隣公園
3	鈴の丘公園	絹の台 1-13	0.50	街区公園
4	絹の台桜公園	絹の台 3-2	5.44	近隣公園
5	笛の丘公園	絹の台 3-28	0.18	街区公園
6	鐘の丘公園	絹の台 5-14	0.22	街区公園
7	なかよし公園	陽光台 2-11-6	0.25	街区公園
8	石の公園	陽光台 3-20	0.25	街区公園
9	みらい平さくら公園	陽光台 3-45	2.00	近隣公園
10	すこやか公園	陽光台 4-8-1	0.25	街区公園
11	きょうりゅう公園	紫峰ヶ丘 1-16-1	0.25	街区公園
12	とんぼ公園	紫峰ヶ丘 2-10	0.25	街区公園
13	かたつむり公園	紫峰ヶ丘 3-16-6	0.25	街区公園
14	みらい平どんぐり公園	紫峰ヶ丘 4-5-1	2.00	近隣公園
15	ちょうちょう公園	紫峰ヶ丘 5-32-16	0.25	街区公園
16	てんとうむし公園	富士見ヶ丘 1-10-1	0.25	街区公園
17	みらいの森公園	富士見ヶ丘 1-25-1	4.24	地区公園
18	くわがた公園	富士見ヶ丘 2-10-1	0.25	街区公園
19	かえる公園	富士見ヶ丘 3-14	0.25	街区公園
20	ほたる公園	富士見ヶ丘 4-26-21	0.23	街区公園
合計			20.16	—

令和3年4月1日現在

第2 対策

1 災害に強いまちづくりの推進

市街化区域内では、第一種低層住居専用地域の占める割合が高くなっており、建物用途の混在、建物密度等の高度化が進んでいる。次いで、工業専用地域、第一種住居地域となっている。主として、第一種住居地域では、今後、都市計画法の地域地区制度を活用し、既成市街地内の建物密度を土地利用に応じ適正に保つとともに、今後の市街化の動向に併せ、防火地域、準防火地域指定等を検討するなど、都市計画法を活用した災害に強いまちづくりを推進する。

2 都市施設の整備促進

(1) 都市計画道路

都市計画道路は、市内の様々な交通を整序化し、土地利用の効率化や都市活動の支援及び市民の安全をもたらすとともに、火災の延焼防止や避難路としての機能を有していることから、適宜、その整備を促進する。

(2) 都市公園

都市公園は、市内の防災拠点としての機能を有していることから、その拡充を図る。

3 都市計画事業の推進

今後の市街化動向により、新しく形成される市街地や既成市街地の再編にあたっては、地区計画などの諸制度を活用し、道路等の都市基盤と一体となった整備を推進することによって防災コミュニティを形成し、災害に強い市街地づくりを進める。

第6節 学校等の安全対策・文化財の保護

■基本的考え方	
この計画は、市及び市教育委員会が中心となって、学校及びその他の教育機関とともに、幼児、児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全性を確保するとともに、市の文化的資源を災害から守るための対策について定めるものである。	
関係班	学校班、物資管理班、救助班

第1 概況

1 学校等の状況

- ①市内には小学校が11施設、中学校が5施設、高等学校が1施設、幼稚園が4施設、保育所が14施設、認定こども園が4施設、特別支援学校が1施設、存在している。
- ②児童、生徒等の安全を確保するために、災害時において関係教職員の適切な誘導のもと児童・生徒等の迅速な避難等が行えるよう、正しい避難方法に関する周知や地域社会と一体となった避難訓練などを定期的実施していくことが求められる。

表：学校施設等一覧

施設区分	施設名	所在地	電話番号
小学校（公立）	小張小学校	小張1661	0297-58-0003
	豊小学校	豊体1692	0297-58-1008
	伊奈小学校	谷井田2047	0297-58-1143
	伊奈東小学校	板橋2379	0297-58-0002
	谷原小学校	加藤241	0297-52-2009
	十和小学校	上長沼1250	0297-52-4332
	福岡小学校	福岡971	0297-52-5004
	小絹小学校	小絹858	0297-52-3008
	陽光台小学校	陽光台3-1	0297-44-5817
小学校（私立）	開智望小学校	富士見ヶ丘2-18-1	0297-34-1223
中学校（公立）	開智望小学校	筒戸3400	0297-45-2157
	伊奈中学校	市野深600	0297-58-0201
	伊奈東中学校	南太田254	0297-58-4631
	谷和原中学校	古川950	0297-52-2038
中等教育学校（私立）	小絹中学校	絹の台1-14-2	0297-52-0505
中等教育学校（私立）	開智望中等教育学校	筒戸3400	0297-45-2157
高等学校（県立）	伊奈高等学校	福田711	0297-58-6175
特別支援学校（県立）	伊奈特別支援学校	青古新田300	0297-58-8727

表：幼稚園・保育所等施設一覧

施設区分	施設名	所在地	電話番号
幼稚園（公立）	すみれ幼稚園	足高1313	0297-58-3425
	わかくさ幼稚園	下島422	0297-58-0014
	谷和原幼稚園	上小目600	0297-52-2330
幼稚園（私立）	絹ふたば文化幼稚園	小絹1130	0297-45-3400
保育園（公立）	伊奈第1保育所	山王新田1253	0297-58-2422
	伊奈第2保育所	小張4705	0297-58-1025
	谷和原第1保育所	仁左衛門新田641	0297-52-2100
	谷和原第2保育所	上小目600	0297-52-4217
保育園（私立）	あい保育園富士見ヶ丘	富士見ヶ丘3-26-1	0297-44-7631
	つくば国際はるかぜ保育園	小張2786-1	0297-28-6657
	テンダーラビング保育園みらい平	陽光台2-2-2	0297-44-7366
	あい保育園陽光台	陽光台4-14-1	0297-38-6475
	きらり保育園	小島新田210-1	0297-38-7722
	陽光台保育園	小張4073	0297-21-3081
	ひなた保育園やわら	筒戸3561-1	0297-21-3081
	ルンビニーみらい保育園	陽光台2-29-1	0297-21-4750
	ふれあい第1保育園	長渡呂新田715	0297-58-1597
	ふれあい第2保育園	狸穴1072-14	0297-58-6002
認定こども園（私立）	認定こども園ふたばランド	紫峰ヶ丘1-10-4	0297-34-0028
	富士見ヶ丘認定こども園	富士見ヶ丘4-14-6	0297-44-7280
	認定こども園ルンビニー学園	陽光台2-35-1	0297-58-8035
	みらい認定こども園	筒戸3190	0297-21-2185

第2 対策

1 防災上必要な教育の実施

- ①学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童・生徒等の安全を図るため、防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- ②市教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識を養い技能の向上に努める。また、市教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2 防災訓練の実施

- ①校長等は児童・生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- ②校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- ③学校等は、地域社会で実施する合同訓練に積極的に参加するよう努める。

3 防災施設等の整備・充実

各教育機関等は災害発生の場合、迅速かつ適切な消火・避難及び救助活動が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資機材等の備蓄に努める。

4 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童・生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- ①学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造り、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- ②校地等の選定、造成をする場合は、がけくずれ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- ③学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

5 防火管理者の責務

防火管理者は、消防法第8条に基づき、消防計画の作成・消防計画に基づく消火・通報及び避難訓練の実施、消火活動上必要な用水施設の点検及び整備、火気の使用・取り扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない。

6 文化財保護

防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備の促進を図る。
なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第7節 農地・農業の安全対策

■基本的考え方

この計画は、災害発生 の地域性を考慮して、災害から農畜産物を保護するために必要な措置を事前に検討し、被害の軽減を図るための対策を定めるものである。

関係班

農業商工班

第1 概況

1 農地の状況

- ①市の土地利用面積の内、田が最も多く、34.8%を占めている。畑とあわせると農地が全体の51.8%を占めている。
- ②畑は主に台地部に位置しており、主として野菜等の栽培がなされている。田は主に低地部に位置しており、主として水稻の栽培がなされている。
- ③低地部の田では水害の影響を受けやすい条件となっている。

表：市の土地利用の状況

	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積 (ha)	7,916	2,756	1,348	1,174	12	425	71	1,033	1,097
構成 (%)	100.0	34.8	17.0	14.8	0.2	5.4	0.9	13.0	13.9

資料：概要調書（令和3年1月1日現在）

第2 対策

1 農地

市の土地利用において、農地（田、畑）は欠かすことのできない資源であり、周辺居住地と一体となり良好な集落・田園環境地域の景観を形成している。農地は、他の自然とともに市民に潤いと安らぎをあたえる役割を果たしているとともに、水資源のかん養の役割も担っている。

今後も市の地域景観を形成する農地を良好な環境で維持していくために、農業用水路の整備や農道の整備など土地改良事業を実施し、風水害に対する備えを促進していく。

2 農業

(1) 防除器具の整備

病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

(2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう全国農業協同組合連合会茨城県本部等を通じて必要量の備蓄を行う。

第8節 気象業務整備

■基本的考え方	
本計画は、水戸地方気象台との連携を図り、防災気象情報並びに気象情報を活用した防災対策の適切な実施について定めるものである。	
関係班	本部統括班

第1 気象情報の活用

1 防災気象情報の普及等

市は、水戸気象台が実施する防災知識・災害に関わる気象の普及や広報を活用し、防災気象情報の普及に努める。

- ①住民への防災知識や災害に関わる気象についての理解の促進、啓発を図る。
- ②大雨や暴風等によって人的な被害を伴う災害が発生した場合の現地調査や結果の公表に協力する。
- ③防災や気象・気候情報に係る講演会等へ講師の派遣を要請する。
- ④水戸地方気象台や東京管区気象台のホームページを活用した知識の普及、広報を行う。
- ⑤市が作成する広報資料や防災に関わる資料の作成に対し、助言や協力を求める。

2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報発令中に大雨による土砂災害が発生するおそれが高まった時に、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と水戸地方気象台が共同で発表する防災情報で、平成19年6月1日から実施している。

この情報は、水戸地方気象台から県を通じて市に伝達され、また、報道機関の協力を得て、住民に広報される。

(1) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村単位を発表単位とし、県内の全市町村が対象となる。

(2) 発表及び解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と水戸地方気象台が協議して行う。

ア 発表

大雨警報発表中に、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測雨量等を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）に達すると予測される時。

イ 解除

降雨の実況値を基に作成した指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときや、無降雨状態が長時間続いている場合。

第9節 災害用資材、機材等の点検整備

■基本的考え方

この計画は、災害に備えて市で常備する資材、機材等を整備点検し、応急対策活動を円滑に行うために定めるものである。

関係班

本部統括班、管財出納班、農業商工班、救護班

第1 水防用資機材器具

水防に必要な資機材器具について、市庁舎、つくばみらい消防署、つくばみらい消防署谷和原出張所、つくばみらい消防署東部出張所、茨城県土浦土木事務所、県南総合防災センター、国土交通省下館河川事務所等の備蓄資機材器具の状況を把握した上で、必要な資機材器具を各施設に適宜、備蓄・配備する。

第2 医療助産及び防疫に必要な資器材

医療、助産、防疫に必要な備蓄資機材及び薬剤は、指定医療品販売業者から年次毎、計画的に調達し、必要量を備蓄していく。

第3 食糧等

食糧等については、年次毎、計画的に調達し、必要量を備蓄していく。

第4 燃料等

1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、予め、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

2 災害応急対策車両等の指定

(1) 災害応急対策車両等の指定

市及び防災関係機関等は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、予め指定しておく。また、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。

(2) 災害応急対策車両管理者等の責務

災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、市及び防災関係機関等は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を予め指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。なお、市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないように周知を図る。

4 災害用井戸の整備

ライフラインが寸断された場合、指定避難所及び指定福祉避難所として指定されている施設の機能を維持するため、災害用井戸の整備を進めるとともに、定期的な水質検査を行う。

また、民間企業や市民が所有する井戸を、災害時協力井戸として確保に努める。

5 非常用電源設備及び無線LANの整備

ライフラインが寸断された場合、指定避難所及び指定福祉避難所として指定されている施設の機能を維持するため、非常用電源設備や自立分散型エネルギー、無線LAN等の整備を進める。

6 平常時の心構え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛ける等、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。

第10節 火災予防

■基本的考え方

この計画は、消防署による消防体制の整備・充実を図り、火災から市民の生命、身体及び財産を保護し生活の安全のために定めるものである。

関係班

本部統括班

第1 概況

1 市内消防体制の状況

- ①消防本部は、常総広域消防本部に設置されている。
- ②消防署は、つくばみらい消防署及びつくばみらい消防署谷和原出張所、つくばみらい消防署東部出張所が設置されている。
- ③つくばみらい市消防団を設置し、11個分団で構成している。

表：消防体制

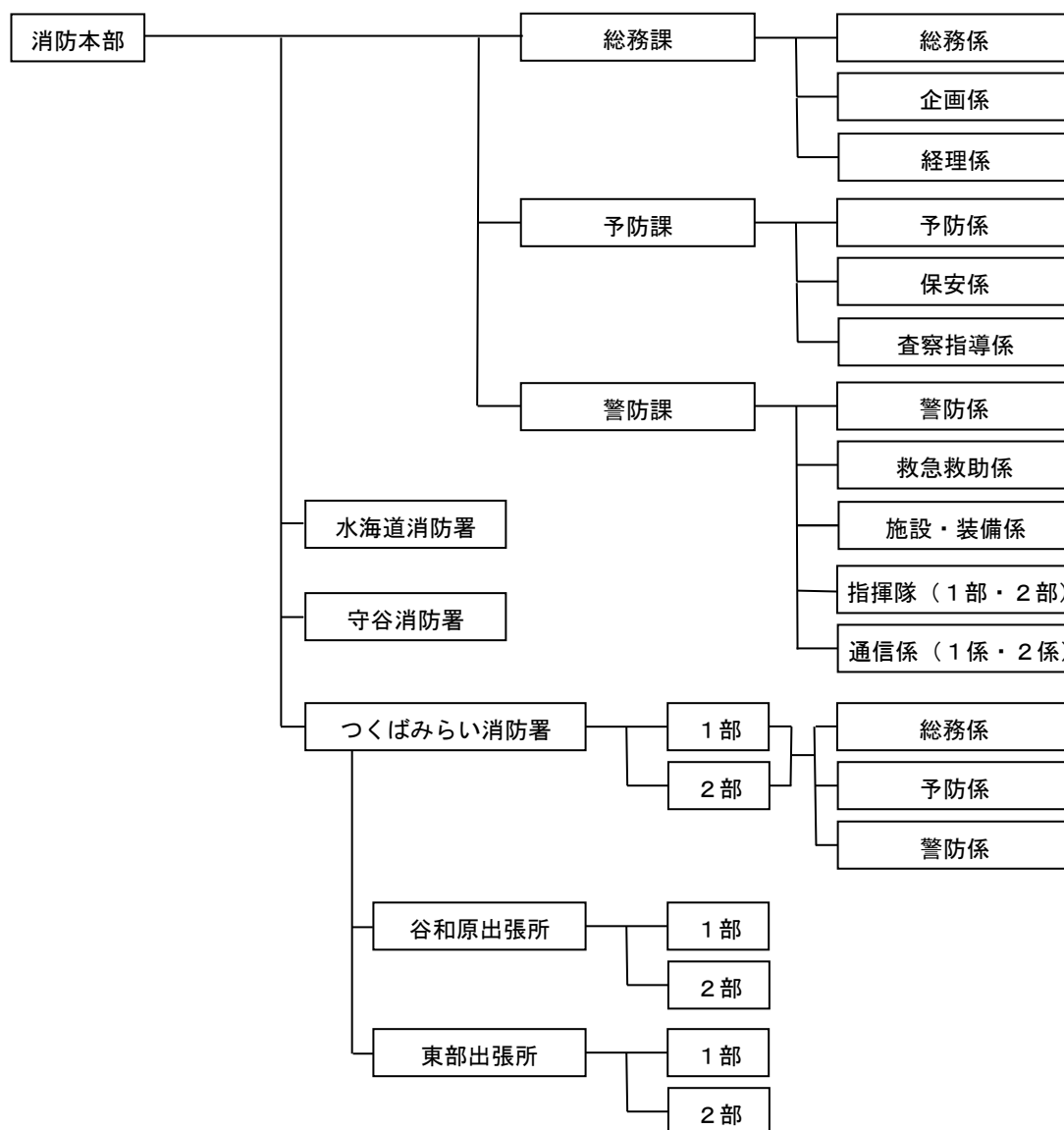
消防本部名称	消防署名称	定員
常総広域消防本部 (現数・総員255人)	つくばみらい消防署	39人
	つくばみらい消防署 谷和原出張所	15人
	つくばみらい消防署 東部出張所	15人

令和3年4月1日現在

表：消防団体制

消防団名	分団名	定員	担当区域
つくばみらい市 消防団	本 部	36名	
	第1分団	20人	小張地区、陽光台
	第2分団	20人	豊地区
	第3分団	20人	谷井田地区
	第4分団	20人	三島地区
	第5分団	20人	東地区
	第6分団	20人	板橋地区（高岡・狸穴・大和田・野堀・神生）
	第7分団	20人	板橋地区（板橋・南太田・伊奈東）
	第8分団	20人	福岡地区
	第9分団	20人	十和地区、富士見ヶ丘
	第10分団	20人	谷原地区、紫峰ヶ丘
第11分団	20人	小絹地区	

2 常総広域消防本部の組織体制



第2 対策

1 消防体制の充実・強化

合併前の災害相互応援協定を引き継ぐとともに、大災害に備えた相互応援協定を締結し、広域消防体制の確立を図る。

2 消防施設の整備強化

消防力の整備指針及び消防水利の基準に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画を立て、その強化を図るものとする。

3 火災予防対策の徹底

(1) 大火に関する災害予防

ア 火災警報の発令及び周知

消防法第22条により水戸地方気象台（気象庁）から知事を通して火災気象通報を受領したとき、あるいは地域内の気象状況が火災の予防上危険であると認める場合は、次にあげの方法によってその状況を市民に周知徹底させ、市民の協力により火災発生の防止を期するものとする。

- ①火災警報を発令する。
- ②火災警報発令とともに消防署及び広報機関（広報車等）は市内を巡回又は、防災行政無線により、市民に対し、火気の取扱、使用制限、禁止等について放送し、火災予防を周知徹底する。
- ③火災警報発令に伴い、各保育所、学校等に通報連絡し、児童・生徒等に対し、火災予防の徹底を期するよう注意の喚起を図る。
- ④火災警報発令とともに、常総広域消防本部に通報、連絡し、消防団（各分団長は団員に命令、必要な措置をとる。）に担当区域内の火災発生防止について徹底させる。

イ 火災警報発令基準

火災警報発令基準は次のとおりである。

- ①実効湿度60%以下で、最低湿度40%以下、最大風速が7 m/sを超える見込みのとき。
- ②平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

ウ 火災警報の解除

火災警報は、平常気象に復したとき解除する。

エ 消防署の警戒体制

警戒体制は次のとおりである。

- ①出火出動隊の強化
延焼火災が発生した場合は、消防諸長は消防職員を出動させ、参集メール及び順次指令等により、消防団を要請するものとする。
- ②消防団員の確保
消防団は出動態勢の万全を期するものとする。
- ③気象状況の把握
気象状況がおおむね発令の基準に達する見込みの時、若しくは火災警報が発令された場合、気象状況を把握して警防対策の万全を期する。
- ④消防水利の確保
大火の発生に備えて、水道関係機関と事前協議を行い、給水地域内に火災が発生した場合、加圧送水が迅速に行われるようにする。

(2) 建築同意制度の推進

消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとする。

(3) 予防査察

消防長及び消防署長は消防法の規定に基づく、防火対象物の予防査察の実施にあたっては、位置、構造、設備及び管理の状況を把握し、消防用施設等の状況を検査して、当該対象物の関係者に対する、火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導するものとする。

(4) 防火対象物に対する防火管理対策(防火管理者育成指導)

学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物所有者は、必ず防火管理者を置き、さらに当該防火管理者に対し、消火計画の作成、消火訓練の実施、火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう指導する。

- ①消防職団員による教育訓練
- ②防火基準適合表示制度
- ③自衛消防隊の育成
- ④消防計画の作成
- ⑤消防情報
- ⑥防火思想の普及計画

4 地震による出火予防

一般火気器具からの出火に対して以下の予防措置を実施する。

(1) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市は、市民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともに、すばやく火を消すこと、耐震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないこと等を普及啓発する。

(2) 電気器具からの出火の予防

市は、市民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合には、施錠し、ブレーカーを落とすこと等を普及啓発する。

(3) ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

第11節 防災知識の普及

■基本的考え方

この計画は、災害時の混乱防止と被害を最小限にとどめるため、平常時から各防災関係機関と連携をとり、市民等に対して災害予防又は災害応急対策等に関する防災知識の普及及び高揚を図るために定めるものである。

関係班

本部統括班、救助班、学校班、物資管理班

第1 概況

1 普及方法の手段の変化

近年では、スマートフォンやタブレット端末の普及が進んでいることから、市ホームページ上に防災知識の向上に関する内容を充実していく。

また、防災情報の提供にあたっては、市内の防災に関する情報・図書等を一箇所に集約するとともに、情報の所在を広く周知する。

2 求められる普及内容

近年起こった大災害を教訓として、自らの生命を守るための普段からの防災に対する知識の向上と、日常生活コミュニティを基盤とした隣近所を助け合う共助に対する意識普及が重要視されている。災害の危険性や安全対策、避難行動に関する知識の普及はもとより、自助、共助に関する災害思想の普及を図るための情報を積極的に提供していくことが求められる。このため、市や防災関係機関は、「自らの命は自ら守る」という意識の徹底や、地域の災害のリスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。また、災害発生時に市民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、防災教育活動を行うとともに、市内で実施される防災訓練への参加を促すなど、教育普及活動を推進する。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう務めるものとする。

また、市や防災関係機関は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者等の災害時要配慮者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

第2 対策

1 市民に対する防災教育

(1) 普及、啓発の内容

主として次の内容について、広く市民に対し知識の普及、啓発を図るものとする。

<知識の普及、啓発を図る主な内容>

- ①風水害時の危険性及び家庭での予防・安全対策
- ②つくばみらい市内で想定される風水害に関する知識、過去の災害や災害教訓
- ③気象情報入手に関する知識
- ④注意報・警報・特別警報等の内容と発表時にとるべき行動及び災害発生情報の内容と5段階の警戒レベル情報の意味
- ⑤避難指示等の発令時にとるべき行動
- ⑥「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難（避難情報の意味）の重要性と指定緊急避難場所及び避難路
- ⑦災害時要配慮者の支援方法
- ⑧指定緊急避難場所での行動
- ⑨災害時に機能する公的団体の活動内容に関する知識(行政、防災関係機関、医療機関、福祉機関など)
- ⑩自主防災組織の活動内容
- ⑪迅速で確実な立退き避難のタイミング
- ⑫浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄
- ⑬保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ⑭帰宅困難時の対応
- ⑮各災害対応業務の担当部課・連絡先、被害情報の通報先(消防署、窓口業務、各課)
- ⑯その他地域の実情に応じた市民の安全確保に必要な情報 等

(2) 普及・啓発の方法

ア 広報紙、パンフレット等による普及

上記内容の普及を図るため、広報紙やパンフレットなどを作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

なお、ハザードマップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで指定避難所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4（避難指示）までに「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

イ 情報発信の場の一元化・集約化による普及

広く情報を発信するためには、その情報がどこに行けば入手できるのかを明確にし、周知しておくことが最も重要である。また、一つの場所で防災に関するすべての情報が手に入る仕組みをつくることが重要である。

そのため、市庁舎内に防災に関する知識・資料コーナーの設置を検討し、防災に関する情報の一元化・集約化に努めるものとする。

ウ 講演会等の開催による普及

市内防災関係機関と連携し、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

エ 個別地区単位での防災勉強会の開催による普及

危険箇所があらかじめ明らかになっている土砂災害危険箇所などについては、より具体的な知識の普及が必要となる。そのため、地区単位で土砂災害ハザードマップなどを作成した上で、対象地区の市民に対して、危険性や予防、避難の方法などについて勉強会を開催するなど、具体的な防災対策について知識の普及に向けた取組みを推進する。

また、市や防災関係機関は、主に治水優先度の高い地域や洪水浸水想定区域内の住民を対象に、各河川の注意すべき箇所を水害危険度マップにより周知するとともに、マイマップ作成（地域の危険箇所や安全な避難経路を記した地図を近隣住民同士で作成）やマイ・タイムライン作成（自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理）、災害・避難カード作成（避難のタイミングや緊急連絡先等を携帯可能なカードに記入）などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。

オ その他のメディアの活用による普及

(ア) テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用

(イ) 防災教育資料（DVD等の製作、貸出）

(ウ) 文字放送の活用

(エ) インターネットの活用（ホームページ、メール、SNS、消防庁防災・危機管理eカレッジ等の紹介等）

2 学校及び保育所(園)等における防災教育

(1) 児童・生徒等に対する防災教育

①学校及び保育所(園)等（以下「教育・保育施設等」という。）においては、各学校で策定した学校防災計画に従って、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などが挙げられ、これらの教育に当たってはハザードマップ等の活用など主体的な学習を重視することとする。また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

②地理的要件等の地域の実情に応じ、がけ崩れなど、様々な災害を想定した防災教育を行う。

③災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識を学べる機会を設けるよう努力する。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び防災に関する指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。

3 災害教訓の伝承

大規模災害の各種資料の収集・保存・公開により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

災害による被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を後世に伝えることが重要である。このため、過去の災害に基づく災害教訓の伝承に関する啓発に努めるものとする。

第12節 防災訓練

■基本的考え方

この計画は、災害応急対策を円滑に進める上で必要となる災害時の行動と心構えを養うため実施する訓練について定めるものである。

関係班

本部統括班

第1 概況

- ①各種防災訓練の実施にあたっては、自主防災組織やボランティア組織、事業所、災害時要配慮者も含めた一般市民の参加を促すことによって、自助、共助が機能することとなる。
- ②また、近年では、防災訓練を疑似体験するゲームなどが様々な機関で用いられており、その対象は主に自主防災組織の訓練に適している。今後、自主防災組織の強化を図るため、疑似体験訓練を用いるなどの工夫が必要である。
- ③発生の可能性が高い複合災害を想定し、図上訓練・実働訓練の実施に努める。

第2 対策

1 総合防災訓練(県、市及び防災関係機関、自主防災組織並びに市民等が行う訓練)

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が必要である。関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施していくものとする。また、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(1) 訓練種目

訓練種目は次のとおりとする。

- (ア) 災害対策本部設置、運営
- (イ) 交通規制及び交通整理
- (ウ) 避難準備及び避難誘導、指定避難所の運営
- (エ) 救出・救助、救護・応急医療
- (オ) ライフライン復旧
- (カ) 各種火災の消火
- (キ) 道路復旧、障害物排除
- (ク) 緊急物資輸送
- (ケ) 無線による被害情報の収集・伝達
- (コ) 災害時要配慮者の支援（指定避難所への避難等）
- (ク) 応急給水活動

また、訓練にあたっては、展示・体験スペースを設置し、市民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

(2) 訓練参加機関

できるだけ多くの防災関係機関に参加を呼びかけて実施する。その他、自主防災組織、ボランティア組織、事業者、災害時要配慮者も含めた一般市民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入れを中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施を検討する。

2 市が実施する訓練

(1) 避難訓練

ア 防災関係機関、地域社会と連携した避難訓練の実施

防災関係機関と地域社会等が連携して、避難の指示、誘導、伝達方法、災害時要配慮者支援等に係る避難訓練を年次計画に従い実施する。避難訓練に参加する地域社会の単位は、行政区、自主防災組織等、複数の組織の連合若しくは学校区、指定避難所を中心とする避難範囲等とし、地域と市及び防災関係機関、事業者等との連携により避難訓練を実施する。

イ 幼稚園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

市は、災害時の児童・生徒等、傷病者、身体障がい者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

ウ 学校と地域が連携した訓練の実施

市は、学校と連携し、児童・生徒を含めた市民参加により、学校における指定避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(2) 水防訓練

梅雨期及び台風等の出水に備え、水防活動を迅速・的確に遂行するため、消防団員(水防団員)及び関係機関の協力により訓練を実施する。

(3) 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(4) 通信訓練

災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう、定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

3 自主防災組織及び市民等が実施する訓練

(1) 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等に対し、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう支援する。訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等安全確保訓練等を主として行う。また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(2) 一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して、広く災害時要配慮者も含めた市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

(3) 事業所等における訓練

事業所等の管理者は、県、市、消防署、その他関係機関と協力して、関係者等の人命保護のため、避難訓練を実施するよう努める。

第13節 業務継続計画（BCP）の策定

■基本的考え方	
この計画は、市及び企業が災害応急対策を中心とした業務の継続を確保できるよう、業務継続計画（BCP）の策定について定めるものである。	
関係班	本部統括班

第1 業務継続計画（BCP）の概要

ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続の簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成28年4月 内閣府 防災担当

第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 つくばみらい市

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに策定した計画の持続的改善に努める。

2 企業

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化や取引先とのサプライチェーンの確保等、災害による事業活動への影響に対する効果的な対応のための備えに関する事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

第14節 災害時要配慮者支援

■基本的考え方	
この計画は、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など、災害時要配慮者に対する円滑な情報伝達、避難及び救助・救急体制について定めるものである。	
関係班	救助班、救護班、農業商工班

第1 対策

1 社会福祉施設等の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備

市は、施設管理者等に対し、予防及び災害時の対応、組織体制や行動計画などを盛り込んだ防災計画の策定、入所者の身体的特性や災害時の注意事項等を記録した災害時要配慮者リストの作成に関し指導、支援を行う。

また、災害に対する安全性が十分ではない施設について、災害時に他の安全な施設へ入所者を移送する必要があることから、予め地域の住民組織(自主防災組織等)との協議を行い、非常時の支援体制について定めておくよう指導する。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

市は、災害情報を迅速に伝えるための通信連絡体制の整備を図るとともに、防災関係機関や医療機関との連絡体制及び他社会福祉機関との相互応援協定の締結を図るなど、施設管理者に対し、連携体制の強化について助言、指導及び支援を行うものとする。

また、施設とその近隣の市民、ボランティア組織の連携に向けて、必要な助言、指導及び支援を行うものとする。

(3) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

被災地域の災害時要配慮者を受入れる施設については、応急的な措置が施せるよう、平常時から医薬品、医療機器等を備えておく必要がある。また、十分な設備が整っておらず入所者の移送が必要な施設についても、移送までの応急的な措置が施せるよう、必要な資機材を確保しておく必要がある。

市では、災害時要配慮者の避難所ともなる重要な社会福祉施設等に対し、周辺地域の災害時要配慮者を十分受入れることが可能な備蓄品目、及び備蓄量について調査、把握し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を行う。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、自主防災組織、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する必要がある。市は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、自主防災組織、ボランティ

ア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

2 在宅災害時要配慮者救援体制の確保

(1) 避難行動要支援者プラン（全体計画）の作成

在宅災害時要配慮者救援にあたって、市は「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月 内閣府 防災担当）を踏まえ、災害時における情報伝達体制の整備及び災害時要配慮者情報の共有化により、避難行動要支援者プラン（全体計画）を策定するよう努める。

ア 救助班の設置

福祉関係部局を中心とした横断的な組織として、災害時要配慮者の支援を行う「救助班」を設け、避難支援を的確に実施する。

イ 関係部課・機関等の連携強化

① 消防団、自主防災組織等との連携強化

市は、消防団や自主防災組織等、地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者を明確にする。

また、消防団、自主防災組織等に対し連絡の不通を想定した伝達網の整備を行う。

② 福祉関係者との連携

市は、各種協議会等を通じ、平常時から災害時要配慮者と接している市社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と「救助班」との連携を深める。また、福祉関係者に対する防災研修を定期的実施するものとする。市は、福祉関係者がケアプランの策定時を含め、平常時の福祉サービス活動や避難行動要支援者プラン（全体計画）の策定作業を通じて、災害時要配慮者への情報伝達方法について、きめ細かく把握するよう指導する。

(2) 災害時要配慮者情報の共有

緊急時の避難行動要支援者プラン（全体計画）の策定に先だて、平常時から災害時要配慮者と接している福祉関係者との連携・協力により、災害時要配慮者の情報を共有化するための取組を促進する。災害時要配慮者の情報共有にあたっては、「同意方式」、「手上げ方式」、「関係機関共有方式」の3つが主になっているが、最終的には市社会福祉協議会等の関係者の協力のもと、本人の情報共有に関する意向を得た上で、避難行動要支援者プラン（全体計画）に反映させるものとする。

(3) 高齢者等避難開始の発令

「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月（内閣府防災担当）」に基づき、高齢者等避難の判断基準を事前に定めた上、災害時に発令する。今後、避難行動に時間を要する者に避難を求めるものは、高齢者等避難を標準化するとともに、市はその周知徹底に努める。

(4) 災害時要配慮者の特性を踏まえた情報提供

災害時要配慮者の特性を踏まえつつ、その日常生活を支援する機器等の防災情報伝達への活用を進めることとする。

- <例> ①聴覚障がい者：携帯電話メール、テレビ放送（地上波デジタル放送も含む。）
②視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話
③肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話等

3 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織、介護保険事務所などの協力により、災害時要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、災害時要配慮者防災行動マニュアルの策定など、災害時要配慮者に十分配慮したきめ細かい防災に関する普及・啓発を図る。

4 福祉避難施設の指定

市は、避難生活を余儀なくされている災害時要配慮者の生活を向上し、介護等の支援を受けやすくするために、既存の社会福祉施設の管理者に対して、災害時に災害時要配慮者を受入れるように要請するとともに、福祉避難施設を予め指定する。

5 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(3) 防災知識の普及・啓発

日本語を理解できない外国人のために、防災に関するパンフレットを外国語により作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行うほか、インターネット通信等を利用して防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人にやさしいまちづくりの促進

指定避難所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

イ 外国人への行政情報の提供

生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

ウ 外国人と日本人とのネットワークの形成

外国人も日本の地域社会にとけ込み、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、市民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

エ 語学ボランティアの支援

市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその担当窓口を設置する。

第3章 災害応急対策

第1節 組織

■基本的考え方

この計画は、災害が発生し、又は発生する恐れがある時に、迅速に対策本部を設置し、災害への対応を図るための対策について定めるものである。

また、災害対応については、主たる担当部署を明記した分掌事務に沿って対応することになるが、全ての災害対応業務については、全庁的に協力して対応に当たる。

関係班

全班

第1 つくばみらい市防災会議

つくばみらい市防災会議は、災対法第16条第1項に基づき設置された機関で、市の防災に関する計画を作成し、その実施を推進するもので、市長を会長とし、つくばみらい市防災会議条例（条例第133号）第3条に規定する委員をもって組織し、同条例第2条に規定する事務をつかさどる。

第2 災害警戒本部

1 つくばみらい市災害警戒本部

災害警戒本部は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び本部を設置する必要がないと認められる災害に対する措置の総合的、迅速かつ的確な実施を推進する。

2 設置基準

災害警戒本部は、おおむね災害が次の基準に達し、市長が必要と認めたときに設置する。

- ①大雨、暴風、洪水等の警報が発令された場合で、被害の発生が予想される時。
- ②局地的災害が発生し、なお被害が拡大する恐れがあるとき。

3 設置及び廃止決定

(1) 設置の決定

災害警戒本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

(2) 設置場所

本部はつくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。また、伊奈庁舎及び谷和原庁舎は各地区の防災活動拠点として、災害警戒本部との連絡体制を整える。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	1 富士見ヶ丘小学校 2 伊奈東中学校 3 伊奈東小学校
-----------	------------------------------------

(3) 廃止の決定

市域内において災害が発生または拡大する恐れがなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと本部長（市長）が認めるときに災害警戒本部を廃止する。

4 組織・編成等

(1) 災害警戒本部の編成及び各対策部及び対策班の分掌事務

本章第1節『第4 その他』の「つくばみらい市災害対策本部（災害警戒本部）組織図」及び「表：災害対策本部（災害警戒本部）各対策部及び対策班の事務分掌」を参照。

(2) 災害警戒本部会議の招集

ア 出席者

災害警戒本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の関係部課長の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	総務部長、市長公室長、市民経済部長、保健福祉部長、都市建設部長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、消防署長

イ 協議事項

- ①被害状況に関する情報の収集・伝達に関すること
- ②避難情報の発令に関すること
- ③初期応急対策の検討・実施に関すること
- ④救急・救助活動等、応急対策活動に関すること
- ⑤避難対策に関すること
- ⑥広報活動に関すること
- ⑦前各号にあげるもののほか必要な災害対策に関すること

第3 災害対策本部

1 つくばみらい市災害対策本部

災害対策本部は、市域に災害が発生し又は発生する恐れのある場合において、防災の推進を図るため災対法第 23 条の 2 の規定に基づき、市長が設置する特別の組織であり、その大綱はつくばみらい市災害対策本部条例（条例第 134 号）の定めるところによる。

なお、災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

2 設置基準

災害対策本部は災対法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき、おおむね大規模な災害が広域な地域にわたって発生し、市長が必要と認めたときに設置する。

3 設置及び廃止決定

(1) 設置の決定

災害対策本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

(2) 設置場所

本部は、つくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。また、伊奈庁舎及び谷和原庁舎は各地区の防災活動拠点として、災害対策本部との連絡体制を整える。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	1 富士見ヶ丘小学校 2 伊奈東中学校 3 伊奈東小学校
-----------	------------------------------------

(3) 廃止の決定

市域内において災害が発生または拡大する恐れがなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと本部長（市長）が認めるときに災害対策本部を廃止する。

4 本部の設置及び廃止の通知等

市長は、本部の設置及び廃止を行ったことについて、茨城県防災・危機管理課、その他関係機関に連絡、周知するものとする。

5 組織・編成等

(1) 災害対策本部の編成及び各対策部及び対策班の分掌事務

本章第 1 節『第 4 その他』の「つくばみらい市災害対策本部（災害警戒本部）組織図」及び「表：災害対策本部（災害警戒本部）各対策部及び対策班の事務分掌」を参照。

(2) 災害対策本部会議の招集

ア 出席者

災害対策本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の機関の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	総務部長、市長公室長、市民経済部長、保健福祉部長、都市建設部長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、消防署長、消防団長

イ 協議事項

- ① 災害対策活動の総合調整に関すること
- ② 避難指示等の発令に関すること
- ③ 指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援の要請に関すること
- ④ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- ⑤ 公費負担等に関すること
- ⑥ 災害応急対策に要する経費の処理に関すること
- ⑦ 本部の廃止に関すること
- ⑧ 前各号にあげるもののほか重要な災害対策に関すること

6 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食糧、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第4 その他

1 災害対策本部（災害警戒本部）について

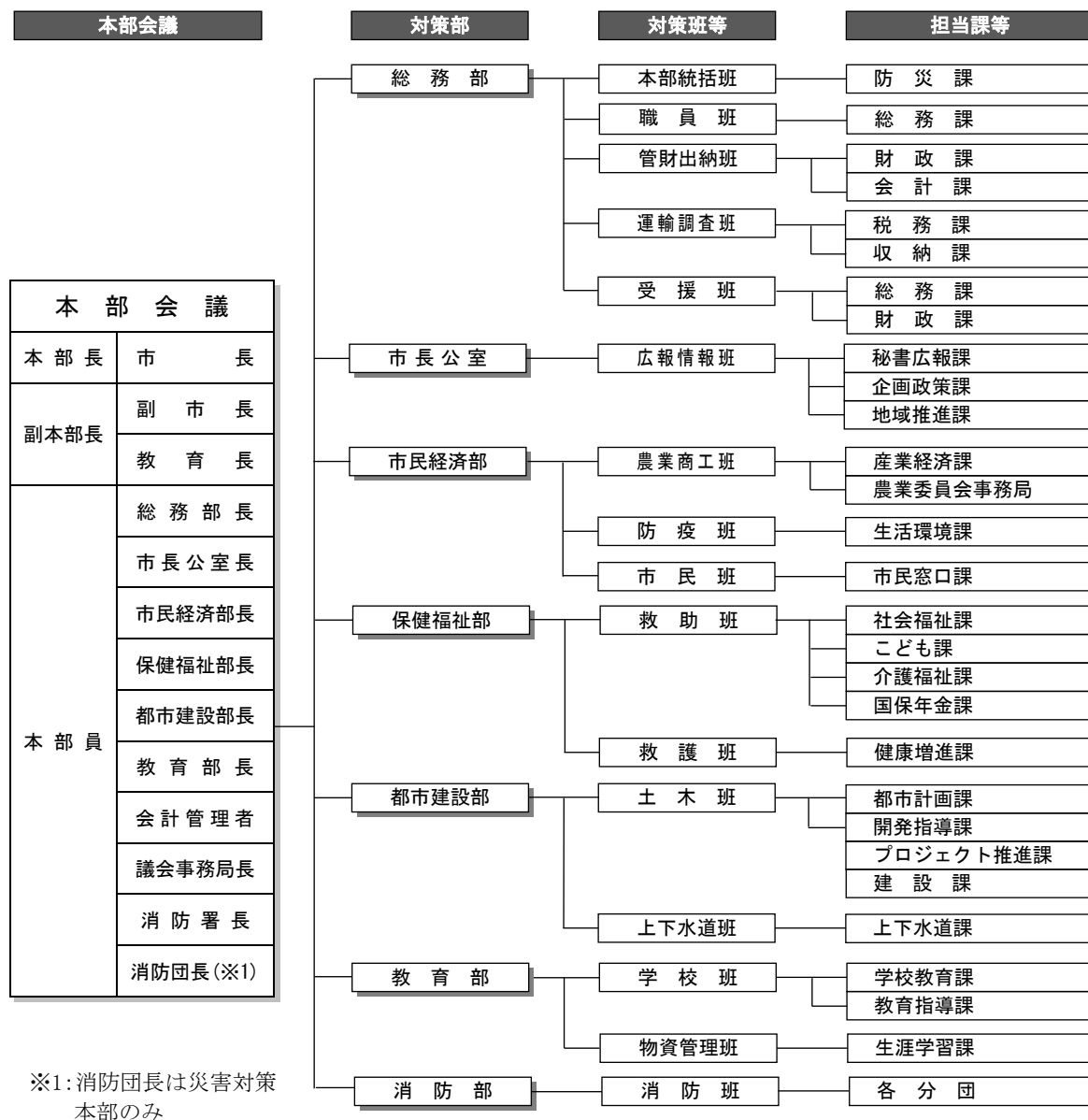
- ①各部長等は、対策部長（責任者）となり、対策部の調整にあたる。
- ②対策部の対策部長（責任者）は、次のとおりとし、災害時にその職に当たることができない場合は、下表に掲げる次責任者、若しくは本部員が任命する職員がこれにあたる。

表：対策部の対策部長（責任者）の一覧

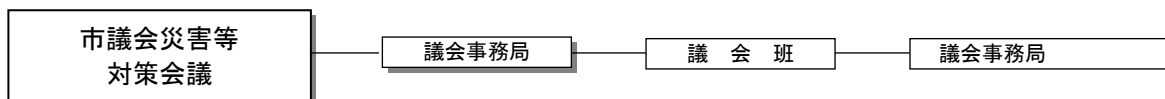
対策部	対策部長 (次責任者)	対策班	対策班長
総務部	総務部長 (防災課長)	本部統括班	防災課長
		職員班	総務課長
		管財出納班	財政課長
		運輸調査班	税務課長
		受援班	総務課長補佐
市長公室	市長公室長 (秘書広報課長)	広報情報班	秘書広報課長
市民経済部	市民経済部長 (産業経済課長)	農業商工班	産業経済課長
		防疫班	生活環境課長
		市民班	市民窓口課長
保健福祉部	保健福祉部長 (社会福祉課長)	救助班	社会福祉課長
		救護班	健康増進課長
都市建設部	都市建設部長 (都市計画課長)	土木班	都市計画課長
		上下水道班	上下水道課長
教育部	教育部長 (学校総務課長)	学校班	学校総務課長
		物資管理班	生涯学習課長
消防部	消防団長 (消防団副団長)	消防班	消防団副団長
議会事務局	議会事務局長	議会班	議会事務局長補佐

- ③本部長は、配備の特例として、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部に対してのみ配備体制を指示し、又は特定の者のみを配備することができる。
- ④各対策部長は、本部を設置する必要があると認めるときは、本部長に対し設置を要請することができる。
- ⑤本部長は、設置要請があったときは、本部員を招集し対策を協議する。
- ⑥全ての保健師は救護班の指揮下に集約し、活動する。
- ⑦議会班は、「つくばみらい市議会業務継続計画（議会BCP）」、「つくばみらい市議会災害等対策会議設置要綱」、「つくばみらい市議会における新型インフルエンザ等対策会議設置要綱」に基づき対応する。

図：つくばみらい市災害対策本部（災害警戒本部）組織図



図：つくばみらい市議会災害等対策会議組織図



2 各対策部及び対策班の事務分掌

下表に示す「災害対策本部（災害警戒本部）各対策部及び対策班の事務分掌」については、対策班等及び担当課等が行う事務分掌について、次の点を配慮し、まとめたものである。

①対策班等及び担当課等が主導して行う分掌事務を明確化

②業務継続計画（BCP）を基に、着手しなければならない分掌事務を時系列で整理

なお、「主となる分掌事務」を主導して行う対策班等及び担当課等を示したものであり、対応する人員を固定するものではない。人員不足などにより応援が必要な場合は、対策部または全庁的に対応するものとする。

また、時間軸は、計画的に行えるよう目安として示したものである。被害状況や人員の配置状況等によっては、時間軸にとらわれずに臨機応変に対応するものとする。

表：災害対策本部（災害警戒本部）各対策部及び対策班の事務分掌

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担当課等	主な分掌事務
災害警戒本部	本部長	市長	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒活動に係る重要事項の決定を行う 本部の事務を統括し、職員の指揮監督を行う
	副本部長	副市長 教育長	<ul style="list-style-type: none"> 本部長を補佐する 本部長に事故があるときは、その職務を代理する
	本部員	市長公室長 総務部長 市民経済部長 保健福祉部長 都市建設部長 教育部長 会計管理者 議会事務局長 消防署長	<ul style="list-style-type: none"> 収集された災害情報に基づき災害警戒活動方針を検討する 災害警戒本部決定事項を命令指揮する 本部長の命を受け本部の事務に従事する 必要に応じて現地に向かい指揮監督を行う
災害対策本部	本部長	市長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策活動に係る重要事項の決定を行う 本部の事務を統括し、職員の指揮監督を行う
	副本部長	副市長 教育長	<ul style="list-style-type: none"> 本部長を補佐する 本部長に事故があるときは、その職務を代理する
	本部員	市長公室長 総務部長 市民経済部長 保健福祉部長 都市建設部長 教育部長 会計管理者 議会事務局長 消防署長 消防団長	<ul style="list-style-type: none"> 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討する 災害対策本部決定事項を命令指揮する 本部長の命を受け本部の事務に従事する 必要に応じて現地に向かい指揮監督を行う

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担当課等	主な分掌事務（業務開始目標時間）
総務部 (総務部長)	本部統括班 (防災課長)	防災課	【発災から3時間以内に着手する】 ・本部の設置に関する事 ・本部員の招集に関する事 ・本部会議の運営に関する事 ・警報・地震情報、竜巻注意情報に関する事 ・各対策班との連絡調整に関する事 ・防災関係機関との連絡調整に関する事 ・県、国等への被害報告に関する事 ・自衛隊派遣要請に関する事 ・県及び他市町村への応援要請に関する事 ・防災行政無線の管理・運営に関する事
			【発災から1週間以降に着手する】 ・激甚化災害の指定手続に関する事 ・災害救助法の適用申請及び事務に関する事
			【適時着手する】 ・本部の廃止に関する事
	職員班 (総務課長)	総務課	【発災から3時間以内に着手する】 ・職員の動員に関する事 ・職員の安否に関する事 ・職員の食糧、物資の供給及び厚生に関する事
			【発災から1週間以内に着手する】 ・職員の公務災害に関する事 ・職員の派遣応援に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
	管財出納班 (財政課長)	財政課	【発災から3時間以内に着手する】 ・車両の調達、管理に関する事 ・庁舎のライフライン機能等の確保に関する事
			【発災から12時間以内に着手する】 ・災害復旧資金計画に関する事 ・寄附の対応に関する事
			【発災から3日以内に着手する】 ・災害復旧資金計画に関する事 ・寄附の対応に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
		会計課	【発災から3時間以内に着手する】 ・災害対策に必要な経費の支出に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
運輸調査班 (税務課長)	税務課	【発災から3時間以内に着手する】 ・救助物資、資材等の運送に関する事 ・被災者の移送に関する事 ・輸送関係機関との連絡調整に関する事	
		【発災から3日以内に着手する】 ・住宅のり災証明書の受付・発行に関する事	
		【発災から1週間以内に着手する】 ・り災証明に係る住宅の被害認定調査に関する事 ・税の減免に関する事	
		【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事	

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担当課等	主な分掌事務（業務開始目標時間）
総務部 (総務部長)	運輸調査班 (税務課長)	収納課	【発災から3時間以内に着手する】 ・救助物資、資材等の運送に関する事 ・被災者の移送に関する事 ・輸送関係機関との連絡調整に関する事 【発災から1週間以内に着手する】 ・徴収猶予等に関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
	受援班 (総務課長補佐)	総務課 財政課	【発災から12時間以内に着手する】 ・受援に関する全体の状況把握とりまとめ ・受援に関する全体の管理 ・外部との調整（県、協定団体等） ・庁内調整（ニーズ把握など） ・受援に係る調整会議の開催
市長公室 (市長公室長)	広報情報班 (秘書広報課長)	秘書広報課	【発災から3時間以内に着手する】 ・市民への災害広報に関する事 ・報道機関への対応に関する事 ・災害記録(被害状況及び写真等)の作成に関する事 ・電話の受付等災害情報の収集に関する事 ・各部への収集情報の報告・伝達に関する事 【発災から3日以内に着手する】 ・本部長、副本部長の秘書に関する事 ・災害視察及び見舞者の対応に関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
		企画政策課	【発災から3時間以内に着手する】 ・帰宅困難者への情報提供に関する事 ・電話の受付等災害情報の収集に関する事 ・情報の集計、整理、情報の優先度（情報トリアージ）に関する事 ・各部への収集情報の報告・伝達に関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
		地域推進課	【発災から3時間以内に着手する】 ・帰宅困難者への情報提供に関する事 ・電話の受付等災害情報の収集に関する事 ・情報の集計、整理、情報の優先度（情報トリアージ）に関する事 ・各部への収集情報の報告・伝達に関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
市民経済部 (市民経済部長)	農業商工班 (産業経済課長)	産業経済課 農業委員会事務局	【発災から3時間以内に着手する】 ・食糧の調達・供給に関する事 ・衣料・生活必需品等の調達・供給に関する事 ・農業に関する被害調査に関する事 ・家畜及び家禽（かきん）の被害調査に関する事 【発災から3日以内に着手する】 ・商業施設・工業施設の被害調査に関する事 ・家畜の伝染病予防に関する事 【発災から1週間以内に着手する】 ・農業に関するり災証明書受付・発行に関する事 ・労務者の確保及び供給に関する事 ・罹災者の就職あっせんに関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担当課等	主な分掌事務(業務開始目標時間)	
市民経済部 (市民経済部長)	防疫班 (生活環境課長)	生活環境課	【発災から3時間以内に着手する】 ・ごみの収集、処理に関する事 ・し尿の収集、処理に関する事 ・仮設トイレの設置に関する事 ・災害時における公害対策に関する事 ・死亡動物の処理、放浪動物の保護に関する事 【発災から12時間以内に着手する】 ・防疫、衛生活動に関する事 ・災害廃棄物処理に関する事 【適時着手する】 ・ペットの保護に関する事 ・部内・その他の応援に関する事	
	市民班 (市民窓口課長)	市民窓口課	【発災から3時間以内に着手する】 ・行方不明者の把握に関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事	
保健福祉部 (保健福祉部長)	救助班 (社会福祉課長)	社会福祉課	【発災から3時間以内に着手する】 ・指定避難所及び指定福祉避難所の開設に関する事 ・指定避難所運営の総括に関する事 ・災害時要配慮者の把握・保護に関する事 【発災から3日以内に着手する】 ・災害ボランティアへの対応に関する事 【発災から1週間以内に着手する】 ・災害弔慰金・障害見舞金に関する事 ・災害見舞金に関する事 ・義援金の取扱いに関する事 ・生活福祉資金の貸付に関する事 ・被災者生活再建支援法に関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事	
			こども課	【発災から3日以内に着手する】 ・保育園児の保護に関する事 ・応急保育に関する事 【発災から1週間以内に着手する】 ・遺体の処理、安置、埋火葬に関する事 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
				介護福祉課

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担当課等	主な分掌事務(業務開始目標時間)
保健福祉部 (保健福祉部長)	救助班 (社会福祉課長)	国保年金課	【発災から1日以内に着手する】 ・指定避難所等における炊き出し食品の給与に関する事
			【発災から1週間以降に着手する】 ・国民健康保険税の減免に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
	救護班 (健康増進課長)	健康増進課	【発災から3時間以内に着手する】 ・所管施設における利用者の安全に関する事 ・所管施設の点検及び応急措置に関する事 ・病院・医院の被害把握に関する事 ・医療救護チームの編成に関する事 ・日本赤十字社、医師会等との連絡調整に関する事 ・医薬品、医療用資器材等の確保に関する事 ・指定避難所等における被災者の健康管理に関する事 ・感染症対策に関する事
【発災から1週間以内に着手する】 ・指定避難所等における被災者の精神のケアに関する事			
都市建設部 (都市建設部長)	土木班 (都市計画課長)	都市計画課	【発災から3時間以内に着手する】 ・都市公園の被害状況調査及び対策に関する事 ・交通支障箇所の情報収集、交通の確保に関する事
			【発災から3日以内に着手する】 ・障害物の除去に関する事
			【発災から1週間以降に着手する】 ・被災後の都市計画及び復興計画に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事
	開発指導課	開発指導課	【発災から3時間以内に着手する】 ・公営住宅の被害調査に関する事 ・住宅の被害状況調査に関する事
			【発災から3日以内に着手する】 ・住宅の応急危険度判定に関する事
			【発災から1週間以降に着手する】 ・住宅の応急修理に関する事 ・応急仮設住宅の設置及び管理に関する事
	プロジェクト 推進課	プロジェクト 推進課	【発災から3時間以内に着手する】 ・土木業者、建設業者との連絡調整に関する事 ・災害対策に必要な建設機械の供給に関する事
			【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関する事

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担当課等	主な分掌事務(業務開始目標時間)
都市建設部 (都市建設部長)	土木班 (都市計画課長)	建設課	【発災から3時間以内に着手する】 ・道路、河川、橋梁等の公共土木施設の被害状況調査及び対策に関すること ・緊急輸送道路の確保に関すること ・道路の通行規制に関すること 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関すること
	上下水道班 (上下水道課長)	上下水道課	【発災から3時間以内に着手する】 ・水道施設の被害調査及び対策に関すること ・下水道施設の応急復旧に関すること ・下水道施設の被害調査及び対策に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること 【発災から12時間以内に着手する】 ・飲料水の確保及び応急給水に関すること ・水道施設の保全に関すること ・工事業者との連絡調整に関すること ・飲料水(上水道)の水質保全に関すること ・下水道施設の保全に関すること ・節水、断水及び給水に関する広報に関すること 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関すること
教育部 (教育部長)	学校班 (学校総務課長)	学校総務課	【発災から3時間以内に着手する】 ・学校関係施設の被害調査及び対策に関すること 【発災から1週間以内に着手する】 ・学用品等の給与に関すること 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関すること
		教育指導課	【発災から3時間以内に着手する】 ・児童・生徒等の避難に関すること ・児童・生徒等の被災状況の調査に関すること ・教職員の動員に関すること ・被災児童・生徒等の救護及び応急教育に関すること 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関すること
	物資管理班 (生涯学習課長)	生涯学習課	【発災から3時間以内に着手する】 ・救援物資の受入れ、管理に関すること ・施設利用者の安全確保に関すること ・所管施設、文化財の被害調査に関すること 【適時着手する】 ・部内・その他の応援に関すること
消防部 (消防団長)	消防班 (消防団本部員)	消防団各分団	【発災から3時間以内に着手する】 ・指定避難所の開設等に関すること ・避難・誘導に関すること ・防火・水防に関すること 【発災から12時間以内に着手する】 ・被災者の救助・救出及び捜索に関すること 【適時着手する】 ・その他本部長の特命事項に関すること

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	担当課等	主な分掌事務（業務開始目標時間）
議会事務局 (議会事務局長)	議会班 (議会事務局長補佐)	議会事務局	<p>【発災から3時間以内に着手する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の安否確認及び被災状況の把握に関する事 ・市議会災害等対策会議の設置・運営に関する事 ・地域の被災状況等、情報収集に関する事 <p>【適時着手する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員への情報提供に関する事 ・議員からの照会等への対応に関する事

第2節 動員

■基本的考え方	
この計画は、災害応急対策に必要な人員を動員し、災害応急対策を確実に実施するために定めるものである。	
関係班	全班

第1 職員の参集及び動員

市域内において風水害等が発生した場合、応急対策を迅速かつ確に進める体制を直ちに整える必要がある。そのため災害発生の恐れがある場合、予め定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず、速やかに参集し、所定の業務にあたる。

また、市は、平成27年に発生した関東・東北豪雨の教訓や、過去の災害発生状況を踏まえ、市外における河川のはん濫等による災害情報及び避難情報の発令状況等についての情報収集を行い、適切かつ迅速な対応に努める。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

1 職員動員体制の基準

職員動員の決定基準は、災害発生の恐れのある気象情報、又は異常現象の予報等を収受した場合、あるいは発生した災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分	配備基準	配備人員
情報収集体制	①次の注意報等が発表され、総務部長が必要と認めたとき a 大雨注意報 b 洪水注意報 c 強風(雪)注意報 d 大雪注意報 e 台風の進路	特に関係ある部の少数人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制とする。 警戒体制(第1)に移行できる体制とする。
警戒体制(第1) ※必要に応じて災害警戒本部を設置	①次の警報等が発表され、被害の発生が予想されたとき a 大雨(浸水害・土砂災害)警報 b 洪水警報 c 暴風(雪)警報 d 大雪警報 e 台風の進路 ②市長が必要と認めたとき	各部の必要人員で情報の収集、連絡活動及び応急措置を実施し得る体制とする。 警戒体制(第2)に直ちに切りかえ得る体制とする。
警戒体制(第2) 災害警戒本部を設置	①次の気象情報が発表され、被害発生が予想されたとき a 記録的短時間大雨情報 b 土砂災害警戒情報 c 大雨特別警報 ②市長が必要と認めたとき	災害警戒本部を構成する対策部及び対策班(各部及び各課であらかじめ定めた要員を配備)
非常体制 災害対策本部を設置	①広域な地域にわたって大規模な災害の発生が予想されたとき、又は発生したとき ②市長が必要と認めたとき	災害対策本部体制を構成する対策班(全職員を配備)

2 配備体制の決定

総務部長が状況を報告し、市長が決定する。市長が不在又は連絡不能の場合、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

3 職員の動員

(1) 勤務時間中の動員の伝達

- ①市長が動員を決定したときは速やかに総務部長に連絡し、動員伝達を実施する。
- ②各部長は、各課長に動員体制を整えるよう命ずるとともに、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき、本部設置場所に各課で定めた本部連絡員を派遣する。
- ③各課長は部長の命に従い動員体制を整える。
- ④動員の周知については、庁内放送、電話又はメール等の方法により行う。
- ⑤動員された職員は、各本部員の指示に従い、直ちに災害対策活動を実施する。

(2) 勤務時間外の動員の伝達

- ①市長が動員を決定したときは速やかに総務部長に連絡し、各部長に動員伝達を実施する。
- ②各部長は、各課長に動員体制を整えるよう命ずるとともに、各課長は所属職員にメール等を用いて、動員の伝達を行う。なお、各課には市長、副市長、教育長、総務部長をはじめ、市の幹部並びに課内職員の連絡先一覧を備えておくものとする。
- ③一般加入電話が使用不能の場合は、職員参集メールを使用して動員の伝達を行う。
- ④動員指示を受けた職員は、以下(6)動員除外に記す者を除き、あらゆる手段を使い所属勤務課所へ登庁する。

(3) 動員状況の報告

本部員は、職員の動員状況を速やかに把握し、本部連絡員をとおして総務部長に報告する。総務部長は提出された報告書を取りまとめ本部長に報告する。

(4) 自主参集

全ての職員は、勤務時間外において、気象状況を勘案の上、テレビ、ラジオ等による災害情報を視聴し災害の状況を把握するとともに、動員の決定基準に該当する場合は、動員命令を待たず自主的に参集するよう努める。

(5) 非常参集

職員は、動員命令による登庁又は自主参集にあたって、災害その他の事情により所属勤務課所に登庁できないときは、市の指定避難所に指定されている最寄りの施設に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策活動に従事する。その場合、その旨を所属長に報告し、承諾を得る。

(6) 動員除外

次に掲げる職員で所属長が認めたものは、動員対象から除外する。

- ①病弱者等で災害応急活動を実施することが困難である者。
- ②災害による被害を受けた者。
- ③その他特段の事情のある者。

(7) 参集手段

交通機関が運行しているときはこれを利用し、交通機関が途絶しているときは、状況に応じて最も迅速に参集することができる手段による。

(8) 参集時の留意事項

- ①参集する職員は、災害応急対策活動に便利で安全な服装を着用し、帽子、手袋、タオル、飲料水、食料、懐中電灯等必要と思われる物をできるだけ携行する。
- ②参集する職員は、参集途上、人身事故等に遭遇したときは、付近の市民の協力を求め、適切な応急措置をとった後に、所定の場所へ参集する。
- ③参集する職員は、参集途上に知り得た被害状況又は災害状況等をできる限り把握し、参集後、所属長等に報告する。

(9) 職員の精神的ケア

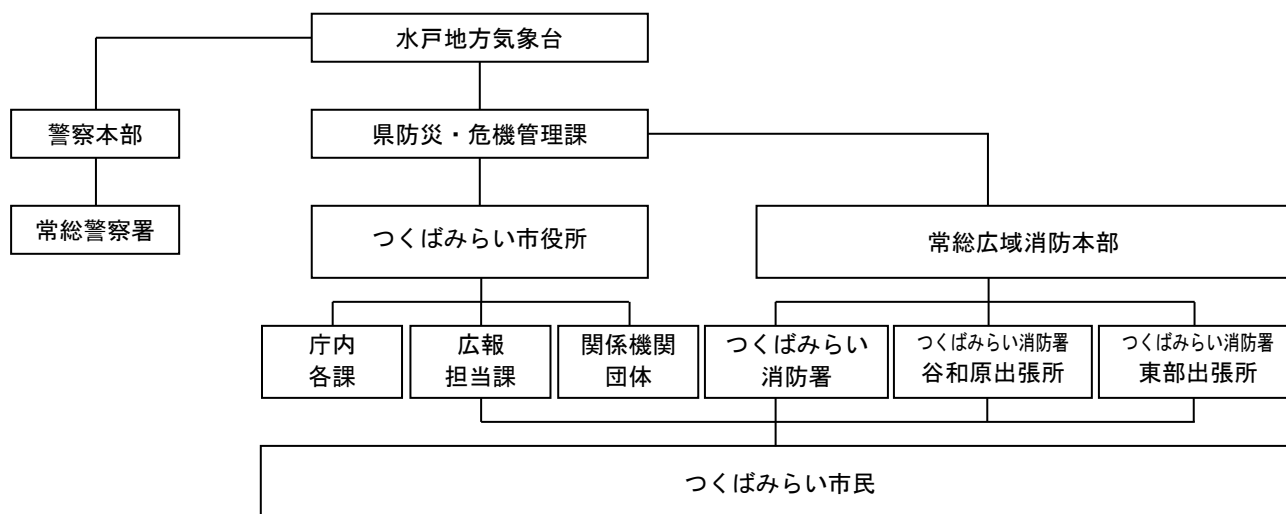
職員は、災害対応にあたりると同時に、被災していることが考えられる。被災者同様に、様々な精神的なダメージを受けている場合は、職員の精神的ケアについても留意する。

第3節 気象情報等

■基本的考え方	
この計画は、災害時の気象情報の収集・伝達を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。	
関係班	本部統括班、広報情報班

第1 気象情報等の伝達系統

図：気象情報等の伝達系統



第2 特別警報・警報・注意報の種類とその発表基準

水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている特別警報・警報・注意報の種類とその発表基準に基づき、気象情報等の伝達を行う。

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市に対して発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

第3 洪水予報及び警報

気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同で発表する鬼怒川洪水予報（はん濫注意情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報）又は、小貝川洪水予報（はん濫注意情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報）は、関東地方整備局が茨城県（河川課）に通報し、県は土木事務所を通じて関係市町村に伝達する。また、気象庁から水戸地方気象台に伝達された洪水警報は、NTT東日本に伝達され、NTTの通信系統により関係の各市町村に伝達される。この場合、洪水警報の標題のみ伝達される。

なお、国が管理する河川の洪水予報に関する伝達は担当の河川（国道）事務所からも本市へ伝達される。

第4 異常現象発見者の通報

- ①災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、災対法第54条の規定に基づき、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。
- ②通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。
- ③通報を受けた市長は水戸地方气象台、県（生活環境部防災・危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。
- ④市長は、上記③による通報を行うと同時に、市民その他の団体等に周知する。

第5 特別警報・警報・注意報の伝達

水戸地方气象台（気象庁）から発表される気象注意報、警報等の種類、内容は、以下のとおりである。なお、市の注意報や警報、天気予報の発表区域は、茨城県南部（県南地域一つくばみらい市）である。

1 特別警報

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表され、最大限の警戒を呼びかけるものである。

ア 発表基準

市における発表基準値は次頁の表のとおりであるが、市で基準値を上回った場合に直ちに特別警報が発表されるのではなく、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象が発生すると予測される場合が特別警報の発表対象になる。

イ 市民への周知

特別警報が発表された場合、市は、市民に対して、特別警報が発表され非常に危険な状況であることを周知し、直ちに最善を尽くして身を守るよう呼びかけを行う。

2 警報、注意報の種類

水戸地方气象台（気象庁）から発表される気象注意報、警報等の種類、内容は、以下のとおりである。なお、市の注意報や警報、天気予報の発表区域は、茨城県南部（県南地域一つくばみらい市）である。

3 気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

- ①予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や市民に伝えるもの。
- ②補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の注意事項等を具体的に解説するもの。

③解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。なお、気象情報は、「解説事項」を図（表）などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の2種類がある。

表：気象情報の種類と発表の内容

気象情報の種類	発表の基準値
台風情報	・台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報じる。
大雨（雪）情報	・大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告又は補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報じる。 ・台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。
記録的短時間大雨情報	・すでに大雨警報が発表されている場合に、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測したとき、数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨を観測もしくは解析した場合に、更なる警戒を喚起するため「いつ」、「どこで」、「どの程度」だけが示される。
竜巻注意情報	①内容：雷注意報が発表されている時に、竜巻などの激しい突風の起こるおそれが高くなったときに発表する。 ②意義：本情報は落雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、その旨を速報する。 また、水戸地方気象台では、局地的に発生し急激に発達する激しい突風や雷による災害の防止・軽減に向けて、竜巻等の発生確度や雷の激しさを予測した「竜巻発生確度ナウキャスト」「雷ナウキャスト」が提供されている。
その他の気象情報	・対象とされる現象には、長雨、少雨、低温、異常潮位等がある。 ・これらの情報は、次の場合に発表する。 －注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合 －長雨その他、主として農作物等に徐々に被害が広がるおそれがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合

表：火災気象通報の基準

<ul style="list-style-type: none"> ・第1基準：実効湿度60%以下で、最低湿度40%以下、最大風速が7m/sを超える見込みのとき。 ・第2基準：平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。 ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。
--

第4節 災害情報の収集・伝達

■基本的考え方	
この計画は、災害時における災害情報等の通信連絡を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。	
関係班	本部統括班、広報情報班

第1 災害情報の収集・報告

次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して県防災情報ネットワークシステム（災害情報共有システム）を利用して報告する。

第2 報告の方法

- ①報告は、県防災情報ネットワークシステム（災害情報共有システム）等を利用して報告する。ただし、緊急被害状況等の報告は、電話等により行い、最も迅速確実な手段を使うものとする。
- ②確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用いて災害応急対策完了後10日以内に行う。
- ③「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、国（消防庁）に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り分かる範囲内でその第一報を報告する。

第5節 通信

■基本的考え方	
この計画は、災害時における通信連絡を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。	
関係班	本部統括班、広報情報班

災害時の情報伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努める。

第1 災害時の通信手段

1 市民等への伝達手段

市民が災害に関する情報を入手したいというニーズに柔軟に応えるため、防災行政無線、市防災アプリ、広報車、ホームページ、SNS、Yahoo!防災速報、メール、Lアラート等の多様な通信手段を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

2 防災関係機関の通信手段

- ①市防災行政無線（移動系）
- ②県防災情報ネットワークシステム（災害情報共有システム）
- ③他機関の通信施設

第2 災害時における通信の利用方法

1 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすい。ただし、相手等の通信設備の被害状況などによっては、つながらない場合もある。

2 非常・緊急電報の利用

非常・緊急電報を頼信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と記して電報取扱局に申込みものとする。

なお、電話により非常・緊急電報を頼信する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者名で電報取扱局に申込みものとする。

非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、上記災害時優先電話の内容等による。

3 電話の輻そう対策

大規模災害時における電話の輻そうに対応するため、市民の安否の登録、取り出しを可能とする災害伝言ダイヤル“171”を提供する。

4 専用通信設備の利用

次に掲げる専用通信設備の設置者は、災害時の通信連絡にあたって、それぞれの専用通信設備を有効に活用するほか、他の防災関連機関の通信設備の利用についても協力するものとする。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ①消防庁消防防災無線設備 | ②漁業無線設備 |
| ③茨城県防災行政無線設備 | ④気象通信設備 |
| ⑤警察電話(有線・無線)設備 | ⑥茨城交通通信設備 |
| ⑦各消防無線設備 | ⑧国土交通省無線設備 |
| ⑨東京電力通信設備 | ⑩その他防災関係機関の専用通信設備 |
| ⑪東日本旅客鉄道(株)通信設備 | |

5 災害時優先通信等が利用できない場合

市長は、災害に関する予報・警報の伝達等災対法第55条及び第56条に定める緊急通信の必要があるときは同法第57条の規定により、また災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは同法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(1) 使用又は利用できる通信設備

- | | | | |
|---------|---------|---------|----------|
| ①警察通信設備 | ②消防通信設備 | ③水防通信設備 | ④航空通信設備 |
| ⑤気象通信設備 | ⑥鉄道通信設備 | ⑦電力通信設備 | ⑧自衛隊通信設備 |

(2) 事前協議

知事及び市長は、災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。

(災害が発生した場合の災対法第79条に基づく優先使用を除く。)

(3) 警察通信設備の使用手続

市長が警察電話(有線電話及び無線電話)を使用する場合は、警察本部との協定に基づき原則として次の申込書による。(別表1)

ただし、緊急やむを得ない場合は口頭により行う。

別表 1

(警察電話使用申込書)

使用の理由	
通信事項	
発信者名 (住所及び電話番号)	
着信者名 (住所及び電話番号)	
処 置	利用又は使用できなかった場合、その理由を記入 利用又は使用させた場合は利用、使用の別、送信者名、相手方の 受信者名並びに連絡済みの時間を記入

年 月 日

茨城県警本部長
(〇〇警察署長)

殿

申込者 氏名

印

(注) 本申込書は正、副の複写とし、申込者 氏名印は正のみとする。

<頼信の手続>

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報依頼紙に電文形式(片仮名)又は平文
ではっきり書いて無線局に依頼する。

①宛先の住所、氏名(職名)及び電話番号

- ②本文はできるかぎり簡潔に記載し、字数は200字以内(平文の場合は片仮名換算)にする。
- ③本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。従って次のますをあげない。
- ④応援要請を内容とする場合は、その具体的項目(例えば「自衛隊員100名派遣、毛布1,000枚を送らりたい。')のように)を記入する。
- ⑤用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、また末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

6 非常通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。

また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上行う。

7 放送の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の優先電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続きにより災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。なお、市長の放送要請は知事を通じて行う。

8 相互通信用無線電話の利用

災害現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互に連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

9 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能、若しくは著しく困難な場合、各防災関係機関は使送により通信を確保する。

10 自衛隊の通信支援

市長及び防災関係機関は、災害対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣(通信支援)の要請を依頼するものとする。

11 アマチュア無線ボランティア「受け入れ窓口」との連携・協力

市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、アマチュア無線ボランティアの「担当窓口」(市社会福祉協議会)を設置する。

第6節 広報

■基本的考え方	
この計画は、報道機関に対する情報発表と市民に対する広報活動を行うために定めるものである。	
関係班	本部統括班、広報情報班

第1 市民等への広報の方法

1 広報の方法

市内の資機材を活用して次の方法により、市民等への広報を行う。

- ①防災行政無線
- ②市防災アプリ
- ③携帯端末の緊急速報メール
- ④広報車による呼びかけ
- ⑤ハンドマイク等による呼びかけ
- ⑥ビラの配布
- ⑦インターネット（メール、ホームページ、SNS）
- ⑧Lアラート
- ⑨県防災情報ネットワークシステム（災害情報共有システム）
- ⑩Yahoo!防災速報アプリ等の民間アプリ
- ⑪立て看板、掲示板等
- ⑫テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用

2 広報の内容

（1）災害発生前

気象情報、気象予報、特別警報等、発生が確実とされる災害情報

（2）災害発生後

- ①災害発生状況
- ②気象に関する情報
- ③災害応急対策の状況
- ④道路及び交通情報
- ⑤市民のとるべき措置
- ⑥避難指示等
- ⑦その他必要事項

第2 報道機関への情報発表の方法

市は、報道関係機関に対しては、災害の状況が把握され次第発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的または必要に応じて発表する。

報道機関への発表については、災害対策本部長である市長が指名した者が行うものとする。

第3 その他、他機関との連携による広報の実施

1 報道機関との連携

市は、災害広報を行うにあたり必要と認める場合は、報道関係機関に対し協力を要請する。

2 自衛隊等への広報要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、県等に対し、ヘリコプター等による広報活動の展開を要請する。

第7節 消防活動

■基本的考え方

この計画は、火災、水害等に際し、消防活動を円滑に実施し、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減するために定めるものである。

関係班

本部統括班、救助班、救護班、消防班

第1 消防活動体制の整備

市は市域における台風、水火災等の災害を防御し、これらの被害を軽減するため消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分計画を樹立しておくものとする。

市は、その区域内における土砂災害警戒区域及び浸水危険区域等について予め調査し、必要に応じ具体的な被害想定図及び被害想定リスト等を作成し、消防活動の円滑な実施を図るものとする。

第2 応援協力体制の確立

火災、水害等の非常事態時において、消防署が運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、県内消防機関による広域的な応援を実施するために、「茨城県広域消防相互応援協定」等に基づき他市町村の応援部隊の派遣を要請する。

さらに、市長は、県内消防応援で十分な体制を取ることができないと判断したときは、茨城県知事に対し「緊急消防援助隊」の応援要請を行う。なお、知事と連絡を取ることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請する。

第3 火災気象通報

消防本部は消防法第22条の規定に基づき、水戸地方気象台長からの火災についての気象情報を受理した場合は市に通報する。

市長は、気象の状況が火災予防上危険であると認められるときは火災警報を発令する。

第4 救急業務

1 通報

災害発生時の第一報の受信機関から医療施設等に対する通報及び医療施設相互間の連絡の迅速、適正化を図る。

2 医師等医療関係者の出動

市長は、事故の通報を受信したときは、規模・内容等を考慮して、直ちに市内の医師及び医療関係者等の出動を要請するとともに、災害の長期化等その他の態様に応じ、隣接市町村に対しても協力が得られるよう配慮する。

3 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者と近隣の医療施設との輸送に関する連絡を密にするとともに、搬送中における医療の確保についても十分な配慮を行う。

市内には救急告示医療機関や救命救急センター等が存在しないことから、隣接する守谷市、つくば市や関係機関を交えて傷病者の搬送に関する体制について予め協議して円滑な運用を図る。

4 傷病者の受入れ

傷病者の受入れ施設については、医療施設のほか、学校、公民館等の可能な施設を予め明らかにしておくとともに、傷病者に対する看護体制の確保についても配慮しておく。

5 医療資機材の確保

傷病者に対しては、大量の医療用資機材を必要とするので、その確保計画、運用及び医療施設に対する供給等に関し、地区医師会等と協議して円滑な運用を図る。

6 民間ボランティア組織の積極的な受入れ

災害時における救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における市民の通報・連絡・傷病者の移送等の協力を頼るところが少なくないので、医療活動も含め、民間ボランティア組織を予め調査し、災害時における医療活動に関する協定など、円滑で十分な協力が得られるよう配慮する。

7 初期救急医療体制の整備

市内には救急医療施設がないことから、県や関係医師会等と連携を図り、特に、平時から休日や夜間等における応急的処置に対応できる体制を整備しておく。

第8節 交通

■基本的考え方	
この計画は、災害による道路、橋梁等の道路施設の被害に伴って、応急対策に支障をきたす恐れがあるときに行う交通規制、及びこれに関連した措置を実施するために必要な事項を定めるものである。	
関係班	運輸調査班、土木班

第1 代替輸送

J R常磐線及びつくばエクスプレスが被災し運行不能となった場合は、常磐自動車道及び国道6号の通行性を確保し、広域からの物資輸送を可能とする。

市有自動車が不足している場合は、輸送業者に輸送委託又は自動車の調達を要請する。なお不足のときは、県有自動車を要請する。

第2 交通規制の種別

1 道路法に基づく規制(同法第46条)

災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限(重量制限を含む)するものとする。

2 道路交通法に基づく規制(同法第4条、5条及び6条)

災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官(以下「警察関係機関」という。)は、歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限するものとする。

3 災対法に基づく規制(同法第76条)

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。

4 災対法に基づく規制(同法第76条の6)

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できるとともに、運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動することができる。また、この措置のためやむを得ない必要があるとき、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能である。

5 道路通行規制に関する基準及び具体的対策

豪雨等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」(茨城県)及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」(茨城県)に基づき実施する。

第3 発見者の通報

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けた市長又は警察官は、相互に連絡するものとする。市長はその路線管理機関に速やかに通知するものとする。

第4 関係機関別実施者

1 道路管理者

道路管理者は、道路法第46条により道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制を行う。

2 市本部

市以外の機関が管理する道路施設で、管理者に通知したがその管理者が規制するいとまがないときは、市長は直ちに警察に連絡して道路交通法に基づく規制を実施し、又は市長が災対法第63条の規定により警戒区域を設定し、立入りを制限、若しくは禁止し、又は退去を命ずる等の方法により応急的な規制を行う。

第5 道路、橋梁の応急対策

道路、橋梁の被害によって自動車交通が阻害されることは、災害の救助作業、復旧作業等に重大な支障をきたす。したがって、道路・橋梁の災害は万難を排して応急処理により交通確保に努める。応急対策の基本的な構想として、次の段階による対策を考慮する。

①迂回路を確保し、これを標示する。

②被害が甚大の場合、市内の建設業協会から、労力の応援を得て復旧に当たる。

第6 放置車両等の移動

放置された車両により、緊急通行車両の通行妨害となる事により各種の応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ緊急の必要があると認める場合、市が管理する道路について区間を指定し、当該車両その他の物件（積載物など）の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動すること命じるものとする。

また、車両等の占有者が移動の措置をとらない場合や、車両の損傷等により直ちに移動することができない場合、車両等の占有者が現場にいない場合など、占有者により移動の措置をとることができない場合、運輸調査班、土木班は、自ら移動の措置を行うものとする。なお、その際、止むを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができる。

さらに、車両の移動場所を確保するため、周辺に公有地などがなく、やむを得ない必要があるときは、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他障害物を処分することができる。

第9節 避難

■基本的考え方	
この計画は、災害に際し、危険区域にある市民を安全に避難させ人身被害の軽減を図るため、又は、災害により現に被害をうけ、避難しなければならない者を一時的に学校、公民館等に受入れ保護するために定めるものである。	
関係班	本部統括班、救助班、救護班、学校班

市は、災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画（水害と土砂災害、複数河川のはん濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）に基づき、危険地域の市民等を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図る。また、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、公園・緑地等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に受入れ保護する。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ具体的な数値に基づいた発令基準、伝達方法等を明確にしてあるマニュアルに基づき、発災時に避難指示等を適切に発令し、避難支援を行うことが重要である。

さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、指定避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

また、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に情報を伝達することに努めるものとする。

第1 避難指示等

1 避難指示等

緊急安全確保は、災対法第60条第3項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、市長は、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の居住者等に対して、緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、市長は警戒レベル5緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。

避難指示等を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として相互に連携をとり実施するものとする。

また、避難指示等が発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

さらに、市は、平成27年に発生した関東・東北豪雨の教訓や、過去の災害発生状況を踏ま

え、市内だけでなく市外における河川のはん濫等による災害情報及び避難指示等の発令状況等についての情報収集を行い、適切かつ迅速な避難を促す体制を整備する。

(1) 避難指示等の発令を行う者

- ①市長（災対法第60条）
- ②警察官（災対法第61条、警察官職務執行法第4条）
- ③水防管理者「市長、市水防事務管理者」（水防法第29条）
- ④知事又はその命を受けた県職員（災対法第60条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- ⑤災害のために派遣を命ぜられた部隊等の自衛官「その場に警察官のいない場合に限る。」（自衛隊法第94条）

(2) 市長の役割

市長が大規模な災害に起因して市民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の市民等に対し、速やかに避難指示等の発令を行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。また、市長は、あらかじめ、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するなどし、発災時に避難指示等を適切に出すよう努める。

なお、避難指示等の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知するものとする。

(3) 警察の役割

警察官は生命・身体に危険を及ぼす恐れがある場合、又は市長から要請があった場合は、市民、その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

警察署長は、市長が行う避難指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

(4) 自衛隊の役割

災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

2 避難指示等の対象者

避難指示等の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のために立ち退きを要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

第2 避難を要する事態

市長は次に掲げるような事態になり、洪水等により著しい危険が切迫しているとき、又はその恐れがあると認められる場合には、危険区域の居住者に対し「立ち退き避難」又は「屋内安全確保」の指示をする。

1 河川等の洪水により避難を要する場合

- ①水戸地方気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発表され、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき。
- ②関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき。
- ③河川の上流区域が地震又はその他による被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。
- ④河川の水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高いとき。
- ⑤その他水防管理者が必要と認めるとき。

2 土砂災害その他により避難を要する場合

- ①土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- ②大雨等によりがけくずれ、地すべり等の発生する恐れがあり、周辺地域の市民に対して危険が及ぶと判断されるとき。
- ③火災が拡散し、又は拡大する恐れがある場合。
- ④ガスの流出拡散により周辺地域の市民に対して危険が及ぶと予想されるとき。
- ⑤その他、市民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

第3 避難指示等の発令基準

市において、避難指示等を発令する場合は、水戸地方気象台からの注意報・警報及び気象情報、国土交通省からの河川情報などの情報から判断するものとし、その基準は次のとおりとする。

1 警戒レベルと各情報

表：警戒レベルにおける各情報

警戒レベル	市が発令する避難情報	取るべき行動	気象庁の発表	
			気象情報	河川情報
5	緊急安全確保	命を守る行動	大雨特別警報	氾濫発生情報
4	避難指示	全員避難	土砂災害警戒情報	氾濫危険情報
3	高齢者等避難	高齢者等は避難	大雨警報	洪水警報 氾濫警戒情報
2	—	—	大雨注意報	洪水注意報 氾濫注意情報
1	—	—	早期注意情報 (警報級の可能性)	—

2 発令基準

表：発令基準と発令主要事項

区 分	主な発令主要事項
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<p><水害の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ①決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合） ②災害が発生し、人命に危険があると認められたとき ③鬼怒川、又は小貝川、八間堀川、中通川が堤防天端高又は背後地盤高に達する恐れがあるとき ④異常な漏水・浸食の進行や亀裂、すべりの発生などにより決壊の恐れが高まったとき ⑤大雨特別警報が発令され、命を守る行動を取らざるを得ないとき <p><土砂災害></p> <ul style="list-style-type: none"> ①土砂災害が発生した場合
避難指示 (警戒レベル4)	<p><水害の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ①鬼怒川、又は小貝川、八間堀川の水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合 ②上記河川の水位観測所の水位が、堤防天端高を超えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ③中通川が、洪水警報の危険度分布で、非常に危険（薄い紫色）に到達した場合 ④異常な漏水・浸食等が発見された場合 ⑤樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（避難対象エリアを限定する） ⑥避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑦近隣市で発生した災害が、本市に影響がある場合 <p><土砂災害の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ①土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）が、発表された場合 ②土砂災害に関するメッシュ情報で、「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達した場合（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）」 ③大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、山鳴り、流木の流出など）が発見された場合

<p>高齢者等避難 (警戒レベル3)</p>	<p><水害の場合></p> <p>①鬼怒川、又は小貝川、八間堀川の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位上昇が見込まれている場合</p> <p>②上記河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>③中通川が、洪水警報の危険度分布で警戒（赤色）に到達した場合</p> <p>④軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>⑤避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p><土砂災害></p> <p>①大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」した場合（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）</p> <p>②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>③【警戒レベル2】大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）に切り替える可能性が言及されている場合</p>
----------------------------	--

第4 避難指示等の内容

避難指示等を発令する場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

避難指示等を発令した場合は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。

- | |
|---|
| <p>①避難対象地域(地区名、施設名等)</p> <p>②避難先(指定避難所の名称)</p> <p>③避難（準備）の理由(避難要因となった危険要素の所在地)</p> <p>④その他必要な事項(避難行動時の最小限の携帯品、警察官等誘導員の指示に従う旨、災害時要配慮者の優先避難、介助の呼びかけ等)</p> |
|---|

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第5 避難指示等の伝達

1 関係地域の市民等への周知

避難指示等を発令した場合は、速やかに関係地域の市民に対して、あらゆる手段を用いて周知・伝達する。

危険の切迫性に応じて避難指示等に対する警戒レベルを明確にして伝達文等の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

なお、指示の伝達にあたっては、文書(点字版を含む)や掲示板等を使用し、視聴覚障がい者への周知徹底を期すとともに、情報の混乱を防止する。

避難のための準備及び避難には多くの時間を要すことから、5段階の警戒レベルに応じた市民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知してくものとする。

また、住民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、避難指示等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむお得不いときは、「屋内安全確保」を行うべきことにも留意するものとする。

(1) 市民への周知・伝達の手段

- ①防災行政無線等の利用
- ②ラジオ・テレビ等メディアの活用
- ③広報車の活用
- ④周知徹底が困難な場合は消防団等による拡声器などを用いた個別伝達
- ⑤文書(点字版を含む)の配布、掲示板の利用

(2) 県知事への報告

次に掲げる処理をしたときは、速やかに県知事に報告するものとする。

- ①避難のため立ち退き勧告又は避難指示(緊急)したとき
- ②避難準備・高齢者等避難開始が発令されたとき
- ③避難の必要がなくなったとき
- ④避難のため立ち退き先を指示したとき
- ⑤警察官等が避難のため立ち退きを指示し、若しくは立ち退き先を指示した旨、市長に通報があったとき

なお、避難に関する報告については次の事項を記録するとともに、その旨を知事に報告するものとする。

- ①発令者
- ②発令の理由及び発令の日時
- ③避難の対象区域
- ④避難先
- ⑤その他

(3) 放送事業者への連絡

市長が避難指示等を発令したとき、又は警察官等から避難指示等を行った旨の通報を受けたときは、速やかに放送事業者に対しFAXによって連絡するものとする。

(4) 近隣市町村等関係機関への連絡

市長が避難指示等を発令したとき、又は警察官等から避難指示等を行った旨の通報を受けたときは、必要に応じて関係各機関に連絡するものとする。

- ① 県の関係機関(つくば保健所、常総警察署等)に連絡し協力を要請する。
- ② 避難所として利用する学校施設等の管理者に対し、速やかに連絡し、協力を要請する。
- ③ 避難の為、近隣市町村への協力を求めなければならない場合に備えて、近隣市町村に対しても連絡を行う。

第6 警戒区域の設定

市長は災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、当該危険区域に対して、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。市長又はその職権を行う者が現場にいない場合、または、これらの者からの要請があった場合、警察官はその権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して、通報する。

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないようにすることができる。(消防法第28条、水防法第21条)

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

第7 避難の誘導方法

1 避難の誘導を行うもの

(1) 危険地域における誘導

避難指示等が発令された場合、災害対策本部からの指示により、あらかじめ指定する指定避難所及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の市職員及び消防署員、消防団員を配置する。

配置された職員等は本部からの指示・情報等の収受にあたりとともに警察官、自主防災組織等の協力により、市民を安全な地域へ誘導する。

各地区の誘導責任者を当該地区の分団長とし、避難誘導は当該地区の消防団員が行う。

なお、分団長及び消防団員は、浸水被害等、被害の状況に応じては、避難できない指定避難所・指定緊急避難場所があることを把握する。

(2) 学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育所、事業所、スーパーマーケット等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者と災害対策本部より派遣された複数の市職員と協力し、安全な地域へ誘導する。

(3) 要配慮者利用施設の場合

高齢者福祉施設、授産施設、グループホーム、障がい者福祉施設など要配慮者利用施設における避難誘導は、入所者の身体状況から指定避難所まで介助が必要な場面が多いことから、必要に応じて災害対策本部からの多くの市職員、消防団員を派遣し、当該施設管理者と協力の上、安全な場所へ誘導・移送する。なお、要配慮者利用施設については、あらかじめ防災関係機関と避難誘導の方法について協議し、防災計画、避難確保計画を定めておくものとする。

(4) 交通機関の場合

交通機関等における避難誘導は、その交通機関が予め定める防災計画、避難計画に基づき、必要な措置を講ずる。

2 避難の方法

(1) 避難の手段

徒歩による避難を原則とする。身体的事情がある場合はこの限りではない。

(2) 携帯品の制限

緊急を要する場合は、貴重品(現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等)等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用品等とする。

(3) 避難順位

災害時要配慮者の状況を考慮して適切に避難順位を定める。

3 屋内での待避等安全確保措置

周囲の状況等により、立退き避難がかえって危険と判断されるときは、必要に応じて屋内での待避等の安全確保措置を講じる。

第8 指定避難所及び指定緊急避難場所の設置及び周知

①発災時(災害が発生するおそれがある場合を含む。)には、避難指示等の発令とあわせて指定避難所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。指定避難所及び指定緊急避難場所は別表(資料編6 指定避難所等)に示す学校、公民館等の既存建物を利用することを原則とし、これを市民に周知徹底するが、災害等により指定緊急避難場所の使用が不能になった場合、あるいは指定避難所に受入れできなくなった場合には、野外に仮設物等を設置し、又は天幕を設営するなどの措置をとる。

②指定避難所を設置することができない場合、又は適当な建物が無いときは知事及び関係市町村と協議し、関係の隣接市町村に受入れを委託し、あるいは隣接市町村の建物又は土地

を借り上げて設置する。

- ③指定避難所及び指定緊急避難場所には地区名を明記した標識を掲げ、炊事用具、寝具、その他便所等の給貸与、衛生、火気取り締まり及び経理を行う。
- ④高齢者等、災害時要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう務める。
- ⑤必要に応じ、県の災害時支援協力に関する協定に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、宿泊施設等多様な施設の確保に努める。
- ⑥避難者に対する通信連絡手段を確保するため、NTT東日本茨城支店に対し、災害特設公衆電話の設置を要請する。

第9 避難者の実態把握

1 避難者名簿の作成

指定避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず避難者名簿(カード)を配り、避難者に対して各世帯単位に記入してもらおう。記入されたカードより避難者名簿を作成する。(氏名、住所、年齢、性別、健康状態など)

2 災害時要配慮者状況の把握

上記名簿と併せて、災害時要配慮者に同行している施設責任者に対し、ヒアリングを行い、身体状況や必要な医薬品等の情報を把握し、記録しておく。また、本人の同意の上で、消防署や自主防災組織などに提供できる避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)を作成する(名簿情報漏えい止等の措置が必要)。

第10 指定避難所等に関する報告

指定避難所等を開設し、実態を把握した上で、災害対策本部及び知事に対して下記の報告を行う。

- ①指定避難所等開設の日時、場所及び施設名
- ②受入れ状況及び受入れ人員

第11 指定避難所等の開設・運営

1 開設時、運用の留意事項

(1) 災害時要配慮者優先スペース及びその他区画の指定

指定避難所等の開設は原則として、市長が行う。指定避難所等は、地域の避難場所として指定されていることから、既に避難者が集まっていることが想定され、開設とともに、速やかに受入れ施設内の所定の位置に市民を誘導する。

避難者の誘導にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の災害時要配慮者を優先し、暖かいところやトイレに近いスペースを確保する。

(2) 地域コミュニティ維持への配慮

自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを確保することで、避難者の安心感を保つよう配慮する。部屋の割り振りは可能な限り行政区毎にまとまりをもてるように行う。各居住区域は、適当な人員で編成し、居住区域毎に代表者(班長)を選定するよう指示して、以下の情報連絡等についての窓口役となるよう要請する。

＜居住区域の代表者(班長)の役割＞

- ①市からの指示、伝達事項の周知
- ②避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と連絡
- ③物資の配布活動等の補助
- ④ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの徹底
- ⑤居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- ⑥災害時要配慮者への配慮徹底
- ⑦その他指定避難所等の秩序維持に必要と思われる事項

(3) マニュアルに基づいた運営

「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（令和3年6月（内閣府）」等によりあらかじめ策定したマニュアルに基づいて、指定避難所の運営を行う。

2 指定避難所等の開設

被害状況により指定避難所等を設置する必要があると認められる時は、次により指定避難所等を開設する。

(1) 基本事項

ア 対象者

- ①被害状況に関する情報の収集・伝達に関すること
- ②現に災害に遭遇（宿泊施設の利用者、通行人等）した者
- ③災害によって、現に被害を受ける恐れのある者

イ 設置場所

- ①指定避難所等としてあらかじめ指定している施設
- ②指定避難所等に設置する小屋、テント等の野外受入れ施設

ウ 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受ける。

(2) 指定避難所等の開設の要請

指定避難所等が不足する場合は、県に対し、避難所等の開設及び野外受入れ施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

(3) 指定避難所等の開設の報告

指定避難所等を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ①避難所等の開設の目的
- ②箇所数及び受入れ人員
- ③開設期間の見込み

3 指定避難所等の運営管理

指定避難所等の運営管理にあたっては、職員をはじめ、消防団、自主防災組織やボランティアなどを各指定避難所等に配置する。必要に応じて、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、指定避難所等の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても適宜、配慮する。

4 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び衛生保持に必要な石鹼・消毒薬・うがい薬等を提供するとともに、移動入浴車等の活用により入浴の提供を行う。また、仮設トイレの管理を行い、必要な消毒及びし尿処理を行う。

(2) 避難所等における生活環境の維持

避難所の生活環境が良好に保たれるよう、暑さ寒さ対策などの必要な措置を講じることや、避難所以外の場所に滞在する被災者の生活環境の確保にも努める。

(3) 対象者にあわせた場所の確保

市は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて福祉避難所で受入れを行う。

5 健康管理

(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必要時は、医師及び保健師等で構成するチームを編成し、対応する。

なお、災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾病の予防など、段階に応じた活動を実施する。

活動で把握した内容や問題等は、災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるよう努める。

(2) 災害時要配慮者の把握

避難者の中から災害時要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

市は、インフルエンザ等の感染や食中毒等の予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

(4) 関係機関との連携強化

支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

6 精神保健、心のケア対策

救護班は、県（障害福祉課）及び精神保健福祉センターが災害派遣精神医療チーム（D P A T）調整本部を設置して行う精神科医療機関の現状把握、保健所等が行う心のケア活動の情報収集、関係者への情報提供（F A X等）に積極的に協力する。

救護班は必要に応じ、県（障害福祉課）を通じて国や関係団体へD P A Tの派遣を要請することができる。D P A Tは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたりるとともに、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。

さらに、救護班は、D P A T、保健所のケアチーム、その他の関係機関と連携をとりながら、以下のような精神保健、心のケア活動を実施する。

①市は、保健所及び精神保健福祉センター、地区医師会等と連携して次のことを実施する。

ア 第1段階

心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動

※必要に応じD P A T（災害派遣精神医療チーム）との同行訪問

※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療

イ 第2段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）

継続的な対応が必要なケースの把握、対応、D P A Tへの情報提供

ウ 第3段階

(ア) 仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問）

(イ) 心的外傷後ストレス障害（P T S D）への対応

②市及び保健所は、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

③市は、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、精神保健福祉センターが作成する災害時の心のケアや災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、A S D）、心的外傷後ストレス障害（P T S D）に関するパンフレット等を被災者に配付するとともに、「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

④ハイリスク者の把握

災害直後から、見守りの必要があると思われる市民に対して、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行う。

⑤ハイリスク者の対応

医療が必要と判断される場合は、指定避難所を巡回しているDPATの医師等に相談する。また、かかりつけ(精神科)医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげる。その後も継続して支援する。

7 指定福祉避難所における支援

(1) 指定福祉避難所の指定

災害時要配慮者は、心身の状態や障がいの種別によっては、指定避難所内の一般避難スペースでは生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、必要に応じて、介護保険施設、障がい者支援施設等を指定福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制の整備に努める。

その際、避難生活が長期にわたることも想定し、災害時要配慮者が過ごしやすいような設備を整備されているもの等を指定するものとする。

また、災害が発生した場合において災害時要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として災害時要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

(2) 指定福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、指定福祉避難所に関する情報を広く市民に対して周知する。特に、災害時要配慮者やその家族、避難行動要支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

(3) 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

(4) 指定福祉避難所の開設

市は、指定福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な施設を指定福祉避難所として開設するものとする。

また、不足する場合は、適宣社会福祉施設等を福祉避難所として活用する。

(5) 指定福祉避難所開設の報告

市は、指定福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ①避難者名簿（名簿は随時更新する。）
- ②指定福祉避難所開設の目的
- ③箇所名、各対象受入れ人員（高齢者、障がい者等）
- ④開設期間の見込み

第12 ペットの保護対策

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

このため、動物愛護の観点から、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、ペットの保護及び適正飼養について支援する。

1 ペット受入れのための配慮

市は、自らが設置する指定避難所や隣接した場所にペットを受入れられるよう配慮する。

表:災害時のペット対策における各々の役割

飼い主が行う 主な対策	<ul style="list-style-type: none"> ①人とペットの安全確保 ②避難が必要な際のペットとの同行避難 ③避難所や応急仮設住宅におけるペットの適正飼養 (飼養マナーの遵守と衛生管理、ペットの健康と安全の確保等)
県が行う 主な対策	<ul style="list-style-type: none"> ①危険動物の逸走などに係る対応(特定飼養施設の破損、特定動物の逸走状況などの確認、逸走時の対応など) ②被災者と被災ペットについての情報収集 ③関係部局、国、他の自治体、地方獣医師会や「一般財団法人ペット災害対策推進協会」等との連絡調整やこれらへの支援要請 ④指定避難所や応急仮設住宅におけるペットとの同行避難の実態調査 ⑤市に対するペットとの避難や救護に係る指導と助言 ⑥避難動物、放浪動物などに関する相談窓口の設置 ⑦動物愛護推進員への協力の要請など ⑧獣医師の派遣依頼と派遣調整 ⑨現地動物救護本部等の設置の検討 ⑩放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動 ⑪被災住民への動物救護に関する情報の提供 ⑫避難に関わる情報の収集、適正な飼養の指導 ⑬動物由来感染症の防疫と予防 ⑭救援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整と受け取り
市が行う 主な対策	<ul style="list-style-type: none"> ①ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援 ②指定避難所や応急仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ ③指定避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養状況などに関する県等への情報提供 ④指定避難所や応急仮設住宅でのペットの適正な飼養に係る指導と支援 ⑤県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動に対する支援の要請と連携協力 ⑥被災住民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供

第13 救助法による指定避難所の設置

市に救助法が適用された場合の指定避難所の設置等については、同法及びその運用方針による。

第14 広域避難（広域一時滞在）

市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

なお、市が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第15 感染症対策

市は、新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。

1 避難行動の普及

防災課は、平時から感染を防止するための適切な避難行動を市民等に周知しておく。

- ①ハザードマップによる避難の要否の確認
- ②避難時の持出品（マスク、体温計等感染対策用品）の準備
- ③指定避難所以外の避難先（親戚・知人宅、ホテル等）の確保

2 感染者の避難

自宅療養中の新型コロナウイルス感染症の陽性者への対応については、原則として、県が宿泊療養施設又は医療機関への避難を誘導する。県の宿泊療養施設の準備が間に合わない場合に限り、市で陽性者専用の避難所を開設する。

3 宿泊施設等の活用

防災課は、指定避難所の過密を防止するため、平時より宿泊施設等への分散避難を推進する。

4 指定避難所の感染防止

（1）備蓄、訓練

防災課は、平時から指定避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておくとともに、避難所運営職員等が適切な対応を習熟する訓練を実施しておく。

（2）感染者の対応

避難所運営職員は、一般の避難者、避難行動要支援者、発熱・咳等の症状がある方、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等の区分毎に指定避難所を開設し、避難者の分離を図る。

指定避難所内で新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる避難者が発生した場合については、当該避難者の速やかな隔離方法や対応職員等の防護体制のほか、その他の避難者への

対応方法等を、保健師や保健所等と連携し対応する。

(3) 健康管理

避難所運営職員は、受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行う。また、避難者に発熱、下痢など何かしらの感染症状が疑われた場合は別室に移す。なお、指定感染症等で特に隔離が必要な感染症が疑われた場合は直ちに救護班へ連絡し、指示を仰ぐ。

車中泊、テント泊等の指定避難所以外で避難生活を送っている者の健康状態の確認も定期的に行う。

(4) 衛生確保

避難所運営職員は、指定避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施する。避難者にはマスクの着用、手洗い、咳エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

(5) 指定避難所アセスメントの実施

感染症の拡大防止のために、発熱、咳、下痢、嘔吐などの症状の発生数を把握する。急激に有症状者が増加した場合は感染拡大の可能性が高いため、直ちに救護班へ報告する。救護班はつくば保健所、医師会等と連携し現状を確認するとともに、感染症患者（疑い者を含む）の隔離や治療などの対策を実施する。

(6) 車中泊等の対策

浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難は可とし、指定避難所に滞在する避難者と同様の感染防止対策を講じるとともに、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。

第10節 食糧供給

■基本的考え方

この計画は、災害時に住家の被害等により自宅で炊飯ができず、又、食糧の販売機構が麻痺し、食糧の購入が困難な被災者に対し、応急的に炊き出しを行い、又は住家に被害を受け一時的縁故等へ避難する者に対し、必要な食糧を支給し、一時的に被災者の食生活を保護するために定めるものである。

関係班

運輸調査班、農業商工班、救助班

第1 実施責任者

食糧の供給は市長が実施する。ただし、救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第2 対象者

- (ア) 指定避難所等に受入れた者
- (イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は、床上浸水等のため、炊事ができない者
- (ウ) 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者
- (エ) 宿泊施設の利用者、一般家庭の来訪者
- (オ) 災害復旧作業に従事する者

第3 食糧の供給

- ① 炊き出しその他による食糧の供給は、次項以降に定める主要食糧の応急供給による米穀（米飯を含む）、乾パン又は食糧品店等から購入した弁当、パン等により行い、供給にあたっては、被災者が直ちに食することができる現物を支給する。また、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、レトルト食品、缶詰、みそ、醤油及び食塩等の調味料についても供給する。なお、乳児に対する供給は液体ミルク等とする。
- ② 米穀による炊き出し供給は、指定避難所に設置された炊き出し設備等により炊飯して行う。
- ③ 炊き出し供給のための調味料、副食等は関係業者から調達し被災者に支給する。

第4 費用の範囲

「食糧供給」のため支出する費用は、季別（災害の発生をもって決定する。）及び世帯区分により1世帯あたりの範囲内とする。

第5 実施期間

炊き出しその他による食糧供給の期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし被災者が一時縁故先等へ避難する場合、3日分以内を現物により支給することができる。

第6 主要食糧の応急供給

1 応急供給は、次に掲げる事項で、市長が供給の必要を認めたとときに行う。

- ①被災者に対し、炊き出し等による食糧の供給を行う場合。
- ②被災により販売業者が通常の供給を行うことができないため、販売業者を通じないで供給を行う必要がある場合。
- ③災害地における救助作業、緊迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合。

2 供給食糧

供給食糧は原則として米穀とするが、消費の実情等に応じ乾パン等の対応も行う。

3 供給数量

供給数量は、次に掲げる一人あたりの基本数量に市長が必要と認める供給者数及び供給の日数を乗じて得た数量とする。

表: 供給数量

区 分	数 量		備 考
	【 米 穀 ・ 乾 パ ン 等 】		
1の①の場合	一食あたり200精米グラム	一食あたり1包 (115g入り) 以内	乾パン等は、市長が必要と認められた場合、先の数量の外に供給することができる。
1の②の場合	一日あたり400精米グラム		
1の③の場合	一食あたり300精米グラム		

4 調達方法

(1) 市内業者等からの調達

市は、販売業者から所要の米穀を購入し、被災者に供給する。

(2) 県からの調達

市長は、市内の販売業者等から調達しても、さらに不足が生じたときは、知事に対して県で備蓄している食糧、又は県が予め協力を依頼している業者等に主要食糧の引渡しを要請し調達する。

(3) 政府所有食糧の調達

市長は、政府所有米穀の引渡しが必要と判断した場合は、農林水産省政策統括官に対して、災害救助用米穀の引渡し要請を行う。

第11節 衣料・生活必需品等供給

■基本的考え方

この計画は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失、又は毀損し日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を供与又は貸与するために定めるものである。

関係班

運輸調査班、農業商工班、救助班、物資管理班

第1 実施者

生活必需品の供与又は貸与は、市が行う。

市限りでは困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他の防災関係機関の応援を得て実施する。

第2 対象者

- ①災害により住家に被害(床上浸水以上)を受けた者
- ②被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ③被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難である者

第3 衣料・生活必需品等の供与又は貸与

1 供与又は貸与の方法

物資の配分については、全壊(焼)、流出世帯と半壊(焼)、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて配分する。

また、供給・貸与にあたっては、被災の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや男女の違いに配慮する。

2 供与又は貸与の方法

- (ア)寝具(毛布等)
- (イ)日用品雑貨(石鹸、タオル類、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取り線香、携帯ラジオ、老眼鏡、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、アルコール消毒液等)
- (ウ)衣料品(作業着、下着(上下)、靴下、運動靴、雨具等)
- (エ)炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)
- (オ)食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)
- (カ)光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)
- (キ)その他(ビニールシート、土嚢袋等)

第4 調達方法

衣料・生活必需品等の物資の調達については、応急救助用として必要な数量を市内関係業者との密接な連携により行う。

第5 費用の範囲

「被服・寝具その他生活必需品の供与又は貸与」のため支出する費用は季別(災害発生の日をもって決定する)及び世帯区分により1世帯あたりの範囲内とする。

第6 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

第7 支援物資対策

各指定避難所等におけるニーズ及び必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県や協定締結先に対し、要請を行う。

第12節 給水

■基本的考え方

この計画は、災害のため飲料水が枯水又は汚染し、飲料に適する水を得ることができない者に対し飲料水を供給するとともに、被災した水道施設の応急復旧等を行い、被災地の生活用水を確保するために定めるものである。迅速に対策本部を設置し、災害への対応を図るための対策について定めるものである。

関係班

本部統括班、上下水道班

第1 実施機関

- ①飲料水の供給は、市が実施する。ただし、救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- ②市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- ③水道施設の応急復旧は、水道事業者が行う。

第2 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者を対象に行うものとする。この場合、医療施設、指定避難所、福祉施設等の施設については他に優先して供給する。

第3 給水方法等

1 市民への広報

水道事業者等は、断減水の状況、応急給水の実施、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

2 給水方法

取水地点で確保した飲料水を給水用具及び車両等を活用して、給水拠点まで運搬し給水する。なお、給水方法としては、給水タンク、ポリ容器、給水袋等により行う。

第4 確保方法

応急飲料水については、被災後、使用可能な水道施設(消火栓等)により、仮設配水管を敷設し飲料水を確保するものとする。

第5 給水量

被災者に対する飲料用応急給水量は、1人1日3リットルを目安とするが、給水能力増強見込み及び水道施設の復旧状況に応じ、飲料水以外の生活用水についても給水量を増加する。

第6 費用の範囲

費用の範囲は、給水に必要な機械、器具の借り上げ費、修理費及び燃料費等とする。また、浄水用薬品及び資材費も含む。

第7 応急復旧

1 応急復旧方針

水源(取水)施設・導水施設・浄水施設等基幹施設の復旧を最優先し、次いで主要給水所に至る送配水施設(送配水管、配水本管、配水小管)給水装置の順に復旧する。

2 応援・協力

市は、市内の水道工事業者と連絡を密にし、災害時における応急給水及び応急復旧体制を整備しておくとともに、必要があるときは、被災地域外の水道事業者、水道工事者等の応援又は協力を求める。

また、被害を受けた他の水道事業者から応急給水及び復旧のために、技術者、資機材、用水等について応援又は協力を求められたときは、可能な限りこれに応ずるものとする。

水道工事業者、水道資機材の取り扱い業者及び防災関係機関は、水道事業者の行う応急給水復旧活動に協力するものとする。

3 災害対策マニュアル

被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、「災害対策マニュアル」を整備し、災害対応体制や関係機関との連絡方法、応急復旧の具体的方針を定める。

また、発災直後の巡視や応急工事実施を円滑に行うため、予め建設業者等と協定を締結しておく。

第13節 災害時要配慮者安全確保対策

■基本的考え方

この計画は、発災時に、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人などの災害時要配慮者、及び災害時要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対する安全確保及び必要な救助に関する措置について定めるものである。

関係班

救助班、救護班

第1 方針

市は、災害時に自力で避難が困難な高齢者、乳幼児、肢体不自由者、及び視聴覚や音声・言語機能の障がいから、的確な避難情報の把握や市民との円滑なコミュニケーションが困難になる災害時要配慮者に対し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

第2 実施機関

- ①市は、災害時要配慮者関連施設の入所者等に対する安全確保対策を図るため、施設管理者に対し、予防を含め安全確保対策について指導するとともに、災害時の応急対策の実施について要請する。
- ②在宅の災害時要配慮者に対する安全確保対策は、市が実施する。
- ③市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

第3 災害時要配慮者関連施設の入所者等に対する安全確保対策

1 救助及び避難誘導

施設管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助及び避難等のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

さらに、施設管理者は、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練やその他の措置に関する計画を作成し、入所者及び利用者の洪水時等の避難確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

2 搬送及び受入先の確保

施設管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、他の災害時要配慮者関連施設に受入先を確保する。

3 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

4 介護職員等の確保

施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の災害時要配慮者関連施設やボランティア等へ協力を要請する。

5 巡回相談の実施

被災した施設入所者等や他の施設に避難した入所者等に対して、自主防災組織、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、災害時要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

6 ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、災害時要配慮者関連施設の機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

7 警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の把握

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設を把握する。

8 避難確保計画の作成

洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の避難確保計画を作成すると共に当該計画に基づき、避難訓練を実施し、利用者の確実な避難確保を図る。

なお、当該計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対しては、市長が作成の指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表する措置をとる。

第4 在宅の災害時要配慮者に対する安全確保対策

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うために、防災担当者と福祉担当者との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し名簿を作成する。

1 避難支援等関係者

災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）を次に掲げる。

- ①消防署・消防団
- ②警察署
- ③民生委員・児童委員
- ④社会福祉協議会
- ⑤自主防災組織
- ⑥その他の避難支援等の実施に携わる関係者

2 避難行動要支援者の範囲

この計画において、避難支援等の対象となる避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者で、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は行動（以下「避難対応等」という。）を自ら行うことが困難な者（家族等の介助により避難対応等が可能な者を除く。）とする。

- ①身体障がい者のうち、肢体不自由の障がいの程度が1級又は2級の方
- ②視覚障がいの程度が1級又は2級の方
- ③聴覚障がいの程度が2級の方
- ④知的障がい者のうち、その障がいの程度が(A)、又はA判定の方
- ⑤精神障がい者のうち、その障がいの程度が1級の方
- ⑥65歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯
- ⑦寝たきり高齢者
- ⑧認知症高齢者
- ⑨前各号に掲げる者に準ずる状態にある難病患者その他の方

3 名簿の作成

(1) 避難行動要支援者の把握

名簿を作成するため、保有する福祉情報等の整理、関係機関等からの情報の入手等により、避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等の基礎となる避難行動要支援者の情報を整理する。

(2) 避難行動要支援者の要件に合う者の情報を収集する資料例

- ①住民基本台帳
- ②身体障害者手帳交付台帳
- ③療育手帳交付台帳
- ④精神障害者保健福祉手帳交付台帳 等

(3) 名簿の作成及び情報の提供

本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する次の各号の事項を記載した名簿を作成する。

名簿の提供にあたっては、個人情報の管理方法等について明確にするとともに、市は名簿を取り扱う支援者に対する個人情報保護の啓発、指導を行うものとする。

(4) 名簿に記載する情報の項目

- ①氏名
- ②生年月日・年齢
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由（障がいの種類・程度、福祉サービスの利用状況、要介護状況）
- ⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(5) 名簿の更新

- ①名簿に登録されている避難行動要支援者及びその家族は、登録されている情報に変更（登録そのものの消去を含む。以下、同じ。）がある場合は、速やかに地域の支援者にその旨を申し出るものとする。避難行動要支援者及びその家族が申し出ることができない場合において、支援者が必要と認めるときも同様とする。
- ②地域の支援者は、前号の申し出により、名簿（個別避難計画を含む。）を変更等した場合は、市にその内容を連絡するものとする。

(6) 名簿の利用及び提供

ア 名簿情報の利用及び提供

- ①市は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿に記載し、又は記録された情報を内部で目的外利用できるものとする。
- ②市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。
- ③市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく避難支援等関係者その他のものに対し、名簿情報を提供できるものとする。

イ 名簿情報を提供する場合における配慮等

- ①市は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受けるものに対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

②名簿情報の提供を受けた者、その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる又は携わった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

③庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(7) 警報の伝達および警告

①市は、災害に関する予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び市民、その他関係のある団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市は、市民、その他関係のある団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

②市は、避難行動要支援者が避難のための立退きを行うことができるよう配慮しなければならない。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難先までの距離、避難行動に要する時間、傷害程度区分や行動能力に対応した避難方法を事前に確認し、安全確保を図る。

(9) 個別避難計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、個別に避難行動要支援者と打合せを行いながら、避難支援等関係者が中心となり、要支援者ごとの避難方法や避難先などを含む個別避難計画を作成する。

ア 具体的な支援方法に関する調整

民生委員、自主防災組織を中心に、避難行動要支援者を個別に訪問し、本人と具体的な避難支援等の方法について打合せを行い、避難支援等関係者間で避難支援等に必要な情報を共有できるよう、名簿に記載されている情報に加え、以下の情報等を記録する。

- ①発災時に避難支援を行う者
- ②避難支援を行うに当たっての留意点
- ③避難支援の方法や避難先

イ 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

市は、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報を要求し、避難行動要支援者の利益を損なわれることがないように配慮する。

(10) 個別避難計画に係る訓練の実施

作成した個別避難計画の実効性を検証するため、訓練を実施する。支援方法に修正が必要な場合は、再度打合せを行い、個別避難計画の修正を行う。

4 搬送体制の確保

災害時要配慮者の搬送手段として、自主防災組織等の協力を得るとともに、救急自動車や災害時要配慮者関連施設所有の自動車により行う。

また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、災害時要配慮者の搬送活動を行う。

5 災害時要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や指定避難所等で生活する災害時要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

6 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の災害時要配慮者への配慮

災害時要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。

なお、避難所等の食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

また、配布場所や配布時間を別に設けるなど災害時要配慮者に配慮した配布を行う。

7 保健・医療・福祉巡回サービス

医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員、ボランティア等によりチームを編成し、在宅、指定避難所等で生活する災害時要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

8 保健・医療・福祉相談窓口の開設

災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

第5 外国人に対する安全確保対策

1 外国人の避難誘導

語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線、インターネット等を活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2 安否確認、救助活動

警察、自主防災組織、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

3 情報の提供

(1) 指定避難所等及び在宅の外国人への情報提供

指定避難所等や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供を行うよう努める。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

外国人に適正な情報を伝達するためテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して外国語による情報提供に努める。

(3) 外国人相談窓口の開設

市は、速やかに外国人の相談窓口を設置し、生活相談に応じる。

また、相談窓口のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第14節 帰宅困難者対策

■基本的考え方	
この計画は、災害時の帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則のもと、安否確認や平時からの広報、企業等に対する従業員等の事業所内留めおきなどの必要事項を定めるものである。	
関係班	本部統括班、広報情報班、土木班、学校班

第1 普及啓発

市は、企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

第2 備蓄の確保

帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。

第3 情報提供

交通事業者等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

第4 交通事業者との連携体制の整備

帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制の構築に努めるものとする。

第5 企業の取組

1 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

2 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、最低3日分の水、食糧、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

3 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物のガラスの飛散防止などの風水害防止措置を講じ、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

4 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、事業継続計画（BCP）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

5 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171及び災害用伝言板web171、SNS等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

6 市及び自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と、大規模災害発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

第6 大規模集客施設の取組

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

第7 各学校の取組

1 鉄道事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるよう努める。

2 児童・生徒等への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

3 代替バスの運行等、搬送体制の構築

市は、交通事業者、国、市町村などの関係者間での情報共有を図るとともに、代替バス及び臨時バスの運行に関する調整等に努める。

4 飲料水等の備蓄

各学校は、災害発生時に児童・生徒等を学校に留めておくことができるように、飲料水等を備蓄しておく。

第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

■基本的考え方

この計画は、災害のため、住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住家を確保できない者に対し、応急仮設住宅を建設し、被災者の居住の安定を図るために定めるものである。

関係班

土木班

第1 実施機関

応急仮設住宅の供与は市長が実施する。ただし救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

市限りで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

第2 対象者

- (ア) 住家が全焼、全壊、または流失した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自らの資力で住家を確保することができない者
 - a 生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない失業者
 - c 特定の資産のないひとり親世帯、高齢者世帯、身体障がい者世帯、病弱者等
 - d 特定の資産のない勤労者及び中小企業者
 - e 上記に準ずる経済的弱者

第3 応急仮設住宅の提供

1 設置場所

下記の場所に設置するものとするが、災害規模、災害種別に応じ、用地が不足する場合は、適宜、小中学校グラウンド等の市の公有地を設置場所として指定する。

名称	所在地
総合運動公園	小張1770

2 規模及び構造

応急仮設住宅1戸当りの規模は、「茨城県災害救助法施行細則」に定める規模を基準とする。また、建物の構造は、軽量鉄骨組立方式とし、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、災害時要配慮者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、災害時要配慮者の優先入居に努めるものとする。

3 設置戸数

住家の全焼、全壊又は流失世帯の3割以内とする。

4 着工及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成させるものとする。

供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

5 設置計画の作成等

市は、被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。

6 応急仮設住宅の借り上げ等

市は、県が提供する、借り上げる住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報などをもとに必要な住宅の借り上げを行う。

第4 住宅の応急修理

1 実施者

住宅の応急修理は、市長が実施する。ただし、救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得るものとする。

2 対象世帯

応急修理は、市が、災害のため住家が半壊若しくは半焼した世帯に対しては、応急修理を行い保護していくものとする。

3 実施方法

被災世帯個々の修理計画を作成し、実施する。

修理戸数は住家の半焼、半壊世帯の3割以内とする。

4 費用の範囲

費用の範囲は、材料費、労務費、輸送費、工事事務費とする。

5 応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完成するものとする。

第5 災害用復旧用材（国有林材）の備蓄・供給

- ①農林水産省（林野庁）は被災者の救助、災害の早期復旧及び木材価格の安定のため、国有林材の供給を行うこととしている。
- ②災害復旧用材の供給は、知事、市長が要請する。

第16節 医療・助産

■基本的考え方

この計画は、災害のため、医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失ったときに応急的に医療又は助産を施し、被災者の保護を図るために定めるものである。

関係班

救護班

第1 実施機関

市は、医療及び助産を実施する。ただし、救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
市限りで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

第2 対象者

- ①災害のため、医療の途を失った者で、応急的に医療を施す必要がある者
- ②災害のため、助産の途を失った者で、現に助産を要する状態の者

第3 医療及び助産の実施体制の確立

1 情報の収集伝達

市内には救急医療施設がないことから、県や関係医師会等と連携を図り、特に、平時から休日や夜間等における応急的処置に対応できる体制を整えるため、次の内容について情報収集を行う。そのため、平常時から、関係機関との連携を緊密に保つとともに市内医院、診療所及び災害医療拠点病院等との通信体制を整備するものとする。

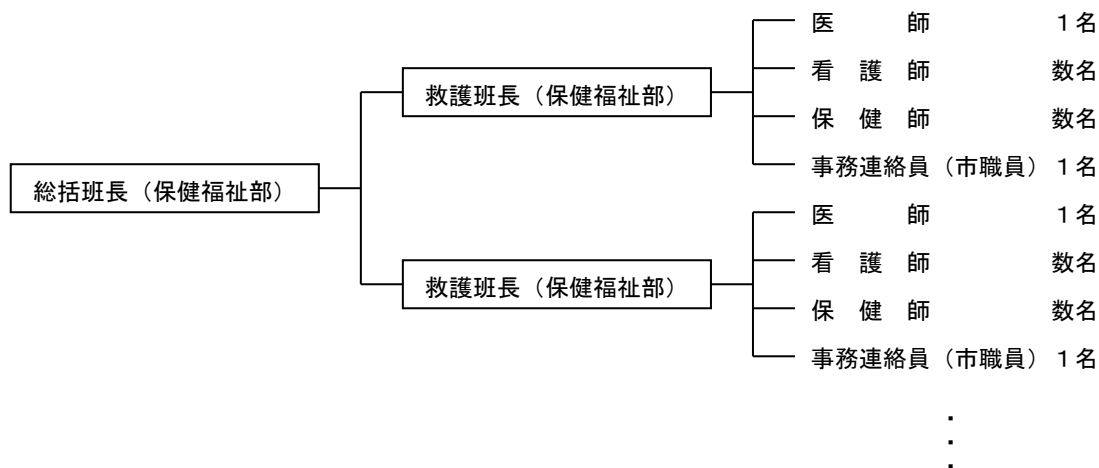
- ①医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ②指定避難所等、医療救護所の設置状況
- ③重傷者の収容状況
- ④医薬品等医療資機材の受給状況
- ⑤医療施設、医療救護所等までの交通状況
- ⑥その他医療体制確立に向けて参考となる情報

2 現地対策本部の設置

必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。また、災害の程度により市の能力をもってしては十分でないと認められるときに、県及びその他関係機関に協力を要請する。

3 医療救護班の編制

医療救護の実施は、医療機関等と締結した各種協定等に基づき、必要に応じて複数班を編成する。また、市で編成する救護班のみで対応が困難と判断される場合は、茨城県及びその他関係機関に医療救護チーム・災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣など、協力を要請する。



(1) 医療救護班の業務

医療救護班の業務は以下に示すとおりである。

- ①被災者のスクリーニング（症状判別）
- ②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ④死亡の確認
- ⑤遺体の検案
- ⑥その他状況に応じた処置

(2) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護班は、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

4 災害派遣医療チーム（DMAT）等の配置

県DMAT調整本部及び県DPAT調整本部は、県及び市医療救護班等と調整の上、DMAT等を被災地等に派遣・配置する。

また、県は、病院等から派遣されてきた医療救護チーム（日赤救護班、国立病院機構や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等）を、救護班等と協議しながら県保健福祉部及び保健所等において調整した上で、被災地の医療救護所、病院等に配置する。

地域災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、調整・配置についての助言を行う。

被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下する等必要と認められる場合は、市は県に対し災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請し、被災地域に重大な健康危機が発生し市が指揮調整機能不全に陥る等必要と認められる場合は、県に対し災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を要請する。

5 医療救護所の設置

(1) 設置基準

市長は、以下の基準を目安として、医療救護所の設置を決定する。

- ①医療施設の収容能力を越えるほどの多数の負傷者が一度に発生したとき。
- ②医療施設が多数被災し、十分機能しないと判断したとき。
- ③時間の経過とともに、負傷者が増加する恐れがあると見込まれるとき。
- ④救助法が適用される恐れがある災害が発生したとき

(2) 設置場所

市は、以下の手順に基づき、医療救護所を設置する。

- ①被災状況や負傷者の状況等を勘案し、保健福祉センターに医療救護所を設置する。
- ②地区別の被災状況や負傷者の状況等を勘案し、小中学校をはじめとする市の公共施設に
適時、医療救護所を設置する。
- ③設置後は、速やかに設置内容(以下の事項)について管轄保健所に報告する。
 - (ア) 設置場所(医療救護所への連絡方法、付近の医療機関の状況、医療救護所への経路等)
 - (イ) 医療救護班の必要性の有無(医師、看護師等具体的な内容)
 - (ウ) ライフラインの確保状況(電気、ガス、水道等)
 - (エ) 医療品等の必要性の有無
- ④速やかに広報車や防災行政無線等を使用して、医療救護所の開設状況等を市民に広報する。
- ⑤災害現場により自らの判断で設置することが困難と判断した場合には、保健所等と連絡を取り合って協議の上設置する。

(3) 開設及び運営

ア 設置統括と資機材の調達及び輸送

医療救護所が設置された後、派遣された救護班との連絡により、救護医療に必要な資機材の確認を行った上で、資機材の調達及び輸送を行う。

また、医療救護所の開設及び運営実務統括は医師及び保健福祉部が行い、市職員、消防署がそれを支援する。

イ 救助業務協力者の支援体制の確立

救助活動に協力させることのできる下記の者について、関係機関・団体等を通じてあらかじめ必要事項を調査するとともに、救助活動に対する協力を要請しておくものとする。

- (ア) 医師・歯科医師及び薬剤師
- (イ) 保健師・助産師及び看護師
- (ウ) その他、医療・助産計画に必要な事業者及びその従事者

ウ 救周辺医療機関への協力要請

市内医療機関による救護活動だけでは困難な場合、周辺市町村の医療機関の協力を要請する。

第4 医療及び助産の実施

災害により傷病を受け、医療の途を失った者及び災害発生の日前後7日以内の分娩者で助産の途を失った者に対して、医師等の指示に基づき応急処置を行うとともに、必要に応じて医療機関への搬送を行う。

1 医療の範囲

- ①診察
- ②薬剤又は治療材料の支給
- ③処置、手術その他治療及び施術
- ④病院又は診療所への受入れ
- ⑤看護

2 助産の範囲

- ①分娩の介助
- ②分娩前、分娩後の処置
- ③脱脂綿、ガーゼ、その他衛生資材の支給

第5 広域医療拠点との連携

1 収容可能医療機関の確保

市内に確保された医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設(被災を免れた全医療施設)に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。また、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等の要請に基づき県と協議し、後方医療施設(精神病院を含む)を確保する。

2 重傷者等の搬送

病院等から患者搬送の要請を受けたとき、市及び消防本部は、自己所有又は応援関係消防機関の救急自動車により搬送を実施する。消防本部で救急自動車を確保できない場合は、市が輸送車両の確保に努める。また、必要に応じて県に対して救急自動車、ドクターヘリ等の出動を要請する。

被災現場から救護所までは、警察署、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、車両もしくは担架等により搬送する。

第6 人工透析の供給等

1 透析療法

保健所と協力して被災地内の透析患者の受療状況、及び透析医療機関の稼働状況等の情報を把握し、県災害対策本部保健福祉部に報告する。

2 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

被災地内の在宅療患者等の被災状況を確認し、県災害対策本部保健福祉部に報告する。

3 周産期医療

被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施し、必要に応じて消防署又は県災害対策本部保健福祉部に緊急輸送を要請する。

第7 医薬品・資機材等の確保

災害時の医薬品等は、可能な限り保健所、医療機関、医薬品販売店等で確保するものとし、不足する場合は茨城県災害対策本部に供給を要請し、確保する。

第17節 防疫

■基本的考え方	
この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症のまん延及び食中毒の未然防止を図るために定めるものである。	
関係班	防疫班、救護班

第1 実施者

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）及び予防接種法の規定に基づく県知事の指示に基づき、関係機関との連携により、迅速かつ確かな防疫活動を実施して、感染症の発生を防止する。

被災地における防疫は、市長が実施する。市限りで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

1 防疫活動組織の設置

市は、感染症などのまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、防疫関係の組織をつくとともに、必要な予防教育等を実施する。

2 防疫措置情報の収集・報告

市は、災害の発生後において、警察、消防の協力を得て、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、救護所（救護班）との連絡を密にする。

3 防疫用薬剤及び資機材の確保

市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達し、運輸調査班に配送を要請する。また、市内取扱業者、協定締結市町村、県等の協力を求める。

第2 防疫措置

市は、被災実情に応じ、防疫班などにより、次の事項を行う。

- ①清潔方法及び消毒方法の施行（感染症法第27条第2項及び第29条第2項）
- ②ねずみ族・昆虫等の駆除（感染症法第28条第2項）
- ③生活用水の供給（感染症法第31条第2項）
- ④避難所の衛生管理及び防疫指導
- ⑤臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

第3 防疫の種別及び方法

- ①市が行う消毒活動は、知事の指導に基づき次の要領により行う。
 - (ア)浸水家屋、下水、その他衛生面に配慮すべき場所の消毒は、状況により随時行う。
 - (イ)指定避難所等の衛生面に配慮すべき場所の消毒は、状況により随時行う。
 - (ウ)汚染の恐れ、あるいは疑いのある井戸の消毒を行う。
 - (エ)状況により、害虫等の駆除を行う。
- ②各世帯における家屋等の消毒
床上浸水家屋に対しては、被災直後各戸に逆性せっけん等を配布し、床、壁、手洗い設備等の消毒について、衛生上の指導を行う。

第4 検病調査

- ①検病調査は、県及び市救護班が行う。
 - (ア)班の編制は、県の指示に基づき、医師、保健師、看護師をもって編成する。
 - (イ)災害地域を各班に分け、毎戸に個別訪問調査をする。
- ②検病調査の結果健康診断を実施する必要がある場合、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第17条の規定により健康診断を実施する。

第5 患者等に対する措置

被災地において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき就業制限又は入院勧告を要する感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

第6 指定避難所等の防疫措置

(1) 検病調査

避難者に対しては、発病を防ぐため、1日1回の健康チェックを実施する。

(2) 衛生消毒剤の配置及び指導

- ①指定避難所等及び被災地について衣服の日光浴、消毒用アルコール等による消毒、手指消毒用アルコールの配置、手洗いの励行について、個別指導する。
- ②指定避難所等の給食作業に従事する職員については、事前に健康診断を行う。

(3) 仮設トイレの管理

仮設トイレの管理を行い、必要な消毒及びし尿処理を行う。

第18節 災害廃棄物の処理

■基本的考え方

この計画は、被災地における廃棄物(粗大ごみ、可燃性ごみ、不燃性ごみ、災害ごみ、し尿等)の清掃、処理を適切に行い、市民の保健衛生の確保、及び環境の保全を図るために定めるものである。

関係班

防疫班

第1 実施者

被災地域における災害廃棄物の処理は、災害廃棄物処理計画に定めた方法により適切な処理を行う。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国その他各関係機関の応援を得て行う。

第2 ごみの収集処理

1 一般ごみの収集処理

災害時には、平常どおりのごみの排出や収集が困難になることが想定されるため、推計発生量、避難所の設置場所などにに基づき収集ルートを決定し、作業計画を定める。

また、市民の協力を促し、ごみの散乱防止に努めた上で、集積所での収集を行う。

①生ごみを含む可燃ごみの収集運搬を最優先に行う。

(収集は車両をもって実施し、重点的に被災地域の収集を行う)

②収集したごみの処分は、指定した処理施設により行う。

③市は、収集計画等を広報するとともに、ごみの分別を守るように協力を呼びかける。

2 災害ごみの収集処理

災害時には、片付けや家屋解体により大量のごみが発生することが想定されるため、大規模な災害廃棄物の仮置き場が必要となる。

災害ごみの収集については、あらかじめ選定された候補地の内、災害の状況を考慮して、仮置き場を適切な場所に設置し、災害ごみの受入と処理施設への搬出を行う。

第3 し尿の収集処理

1 携帯トイレ・簡易トイレの収集運搬

被災地域で携帯トイレや簡易トイレを使用する場合は、他のごみとは分けて保管、収集し処理施設へ搬出する。

2 仮設トイレの収集運搬

避難所などで仮設トイレを使用する場合は、バキューム車により、し尿の収集を行い処理施設へ搬出する。

第19節 遺体の捜索及び処理埋葬

■基本的考え方

この計画は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の遺体を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等のための処理を行い、かつ遺体の応急的な埋葬を実施するために定めるものである。

関係班

本部統括班、救助班

第1 実施者

1 行方不明者の捜索

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者を、消防関係団体等と協力して捜索する。ただし、救助法適用時に知事が行うことを妨げない。

2 遺体の処理・埋葬

遺体の処理は、市が実施するものとする。ただし、救助法を適用したときは県と協力し、実施する。

第2 応援要請

被災地が広範囲であり、市限りでの捜索が困難なとき、又は遺体が流失等により他市町村に漂着することが予想される場合は、次の事項を明らかにし当該市町村へ捜索の応援を要請するものとする。

- ①遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- ②遺体数及び住所・氏名・年齢・容貌・特徴等
- ③応援を要請する人員又は舟艇・器具等

第3 遺体の収容(安置)、一時保存

1 遺体収容所(安置所)の設置

市は、被災地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

2 棺の確保

市は、死者数、行方不明数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

3 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置所を設置し、身元不明遺体を集中安置する。

4 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

第4 埋葬

身元の判明しない遺骨は、納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、遺族に引き渡す。

第20節 障害物の除去

■基本的考え方

この計画は、被災地の交通に支障をきたす障害物等を除去するために定めるものである。

関係班

土木班

第1 実施者

- ①障害物の除去は市長が行う。ただし、救助法適用時には知事が行うことを妨げない。
- ②道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行う。
- ③市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援を得て実施する。
- ④公共施設以外の障害物の除去は、原則としてその施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

第2 対象者等

- ①障害物の除去が交通の安全及び輸送の確保に必要な場合
- ②当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ③住家が半壊又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住できない状態を含む)した者で、自らの資力では障害物の除去ができない者
- ④その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去方法

市長の指示に基づき、都市建設部は資機材を用い又は建設業者の協力を得て実施するものとする。又、道路に障害を及ぼしているものの除去については、それぞれの管理者において、所有する機械器具をもって速やかに除去するものとする。

第4 障害物の集積場所

集積場所は、災害の状況に応じ公園、広場等、日常生活及び道路交通確保のため支障とならない場所を利用し、また環境衛生に注意して指定する。

第5 救助法による障害物の除去

市に救助法が適用された場合の障害物の除去は、同法及びその運用方針による。

第21節 輸送

■基本的考え方

この計画は、災害時における被災者の避難及び救援物資並びに応急対策実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図るために定めるものである。

関係班

本部統括班、管財出納班、運輸調査班

第1 実施者

避難、救助物資等の輸送は市長が行う。ただし、救助法適用時には知事が行うことを妨げない。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援を得て実施する。

第2 対象者等

- ①被災者
- ②重傷患者、妊産婦その他災害時要配慮者
- ③飲料水、食糧及び救助用物資
- ④遺体の捜索又はその処理のための人員、資機材
- ⑤その他、災害応急対策の実施に必要な物資、資機材及び人員

第3 地域内輸送拠点の確保

市は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

第4 輸送力の確保

災害応急対策を実施するため、市保有車両の配車計画を定めるとともに、被害の状況により車両等が不足した場合には、それぞれ次の方法により必要な措置を講ずる。

(1) 市有車両の確保

- ①車両等の掌握、配車については管財出納班が行う。
- ②各部において車両を必要とするときは、管財出納班に要請する。
- ③管財出納班は、車両の要請があった場合は、使用車両を決定し、速やかに配車する。

(2) 市有以外の車両の確保

市有車両が不足する場合は、営業用、自家用車を借り上げるほか、必要に応じ関係機関に応援、協力を依頼する。

第5 緊急輸送車両証明書及び標章の交付

- ① 災対法第76条の規定により交通の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送に従事する車両に対しては、同法施行令第33条の規定により、知事又は公安委員会が緊急輸送車両証明書及び標章を交付する。
- ② 緊急輸送に従事する車両を使用する場合は、常総警察署又は知事（防災・危機管理課）に申請して証明書及び標章の交付を受ける。

第22節 労務

■基本的考え方

この計画は、災害時における応急対策を実施するにあたり、供給可能な労務の確保に努め、市職員の労力不足を補い災害応急対策活動の円滑な推進を図るために定めるものである。

関係班

全班

第1 実施者

災害応急対策に必要な労務の確保は市長が行う。

市長は、労務を確保することが困難又は不足する場合、知事に調達又は斡旋を要請する。

第2 労務の供給方法

1 市職員及び知事要請による労務供給

市職員については、第3章第1節「組織」及び第3章第2節「動員」によるものとし、知事要請によるものは、第3章第24節「自衛隊に対する災害派遣要請」による。

2 市民からの労務供給

自主防災組織及び各自治組織等の民間団体に要請し供給する。

3 その他事業者からの労務供給

救出、救護活動及び輸送活動を実施する上で必要な労務に対し、市内各業者に要請し、供給する。

- (ア) 医師・歯科医師及び薬剤師
- (イ) 保健師・助産師及び看護師
- (ウ) 土木技術者及び建築技術者
- (エ) 大工・左官及びとび職
- (オ) 土木業者・建築業者及びその従業者
- (カ) 鉄道・バス経営者及びその従業者
- (キ) 貨物自動車等の運送業者及びその従業者
- (ク) ライフライン（電気、ガス、電話等）事業者及びその従業者
- (ケ) その他、災害応急対策に必要な事業者及びその従業者

第3 労務作業の内容

災害応急対策における市職員以外の者の労務作業の範囲は、おおむね次のとおりとする。

1 被災者の救出・救護

救出・救護行為及び救出に要する機械器具の操作。

2 医療及び助産における移送

医師等が到着しなければ医療措置を講じられない重傷患者、又は医療措置を必要とする患者を病院等に運ぶために、他に方法がない場合

3 飲料水等の供給

飲料水の供給行為及び浄水するための医薬品等の配布

4 救助用物資の整理、輸送及び配布

(ア) 被服、寝具その他の生活必需品

(イ) 学用品

(ウ) 食糧品及び燃料

(エ) 医薬品及び衛生材料

5 緊急輸送道路の確保に必要な作業

6 その他災害応急対策に必要な作業

第23節 児童・生徒等の安全確保・応急教育等

■基本的考え方

この計画は、災害により平常の学校教育の実施が困難となった場合、市は、県その他関係機関と連絡を緊密に取り、又は協力を得て児童・生徒等の安全及び教育を確保するとともに、市の社会教育施設及び文化的資源の被害を最小限にとどめるために定めるものである。

関係班

学校班

第1 実施者

市立小・中学校の応急対策は、市長及び市教育委員会が実施し、担当は教育長及び各学校長等があたる。

第2 情報等の収集・伝達

- ①市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、校長等に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- ②校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、教職員に対して速やかにあらかじめ定めるところにより教職員に伝達するとともに、自らラジオ・テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童・生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮するものとする。
- ③校長等は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又は、その怒れがある場合は、直ちにその状況を、市その他関係機関に報告する。
- ④市及び各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

第3 児童・生徒等の避難等

1 避難の指示

校長等は、災害の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に教職員等に指示する。なお、状況によって教職員は、児童・生徒等に対し個々に適切な指示を行うものとする。

2 避難の誘導

校長等及び教職員は、避難を指示した場合は、児童・生徒等の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市及びその他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

3 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率及び保護者等への引渡し措置を講ずるものとする。

4 帰宅困難者対策

(1) 鉄道事業者との連携

日頃から児童・生徒等の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるよう努める。

(2) 児童・生徒等への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

(3) 代替バスの運行等、搬送体制の構築

(4) 飲料水等の備蓄

5 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引渡しの手配を講ずるものとする。

なお、この場合、速やかに市に対し、児童・生徒数や保護者の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

6 保健衛生及び健康管理

市は、帰宅できず校内で保護する児童・生徒等のため、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。

また、校長等は、災害時においては、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

7 休校措置

校長等は、災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった場合、必要に応じ休校措置をとる。

8 登校前の措置

校長等は、登校前に休校の措置をした場合は、直ちに保護者、児童・生徒等に連絡するものとする。

第4 応急教育

1 授業の確保

市長及び校長等は、速やかに被害状況等を把握するとともに、相互に協力し教育施設等を確保すると同時に、下記の措置を講じ、授業の確保に努める。

また、校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

表：応急教育の考え方

災害の程度	施設の被害及び修復の度合	施設授業の再開	授業確保の措置
校舎の被害が軽少な場合	速やかに応急修理をして授業を再開する。		教職員の被災等によって児童・生徒の授業に支障をきたし、校内操作の限度を越す場合には、その程度により隣接校の応援あるいは全県的な非常措置等による確保を図る。
校舎の一部が被害を受けた場合	速やかに応急修理を行い、早期に通常授業を再開する。	①残存教室等の施設を利用する。 ②合併及び二部授業等を実施する。	
校舎の全部が被害を受けた場合	短期間に修復できる場合	臨時休校とし、家庭学習等を実施する。	
	復旧に長期間を要する場合	①公民館等の公共施設を利用する。 ②寺院等の民間施設を利用する。 ③隣接学校の校舎を利用する。 ④必要な場合は応急仮設校舎を建設する。	
特定の地域全体が被害を受けた場合	被害を受けなかった他の学校、公民館及び寺院等の施設を利用する。		

2 教職員の確保

教育施設の被害及び教職員の事故等により、変則的学級編成による授業を実施するときは、県教育長と緊密な連絡をとり、教職員の確保等必要な措置を講ずる。

第5 学用品の調達・供与

1 対象者

災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）をそう失又はき損し、就学上支障をきたしている小・中学校の児童・生徒等であることとする。

2 調達及び供与方法

学用品等は供与対象人員、学校別、学年別等による必要数量を正確に把握し、一括購入し、児童・生徒等に配分する。

3 学用品等の品目

学用品等としては、教科書、教材、文房具及びその他授業を受ける最小限の必要な用品とする。

4 県への要請

市限りでは学用品等の供与の実施が困難な場合は、県に対し学用品等の供与の実施及び調達について応援を要請する。

第6 指定避難所との機能の共有

学校が教育の場としての機能と、指定避難所としての機能を有することから、災害応急対策を行う教育委員会、学校等は事前に次の措置を講ずるものとする。

- ①学校を指定避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- ②指定避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議する。
- ③指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- ④学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童・生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- ⑤指定避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、指定避難所と同様の対応ができるよう努める。

第7 社会教育施設・文化財の応急措置

- ①公民館・運動公園等の社会教育施設の被災状況を速やかに把握し、関係機関に連絡又は報告するとともに、その災害の程度に応じ適切な措置を講ずるものとする。
- ②文化財の被災状況を調査し、破損を最小限度にとどめるよう応急の措置をするとともに、その状況を関係機関に報告するものとする。

第24節 自衛隊に対する災害派遣要請

■基本的考え方	
この計画は、災害時において、市が人命、財産等を保護するため必要があると認められた場合に自衛隊の災害派遣を要請するために定めるものである。	
関係班	本部統括班

第1 自衛隊の派遣要請範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命財産を保護するため必要であり、かつやむを得ない事態であると認められ、ほかに実施する機関がない場合で、おおむね次によるものとする。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の欠壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防署に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(平成19年1月4日内閣府令2)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報支援	航空機、車両等を用いて、市民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第2 災害派遣要請

1 災害派遣要請者

自衛隊の災害派遣要請は、原則として知事が文書をもって自衛隊に要請する。

2 災害派遣要請の手続

市長は、自衛隊の災害派遣を必要と認めたときは、知事に対し自衛隊の災害派遣要請依頼文書をもって行うものとする。

ただし、事態が急迫し所定の手続によりがたい場合は、電話等により依頼する。なお、市長は知事に災害派遣要請の要求の申し出をできない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を、直接、最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知する。

3 災害派遣要請依頼書の提出

(1) 提出先

＜茨城県防災・危機管理課＞

＜茨城県防災行政無線＞

電 話 029-301-2885 (直通)

電 話 8-100-8440

FAX 029-301-2898

FAX 8-100-8450

(2) 記載事項

- ①派遣を必要とする理由
- ②派遣を必要とする期間
- ③作業の内容
- ④派遣を希望する人員、車両等の数
- ⑤その他参考事項

表：緊急の連絡先

自衛隊名	部隊等の長	連絡責任者		電話番号	内線番号	
		時間内	時間外		時間内	時間外
陸上自衛隊 施設学校	施設学校長	警備課長 又は防衛班長	駐屯地当直司令	029-274-3211	234	302
陸上自衛隊 第一施設団 (古河駐屯地)	第1施設団長	第3科長	団当直長	0280-32-4141	231・232	631
航空自衛隊 第7航空団	第7航空団司令	防衛部長 (防衛班長)	基地当直幹部	0299-52-1331	2231	2215

第3 自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の災害派遣要請を必要とする災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、自衛隊に通報するほか、必要な情報の交換を行う。

第4 災害派遣部隊の受入れ体制

災害派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分達成できるよう努めなければならない。

1 災害派遣部隊到着前

- ①応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- ②連絡職員を指名する。
- ③派遣部隊の展開、宿営の拠点等を準備する。

2 災害派遣部隊到着後

- ①派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ②派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

第5 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊がその目的を達成したときは、文書をもって知事に対し災害派遣部隊撤収要請を行うものとする。

第6 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおり。

- ①派遣活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- ②派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ③派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- ④派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係るものを除く)の補償。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議する。

第7 ヘリコプターの受入れ

1 発着場の選定基準

- ①別表の地積基準を満たす無障害地帯であること
- ②地盤堅固な平坦地(コンクリート・芝生が望ましい)であること
- ③地面斜度は6度以内であること
- ④車両等の進入路があること
- ⑤斜線上に障害物がないこと

2 発着場の準備

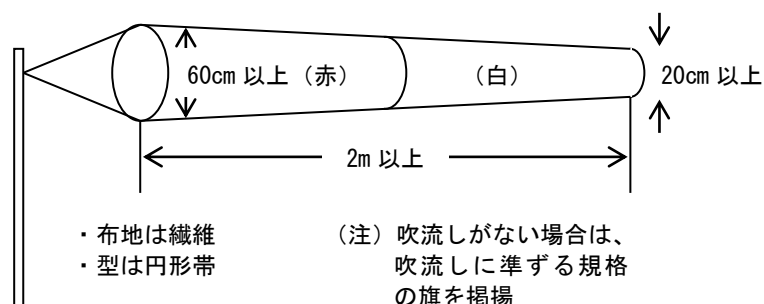
- ①砂塵の舞い上がる恐れのある場合は十分散水する。
- ②積雪時は、除雪又は圧雪を行う。
- ③風圧のため、飛散する恐れのあるものは、撤去する。
- ④発着所が校庭等の場合は障害の恐れのあるサッカーのゴール等を撤去する。
- ⑤上空から風向、風速が判定できるよう着陸点近くに紅白(又は赤)の吹流し(地上4.5～5.0m)、又は発炎筒を設置する。
- ⑥離着陸時は、危険防止のため、関係者以外の者を近づけない。
- ⑦粉末消火器(20型20本以上)を準備する。
- ⑧着陸点には石灰等を用いてⓉの表示をする。
- ⑨夜間にあたっては、災害用ヘリコプター発着所の無障害地帯において、進入、離陸の方向を示す表示灯を設置する。なお、表示灯は進入方向に対し直角に向ける。ただし、ヘリコプターに直接向けないように注意する。

表：ヘリコプター離着陸時必要面積

機種	必要面積
OH-6×1	約 30m× 30m
UH-1×1	約 40m× 40m
CH-47×1	約100m×100m

※四方向に障害のない広場のとき

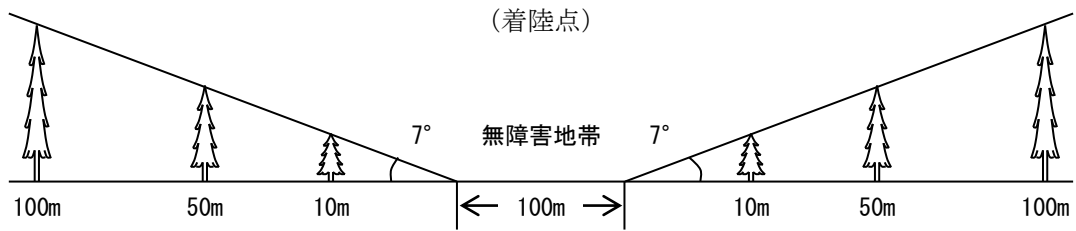
図：吹流しの基準



表：災害用ヘリコプター発着場

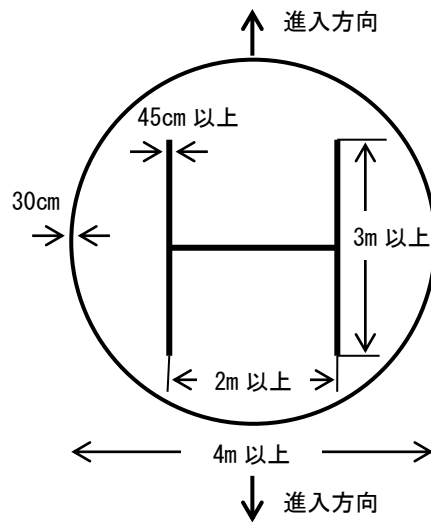
場所名	所在地	電話番号
伊奈中学校	市野深 600	0297-58-0201
伊奈東中学校	南太田 254	0297-58-4631
谷和原中学校	古川 950	0297-52-2038
総合運動公園	小張 1770	0297-58-4005
富士見ヶ丘小学校	富士見ヶ丘 2-18-1	0297-34-1223

図：発着場における無障害地帯



※基点から500mまで

図：H記号の基準



(注) 石灰で標示、
積雪時は墨汁
絵具等で明瞭
に標示

第25節 応援・受援

■基本的考え方

この計画は、平成28年熊本地震や東日本大震災の教訓を踏まえ、受援計画（災害時受援マニュアル）に沿って大規模災害時に他の自治体や機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れ、災害対応に当たるために定めるものである。

関係班

本部統括班、受援班

第1 他市町村への応援要請

市長は、市域に係る災害について、適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、予め締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し、応援要請を行う。

大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む）には、被災地の地方公共団体だけで全ての対策を実施することは困難であり、また隣接する地方公共団体は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣の都県、市町村のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立するよう努める。

第2 県への応援要請又は職員派遣のあっせん

市長は、知事に応援又は職員派遣のあっせんを求める場合、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもって要請することができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

1 応援要請時に記載する事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量
- (エ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (カ) その他必要な事項

2 職員派遣のあっせん時に記載する事項

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣のあっせんを必要とする期間
- (エ) その他派遣のあっせんの要請について必要な事項

第3 県防災ヘリコプターによる災害応急対策

災害時における県防災ヘリコプターによる応急対策としては、その機動性を活かして被災状況等の情報収集、緊急物資輸送などの措置を実施する。

1 活動体制

県防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「茨城県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「茨城県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「茨城県防災ヘリコプター緊急運航要請基準」の定めるところによる。

2 市からの応援要請

(1) 防災ヘリコプター緊急運航要請基準

市長は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次の一に該当するときは、知事に対しヘリコプターによる支援の要請を行う。

ア 救急活動

- ①救急患者の搬送
- ②傷病者発生地への医師搬送及び医療機材等の輸送
- ③高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- ④国道等の大規模事故における傷病者の搬送
- ⑤その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

イ 救助活動

- ①河川等での水難事故等における捜索・救助
- ②高層建築物火災による救助
- ③土砂災害等により、陸上から接近できない被災者等の救出
- ④その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

ウ 災害応急対策活動

- ①台風、豪雨等の災害の状況把握
- ②被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ③ガス爆発事故、国道等での大規模事故等の状況把握
- ④各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達
- ⑤その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

エ 火災防ぎょ活動

- ①林野火災等における空中からの消火活動
- ②火災における情報収集、伝達、住民等への避難誘導等の広報
- ③交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送
- ④その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 要請の方法

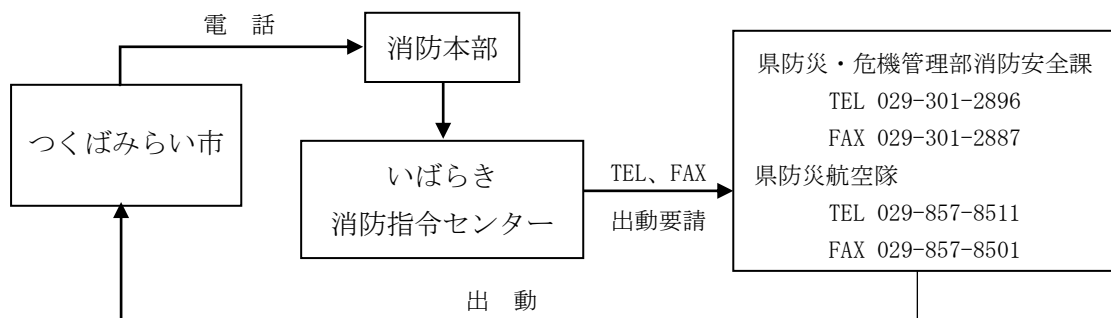
支援要請は、市長又は消防長が県消防安全課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を防災航空隊に提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

要請に際し県に対して連絡すべき事項支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。

- ①災害の種類
- ②災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③災害発生現場の気象状況
- ④災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- ⑤飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦その他必要な事項

図：出動要請系統



(3) 緊急離着陸場の整備

あらかじめ災害時の緊急離着陸場として、茨城県地域防災計画等で指定されている場所（『茨城県災害応急離着陸場一覧』参照）については、茨城県防災航空隊等と現地調査及び現地訓練等の連携を図り、県防災ヘリコプター災害応急体制の整備に努める。

第4 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市域内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもって要請することができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

1 職員派遣要請時に記載する事項

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣について必要な事項

第5 民間団体等に対する要請

市長は、市域内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

第6 応援受入体制の確保

1 連絡窓口

市の応援受入の連絡窓口は、総務部防災課とする。

ただし、災害対策本部が設置されたときは受援班を応援受入の連絡窓口とする。

2 受入施設

受入施設は、つくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	1 富士見ヶ丘小学校 2 伊奈東中学校 3 伊奈東小学校
-----------	------------------------------------

3 海外からの支援の受入れ

市は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

第7 経費の負担

1 交通費、食糧費等

応援に要した負担は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた市の負担とする。

- ①職員等の応援に要した交通費、食糧費
- ②応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

2 災害派遣手当

災対法第32条の規定に基づき、市は他の地方公共団体等から災害応急対策、又は災害復旧のため派遣された職員に対して、災害派遣手当（所得税の課税対象外）を支給する。

第8 消防署の応援要請・受入体制の確保

1 応援要請

市内の消防署の消防力では、十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

2 消防機関の応援受入体制の確保

（1）受入窓口

市の応援受入窓口は、総務部防災課とする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、本部統括班とする。

(2) 受入施設

受入施設は、つくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	1 富士見ヶ丘小学校 2 伊奈東中学校 3 伊奈東小学校
-----------	------------------------------------

3 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- (1) 災害状況の情報提供、連絡・調整(応援部隊指揮本部等の設置)
- (2) 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示(指揮本部と代表消防機関協議)
- (3) 補給・休憩宿泊施設の整備、提供(公園等)
- (4) 消防活動資機材の調達・提供

4 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として、応援を受けた市の負担とする。

第26節 農地農業

■基本的考え方	
この計画は、災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策を定めるものである。	
関係班	農業商工班

第1 農地農業

1 農地

河川等のはん濫により農地に冠水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により冠水排水を図る。(なお、ポンプ排水または、堤防切開工事を行うにあたっては、河川管理者などと事前協議を行う。)

2 農業用施設

(1) 排水機

排水機場に浸水の恐れがあるときは、土のう等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ(動力ポンプ)により、冠水の排除に努める。

(2) 堤防

ため池堤防用の法面崩れの場合は、腹付け工事及び杭棚工事を行う。

(3) ため池

ため池が増水し、漏水、溢水の恐れがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認められるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

また、大雨による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等により適切な情報提供を図るものとする。

(4) 水路

水路は、取水樋門、立切等操作あるいは仮水路、土管敷設工事など応急工事の実施により水路の決壊防止に努める。

(5) 頭首工

頭首工の保全について、必要な措置をとるとともに、決壊する恐れがある場合は応急工事を行う。

第2 農作物

1 農作物の応急措置

(1) 災害対策技術の指導

被害の実態に則し、必要な技術対策を立案し、茨城みなみ農業協同組合等農業団体と一体となって、技術指導を行う。

(2) 種苗の確保

災害により農作物に被害を受け、種苗の供給の必要がある場合は、県に対して種苗の確保措置を要請するとともに、茨城みなみ農業協同組合等を通じて拠出計画をたて供給措置を行う。

2 畜産関連の応急措置

(1) 風害

- ①被害畜舎の早期修理、復旧に努める。
- ②外傷家畜の治療と看護に努める。
- ③事故畜等の早期処理に努める。

(2) 水害

- ①畜舎内浸水汚染の排水清掃を図る。
- ②清掃後畜舎内外の消毒を励行する。
- ③家畜防疫員による被災地域家畜の一斉健康診断を実施し、併せて病傷家畜に対する応急手当をする。
- ④栄養回復のための飼料調達ならびに供与に努める。
- ⑤必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施する。

第27節 救助法の適用

■基本的考え方	
この計画は、市の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合において、救助法の適用による救助を適用し、もって被災者の保護と社会の秩序の保全を図るために定めるものである。	
関係班	本部統括班

第1 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条第1項の規定による。つくばみらい市に適用される具体的な基準は次の場合となる。

1 1号基準（災害救助法施行令第1条第1項第1号）

市の住家滅失数が、下表の基準に達したとき。

市の人口（令和2年国勢調査）	住家滅失世帯数
49,872人	60世帯

2 2号基準（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

被害が相当広範な地域にわたり、県の区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上の場合に、市内の住家滅失世帯数が下表の基準に達したとき。

市の人口（令和2年国勢調査）	住家滅失世帯数
49,872人	30世帯

3 3号基準（災害救助法施行令第1条第1項第3号）

県の区域の住家滅失世帯数が9,000世帯以上ある場合に、市の区域内の被害世帯数が多数あるとき。

※ 茨城県人口：令和2年10月1日現在 2,867,009人

4 4号基準（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

第2 被災状況の把握及び認定

1 被災世帯の算定

被災世帯の算定は次の基準による。

住家の全壊、全焼、流失世帯	= 滅失1世帯
住家の半壊、半焼、半壊等著しく損傷した世帯	= 滅失1/2世帯
住家の床上浸水、土砂堆積等により一時的に居住不能となった世帯	= 滅失1/3世帯

2 住家の滅失等の判断基準

(1) 住家の全壊、全焼、流失

住家の全壊、全焼、流失の判断基準は次によるものとする。

- | |
|--|
| ①住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの |
| ②住家の主要構造部の損害割合が50%以上に達した程度のもの |

(2) 住家の半壊、半焼

- | |
|---|
| ①住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの |
| ②住家の主要構造物の損害割合が20%以上50%未満のもの |

(3) 住家の床上浸水、土砂堆積等

- | |
|---|
| ①(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの |
| ②土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの |

3 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第3 救助法の適用手続

市長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、茨城県防災・危機管理課を経由し、知事に対して報告する。

第4 救助法による救助

1 救助の実施

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実態に関する事務は、県の法定受託事務となっている。ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。この場合、事務の内容及び期間を市長に通知する。なお、市長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

2 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等について、「茨城県災害救助法施行細則」に定めるところによるものとする。

第4章 災害復旧・復興

第1節 公共施設の災害復旧

■基本的考え方

この計画は、被災した施設の災害の再発を防止するため、必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を図るために定めるものである。

関係班

全班

第1 災害復旧事業の種類

- ①公共土木施設災害復旧事業計画
- ②農林水産施設災害復旧事業計画
- ③都市施設災害復旧事業計画
- ④上下水道災害復旧事業計画
- ⑤住宅災害復旧事業計画
- ⑥社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦病院等公共医療施設災害復旧事業計画
- ⑧学校教育及び社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑨その他災害復旧事業計画

第2 復旧事業実施体制の確立

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市は、復旧事業の実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

第3 災害復旧事業計画の作成

災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、市施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。

1 災害の再発防止

復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関とも十分連絡調整を図り、計画を策定する。

2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因を考慮し、災害の再発防止及び速やかな復旧が図られるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

3 復旧事業の促進

復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果が上がるよう努める。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

■基本的考え方	
この計画は、被災施設の復旧事業計画を速やかに実施するために、国又は県の財政援助及び助成を得るための諸手続について定めるものである。	
関係班	管財出納班、運輸調査班

第1 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに策定するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を以て、査定実施が速やかに行われるよう努める。このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針による。

災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業費並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助されるもの

- ①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ②公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- ③公営住宅法
- ④土地区画整理法
- ⑤感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦予防接種法
- ⑧都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ⑨農林水産施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律
- ⑩その他

2 激甚災害に係る財政援助措置

災対法第97条に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、市長は災害の状況を速やかに調査し、実状を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第3節 災害復旧資金

■基本的考え方

この計画は、災害復旧の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業を早期に実施するための対策を定めるものである。

関係班

管財出納班

第1 予算編成

市は、災害に係る経費の予算措置を取り行う。

第2 特別交付税の算定

市は、特別交付税の算定基礎となる経費をとりまとめ、県へ報告する。

第3 災害復旧事業債の申請

市は、対象事業費をとりまとめ、県へ申請する。

第4 災害寄附の受入れ対応

市は、寄附の受入れ事務と、受領証明書・礼状の発送を行う。

第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

■基本的考え方

この計画は、被災した農林漁業、中小企業及び一般市民に対し災害復旧に必要な資金を迅速かつ円滑に融資又は補填、あるいは支援するために実施する諸手続について定めるものである。

関係班

管財出納班、救助班、農業商工班

第1 農林漁業復旧資金

市長は、災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種復旧資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県、国等に要望する。

- ①天災融資法(昭和30年法律第136号)による融資
- ②茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資
- ③株式会社日本政策金融公庫(農林漁業施設資金)による融資
- ④農業保険法(昭和22年法律第185号)による融資

第2 農業災害補償

農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく収入保険及び農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に保険金及び共済金等の支払いができるよう指導する。

第3 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府関係機関(株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫)の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県、国等に要望する。

第4 住宅復興資金

市長は、災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種復旧資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県、国等に要望する。

1 災害復興住宅資金

市は、被災地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借り入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借り入れの促進を図るよう努める。

なお、被災者が災害復興資金の借り入れを行う際は「つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第61号)」に従い、被災者の金利負担を軽減するための策を講ずる。

2 災害特別貸付金

災害により滅失家屋がおおむね 10 戸以上となった場合は、被災者の希望により災害の実態を調査した上で、被災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構南関東支所に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借り入れ申し込みの希望者に対して借り入れの指導を行う。

第5 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、つくばみらい市民生委員児童委員及びつくばみらい市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸し付けを行う。

また、東日本大震災により被災した低所得世帯に対して当面の生活に必要な経費等の貸付をする生活復興支援資金が、生活福祉資金の特例措置として講じられた。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。

表：生活福祉資金貸付制度「貸付資金種類及び貸付条件等一覧」（令和元年度版）

資金種類／資金の目的			対象世帯			貸付条件				
			低所得世帯	障がい者世帯	高齢者世帯	貸付上限額	貸付期間	据置期間	償還期限	利子
総合支援資金	生活支援費※1	生活再建に向けて就職動等を行う間の生活費 ※就労時の収入や家計の支出状況等を確認した上で必要最低限の額となる。	●	-	-	(二人以上世帯)月 200 千円 (単身世帯)月 150 千円	12月以内	6月以内 ※2	10年以内	連帯保証人あり 無利子
	住宅入居費	住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費 (敷金・礼金等)	●	-	-	400 千円	-			連帯保証人なし 年 1.5%
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	●	-	-	600 千円	-			
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	●	●	●	4,600 千円 (6月程度) 1,300 千円 (1年程度) 2,200 千円 (2年程度) 4,000 千円 (3年以内) 5,800 千円	-	6月以内	20年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年 1.5%
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	-	8年				
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●	2,500 千円			7年	
		福祉用具等の購入に必要な経費	-	●	●	1,700 千円			8年	
		障がい者用自動車の購入に必要な経費	-	●	-	2,500 千円			8年	
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	5,136 千円			10年	
		負傷または疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	-	●	(1年以内) 1,700 千円 (1年を超え1年6月以内) 2,300 千円			5年	
		介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●	(1年以内) 1,700 千円 (1年を超え1年6月以内) 2,300 千円			5年	
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	●	●	●	1,500 千円			7年	
		冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	500 千円			3年	
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500 千円			3年	
		就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●	500 千円			3年	
		その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●	500 千円			3年	
緊急小口資金※1	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・火災等被災によって臨時の生活費が必要とき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要とき ・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・法に基づく支援や実施期間及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要とき ・給与等の盗難によって生活費が必要とき ・その他これらと同等のやむを得ない自由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき	●	●	●	100 千円	-	2月以内 ※2	12月	無利子	
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	●	-	-	(高校)月 35 千円 (高専)月 60 千円 (短大)月 60 千円 (大学)月 65 千円 ※特に必要と認める場合に限り、上記金額の1.5倍まで	-	卒業後 6月	20年	無利子
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	●	-	-	500 千円	-			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸し付ける生活資金	●	-	●	・土地の評価額の7割程度 ・月 300 千円	貸付限度額到達まで	契約終了後 3月	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い方

※1 原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていること。

※2 災害を受けたことによる貸付けは、災害の状況に応じ2年以内。

第6 母子父子寡婦福祉資金

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦資金の貸付を行う。

第7 義援金等の受付及び配分

1 義援金等の受付

市は、県内及び他県市町村等からの義援金等を適正に受付ける。

- ①義援金等は、保健福祉部救助班において受付ける。
- ②義援金等を受領したときは、寄託者に受領書を発行する。

2 委員会の設置

市は、被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

なお、委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。

- ①つくばみらい市
- ②つくばみらい市議会

3 義援金等の保管

市は、義援金等を適正に保管する。

- ①義援金は、保健福祉部救助班が保管する。
- ②義援品の保管場所は、市公共施設及び市が指定する場所とする。

4 義援金等の配分

（1）配分方法の決定

義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）については、市が組織する委員会において、協議のうえ決定する。

また、義援品については、被災地区の需給状況を勘案し、配分計画を策定し効果的に配分するものとする。なお、応急対策上、不足している物質で、義援品のうち直ちに利用できる物質は、市長の指示において有効に活用する。

（2）配分の実施

市は、委員会において決定された義援金等の配分方法に基づき、被災者に対し、迅速かつ適正に配分する。

また、配分の際は、茨城県、日本赤十字社茨城県支部等関係機関と連携し行うものとする。

(3) 義援金等の配分に関する事務

保健福祉部救助班が担当する。

(4) 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、つくばみらい市防災会議に報告するとともに、市民に対して義援金の配分結果等を公表する。

第8 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金

災害により家族を失い、精神または身体に著しい障がいを受け、または住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づく「つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第61号）」に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付や災害見舞金を支給する。

また、県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県災害見舞金支給要項（平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用）」に基づき、見舞金を支給する。

各種支援措置の実施に資するため、災害時早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明を交付する。

また、災害時に災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

表：災害弔慰金の支給

対象災害	自然災害 ①市において住居が5世帯以上滅失した災害 ②県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ③県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
受給遺族	ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹 (死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)
支給限度額	ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の者が死亡した場合 250万円
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)

表：災害障害見舞金の支給

対象災害	<p>自然災害</p> <p>①市において住居が5世帯以上滅失した災害</p> <p>②県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害</p> <p>③県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害</p> <p>④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</p>
受給者	<p>上記の災害により、精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者</p> <p>①両眼が失明したもの</p> <p>②咀嚼及び言語の機能を廃したもの</p> <p>③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの</p> <p>④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの</p> <p>⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>⑥両上肢の用を全廃したもの</p> <p>⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>⑧両下肢の用を全廃したもの</p> <p>⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号の同程度以上と認められるもの</p>
支給限度額	<p>① 生計維持者が障がいを受けた場合 250万円</p> <p>② その他の者が障がいを受けた場合 125万円</p>
費用負担割合	<p>国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）</p>

災害弔慰金及び災害障害見舞金の事務手続の流れは以下のとおり。

- ①市が、災害弔慰金の支給等に関する条例、同施行規則に基づき支給（申請書の提出、支給決定の通知等の手続は不要）
- ②市は、県災害弔慰金負担金等交付要綱に基づき、県に対して交付申請（事業の実施要件が生じた日から起算して90日以内。ただし、特別の事情により90日以内に提出できない場合は、知事と協議の上期日延長可） ※申請締切：毎年度1月末日
- ③県が、市に対して交付決定、交付（市が支給した額の3/4）
- ④市は、県交付要綱に基づき、県に対して実績報告（交付決定のあった日の翌日から起算して30日以内に交付決定の都度行う）
- ⑤県は、県交付要綱に基づき、成果確認と額の確定を行う
- ⑥県は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、国（厚生労働省）に対して交付申請（毎年度2月10日までに申請）
- ⑦国が、県に対して交付（県が負担する額の2/3）

表：災害援護資金の貸付

対象災害	県内における救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害		
貸付限度額	上記の災害により、負傷又は住居、家財に損傷を受けた者		
	被害の種類・程度	貸付上限額	
		世帯主の1か月以上の負傷：なし	世帯主の1か月以上の負傷：あり
	家財及び住居に損害なし	—	150万円
	家財の3分の1以上の損害	150万円	250万円
	住居の半壊	170万円 (250万円)	270万円 (350万円)
	住居の全壊	250万円 (350万円)	350万円
	住居の全体が滅失もしくは流失	350万円	
<p>※被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざる得ない場合等特別な事情がある場合には（ ）内の額となる。</p> <p>※「家財及び住居に損害なし」とは、家財の3分の1以上の損害及び半壊以上の住居の被害がない場合をいう。</p>			
貸付条件	所得制限	世帯人員	市民税における前年の総所得金額
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円	
	貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）	
措置期間	3年（特別の場合は5年）		
償還期間	10年（据置期間を含む）		
償還方法	年賦、半年賦または月賦		
貸付原資負担	国（2／3）、県（1／3）		

表：災害見舞金の支給

対象災害	<p>県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの</p> <p>ア 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害</p> <p>イ アの災害により発生したその他の市町村での被害</p> <p>ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない</p> <p>①「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者</p> <p>②「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者</p> <p>③茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者</p>
支給額	<p>ア 死亡 1人当たり 10万円</p> <p>イ 重度障害 1人当たり 5万円</p> <p>ウ 住家全壊 1世帯当たり 5万円</p> <p>エ 住家半壊 1世帯当たり 3万円</p> <p>オ 床上浸水 1世帯当たり 2万円</p>
費用負担割合	県（10／10）

第9 被災者生活再建支援法による支援金の支給

市域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活再建を支援し、もって被災者の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用にあたっては、市が住家の被害状況を把握し、県に報告するとともに、次の基準で被災世帯の認定を行う。

（1）被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、住家が全壊した世帯及び全壊と同等の被害を受けたと認められる世帯である（支援法第2条）。全壊には、全焼及び全流出者が含まれる。全壊と同等の被害を受けたと認められるものとしては次の世帯がある。

- ①その住家が半壊し、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない理由により当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（支援法施行令第2条第1号）。
- ②浸水等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その住家が居住不能のものとなり、かつ、その状況が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（支援法施行令第2条第2号）。

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

救助法における基準を参照。

2 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- ①救助法施行令第1第1項条第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む)が発生した市町村の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第1号)
- ②10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第2号)
- ③100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第3号)
- ④(1)又は(2)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第4号)
- ⑤(3)又は(4)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で(1)～(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第5号)

3 支援法の適用手続

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書により知事に対して報告し、支援法の適用を申請する。

4 支援金支給の基準

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書により知事に対して報告し、支援法の適用を申請する。

表：複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊・解体 (半壊等)	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100
中規模半壊	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃貸	—	25	25
半壊	—	—	25	25

表：単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊・解体 (半壊等)	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75
中規模半壊	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃貸	—	18.75	18.75
半壊	—	15	—	15

5 支援金支給申請手続

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書により知事に対して報告し、支援法の適用を申請する。

(1) 支給申請手続等の説明

市は、住家が全壊したと認定した世帯に対して、支給対象世帯、支給対象経費、支給限度額、支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- ①住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ②り災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめのうえ、速やかに県に送付する。

6 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給される。

市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第10 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、支援法の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）により、支援法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

第5節 その他の保護

■基本的考え方

この計画は、被災者の生活保護を図るため、市税及び公共料金の免除及び、郵便事業に関する特別措置、その他必要な生活保護施策を実施していくために定めるものである。

関係班

運輸調査班、救助班

第1 租税等の特例措置

市は、災害により被害を受けた被災者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を、被災者等に周知していく。

1 市税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、災害により被災者の納付すべき市税等について、法律及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、市税（市民税・固定資産税・国保税・軽自動車税等）等の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法律及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税・地方税（延滞金等も含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第2 その他の特例措置

1 郵政事業

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

ア 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便の料金免除を実施する。

イ 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

救助法が発動された場合、被災1世帯あたり郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した支社及び郵便局とする。

ウ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。

なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した支社及び郵便局とする。

エ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

2 NTT東日本茨城支店

(1) 電話停止時の応急措置

ア 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する指定避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

ウ 通信の利用制限

通信が著しくふくそうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

エ 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話のふくそうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や指定緊急避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

(2) 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

表：電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防災機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び1順位以外の国または地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※上記のうち特に重要なユーザ（緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に努める。

(3) 復旧を優先する電気通信サービス

- ①電話サービス（固定系・移動系）
- ②総合デジタル通信サービス
- ③専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）
- ④パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）
- ⑤衛星電話サービス

(4) 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	(2)に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、(3)に示す復旧優先サービスの復旧の他、指定緊急避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等にあわせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続き出来るだけ迅速に行う。長くても10日以内*を目標とする。

※激甚な災害等発生状況により最大約1ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1ヶ月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする

3 株式会社NTTドコモ

災害警戒本部は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び本部を設置する必要がないと認められる災害に対する措置の総合的、迅速かつ的確な実施を推進する。

災害が発生した場合には地方自治体の要請により指定避難所、現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに務める。

(1) 応急復旧の実施

ア 災害対策本部の設置

震災等による災害が生じた場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

4 警察通信

(1) 通信の確保措置

災害により警察専用有線電話および極超短波、超短波無線電話の常用通信が途絶した場合は、これ等が復旧する間、応急用無線局、携帯用無線局および有線電話の応急架設等をもって通信の確保を図る。

(2) 通信施設の復旧

通信の復旧にあたっては、特に早急に復旧を要する施設の外は、次の順位により復旧を図る。

ア 有線電話の復旧順位

- (ア) 専用回線
 - a 県警察本部～関東管区警察局線
 - b 県警察本部～各警察署線
 - c 警察署～交番、駐在所線
 - d 加入電話
 - e 官公舎電話
- (イ) 構内施設
 - a 県警察本部施設
 - b 警察署施設
 - c 県警察学校、その他の施設

イ 無線施設の復旧順位

- (ア) 極超短波通信施設
- (イ) 県警察本部超短波施設
- (ウ) 警察署超短波施設

第3 生活保護

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。

第6節 災害復旧・復興

■基本的考え方

この計画は、被災者の生活再建や二次災害の防止、社会経済活動の平常化等を図るために実施する復旧・復興計画及び事業について定めるものである。

関係班

全班

第1 復興計画の策定

災害が発生した場合、被災者の生活再建や二次災害の防止、社会経済活動の平常化等を図るため、迅速かつ円滑に復旧・復興を進める必要がある。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改編する事業と位置付けられる。

復興事業を効果的に実施するために、市長は、被災後速やかに復興計画を策定し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

1 災害復興対策本部の設置

市長は、災害発生後、被災状況を的確に把握し、現状復旧とするか、復興とするかを迅速に意思決定し、復興の必要性を認めた場合、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。災害復興対策本部の構成員は災害対策本部を基本とするが、被災地の規模及び内容等に応じて適宜定めるものとする。

2 災害復興方針・計画の策定

(1) 災害復興方針の策定

市長は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員等より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

市長は、災害復興方針に基づき、災害復興計画の策定を行う。災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第2 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

被災した市街地で土地区画整理事業の必要性が認められる場合には、建築基準法第84条に基づく建築制限区域の指定を行い、その旨告示する。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続

被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を実施する。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続で行う。

2 災害復興事業の実施

総務部を中心として災害の状況に応じた関係部課からなる専管部署を設置し、災害復興計画に基づく災害復興事業を推進する。

